

資料編

1. 計画策定経過

・新座市公共施設再配置計画審議会 委員

選出区分	氏名	役職
学識経験者	坪原 紳二	跡見学園女子大学 観光コミュニティ学部教授
	難波 悠 【副会長】	東洋大学大学院 経済学研究科教授
	星野 泉 【会長】	明治大学 政治経済学部教授
関係団体の 代表者	清水 由紀子	新座市町内会連合会会長
	竹之下 力	新座市社会福祉協議会 常任理事兼事務局長
市民	小山 繁	公募市民
	佐々木 佳子	公募市民
	芳野 恵理子	公募市民
市長が必要 と認める者	櫻 博子	新座市公民館運営審議会会長
	鈴木 松江	新座市教育委員会 教育長職務代理者

・新座市公共施設再配置計画審議会 開催概要

回数	日時	議事概要
令和6年度第1回	令和6年11月29日(金) 午後3時～	再配置計画の策定及び 市民アンケートについて等
令和6年度第2回	令和7年3月24日(月) 午後3時～	市民アンケート及び 利用者アンケート調査結果等
令和7年度第1回	令和7年7月28日(月) 午後3時～	公共施設再配置方針(案)等
令和7年度第2回	令和7年8月20日(月) 午後3時30分～	類型別再配置方針等
令和7年度第3回	令和7年11月4日(火) 午前10時～	学校、児童施設、高齢者施設の 再配置方針(案)等
令和7年度第4回	令和8年2月10日(火) 午後3時～	公共施設再配置計画素案

・新座市公共施設再配置計画審議会条例

○新座市公共施設再配置計画審議会条例

令和6年9月25日

条例第32号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、新座市公共施設再配置計画の策定に関し必要な事項を調査審議するため、新座市公共施設再配置計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市民
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、第1条に規定する市長の諮問に係る調査審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新 公 発 第 6 2 号
令和 6 年 1 1 月 2 9 日

新座市公共施設再配置計画審議会
会長 星野 泉 様

新座市長 並 木 傑



新座市公共施設再配置計画の策定について（諮問）

本市の公共施設の多くは建築後40年を経過し、近い将来に一斉に更新時期を迎えようとしています。

施設の更新・維持管理には多額の財源を必要としますが、今後、更新等の投資的経費に充てる財源の確保が難しくなることが見込まれます。全国的な少子高齢化の進行に伴い、生産年齢人口の減少により税収の増加が期待できない状況となること、社会保障経費等の義務的経費の増大が想定されることがその理由であり、このことから、現有施設を全て存続させていくことは極めて困難な状況です。

本市では、公共施設の管理の基本的な考え方の一つとして、総量の適正化を掲げていますが、その実現に向けての一つの手法として、施設の再配置を推進することとしています。この取組をより具体的なものとするため、新座市公共施設再配置計画を策定するに当たり、貴審議会の意見を求めます。

2. 市立小中学校の適正規模・適正配置に関する検討報告

未来もずっとより良い教育環境を実現するために

～市立小中学校の適正規模・適正配置に関する検討報告～

※ この報告書における検討結果は、方向性の一つとして示したものであり、市や教育委員会の方針として決定したものではありません。

令和7年10月

新座市立小・中学校適正配置等検討会議

目 次

1	検討に至った経緯・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	児童・生徒の将来推計・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方・・	4
5	適正配置に係る本市の小中一貫教育の方針・・	5
6	校区別計画・・・・・・・・・・・・・・・・	7
7	参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・	20



1 検討に至った経緯

本市では、全国的に少子高齢化及び人口減少の傾向がみられる中、今後のまちづくりの方向性をきめる重要な計画である「立地適正化計画」、「地域公共交通計画」及び「公共施設再配置計画」の策定に令和6年度から取り組んでいます。このうち、公共施設再配置計画の策定にあたり、公共建築物の全体の約6割（延床面積構成比）を占める学校施設の再配置は、児童生徒に重大な影響を及ぼすため、良好な教育環境を確保する観点で検討することが必要となりました。

また、学校施設は、建築から40年以上経過した建物が大多数であるため、教育委員会においては、新座市学校施設長寿命化計画に基づき、学校施設の計画的なマネジメントを推進しているところですが、公共施設再配置計画は、この計画の見直しに直結するため、施設の耐用年数を踏まえて検討することについても必要が生じています。

こうした経緯から、公共施設再配置計画に反映させることを目的として、教育委員会内に関係所属職員で組織する会議体を設置し、学校施設の配置状況や児童生徒数の推移等の分析を行うとともに子どもたちの学習環境改善の観点を中心に据えた学校施設の適正規模・適正配置と本市の教育の在り方について検討を進めていくこととなったものです。

なお、本検討は限られた期間の中で、教育委員会事務局職員で組織された会議体において行ったものでありますが、学校施設の再配置は地域コミュニティ・まちづくり・防災等多方面に影響を及ぼすことから、公共施設再配置計画策定後も継続して取り組む必要があり、今後の議論を深めていくための第一歩と捉え本報告書を作成しました。

今後は内部での検討にとどまらず、本報告書の内容に対し、学識経験者や学校関係者、保護者の皆様等の意見を参考にしながら、本市の小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針の策定を進めていきたいと考えています。



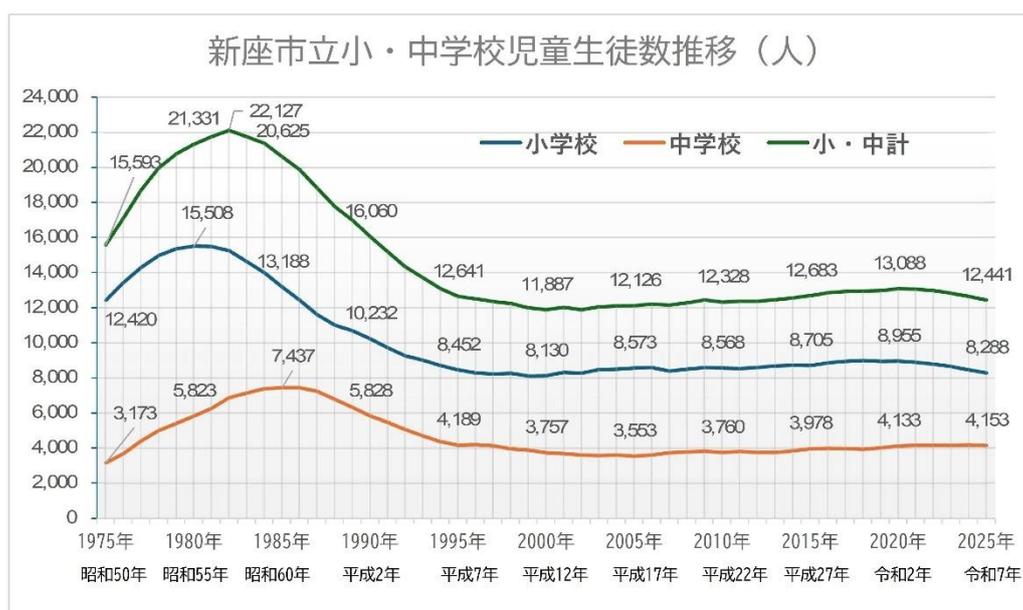
2 現状と課題

近年、全国的に少子化が急速に進行しており、本市においても昭和57年のピーク時には約2万2千人だった児童生徒数が、現在は約1万人少ない1万2千人台を推移している状況です。

また、学校施設においては、昭和40年代から50年代にかけて開校した施設が約8割を占めていることから、更新時期を一斉に迎えており施設の老朽化対策が急務となっています。

本市の児童生徒数を長期的に推計すると、1学年1学級編成となる状況に近い将来生じることが見込まれ、学校教育における児童生徒への影響を最小限にとどめる方策について検討する必要があります。

また、現行の学校施設長寿命化計画については、市立小・中学校すべてを改修することとしています。これは、児童生徒数の減少による学級数の変化を考慮して計画したものではありません。効率的な資源配分の観点から、小・中学校の適正規模・適正配置の考え方を検討し、学校施設長寿命化計画を見直す必要があります。



3 児童・生徒の将来推計

本市の人口見通しをもとにした新座市立小・中学校の児童生徒数の将来推計では、本市の児童生徒数は今後も減少傾向にあり、令和7年度と比較して、令和22年度には小学校児童数は約25%、中学校生徒数は約3.5%減少し、令和42年度には小学校児童数は約34%、中学校生徒数は約31%減少するものと推測されます。

※ 市内在住の私立小・中学校児童生徒数や、市内の開発行為等の動向は考慮していません。



4 学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方

義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的に設置されています。

あわせて、学校では、児童生徒が、集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けることが重要であることから、学校は児童生徒が集団の中で学ぶことのできる一定の規模を維持する必要があります。一定の規模を維持することで、学級の枠を超えた習熟度別の指導や学年内での教員の役割分担による専科指導等、学校組織を効果的に編成した多様な指導形態を実現させることができ、児童生徒一人一人のニーズに応じたきめ細かな対応が可能となります。

(1) 適正な学校規模

学校教育法施行規則第41条において、学校規模は、小学校・中学校ともに「12学級以上18学級以下」が標準とされていることから、本市においても国の基準に準拠し、適正な学校規模を以下のとおりとします。

今後の人口統計、開発行為等の動向を見守りつつ、学級数が11学級以下まで減少し、その後も増加する見込がない場合においては、適正な学校規模を維持するための方策の検討を開始することとします。

また、学級数が19学級以上かつ教室数の不足が予測される場合においても、適正な学校規模を維持するための方策の検討を開始します。

	小規模		適正規模	大規模	
小学校	全学年 単学級	11学級 以下	12学級以上 18学級以下	19学級 以上	教室数 不足
中学校	全学年 単学級	11学級 以下	12学級以上 18学級以下	19学級 以上	教室数 不足
方策	要対応	要検討	維持	要検討	要対応

※義務教育学校は、18学級以上27学級以下が適正規模

(2) 適正な通学条件

現在の通学距離が、小学校においては概ね2km以内、中学校においては概ね4km以内であることから状況を考慮し、通学距離の基準は、小学校を「2km以内」、中学校を「4km以内」とします。

また、通学区域の変更等により通学距離の基準を超える状況が生じる場合は、徒歩による通学手段のほか、必要に応じて自転車、スクールバスの導入等を検討します。

5 適正配置に係る本市の小中一貫教育の方針

(1) 本市における小中一貫教育の必要性

小中一貫教育の必要性は、主に「学びの切れ目をなくし、子どもの成長を連続的・計画的に支えること」、「小中ギャップの解消」、「教員の連携による教育の質の向上」、「学校生活の安定や地域連携」、「学校運営の効率化」といった観点から全国的に高まっています。子ども一人一人の個性や成長を大切にしながら、社会の変化や地域のニーズに応じた柔軟な教育システムを構築するためには、義務教育9年間を一つの連続した教育期間と捉え、発達段階に応じた一貫性のあるカリキュラムにより指導することが有効であり、これにより、子どもたちは小学校、中学校それぞれの学習指導や生活指導のギャップを感じることなく、安心して教育を受けることができます。

本市においても、これからの社会に必要とされる人材を育成するため、各教科等の資質・能力を確実に身に付けさせることのできる授業改善や、いじめ、不登校対策、コミュニティ・スクールによる地域ぐるみの学校づくり等をより充実させる必要がある中、学校の立地や施設の状況、児童・生徒数等の条件を総合的に踏まえた小中一貫教育を市の教育方針として推進することを通して各課題を解決し、子ども一人一人を大切にしたい教育環境を保障する必要があります。

(2) 適正規模で小中一貫教育を推進するメリット

① 児童・生徒の視点から

ア 異学年を含む集団の中で多様な考え方に触れ、互いに認め合い、協力し合いながら課題解決に粘り強く取り組む経験を積み重ねることを通して、これからの時代を生き抜くために必要な資質・能力（生きて働く「知識・技能」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」）を、発達段階に応じて、バランスよく育むことができます。

イ テーマ別に取り組む学習や探究的な学習に取り組むにあたり、多様な選択肢の中から個の興味、関心や必要に応じて主体的に選択することを通して、学習の個性化を実現することができます。

ウ 多様な委員会活動やクラブ活動、学校行事等を通して、多様な経験を積み重ねることで、自他の個性や特性に気付いたり認め合ったりして相互理解を深め、人間関係を豊かに構築することができます。

② 学校運営の視点から

ア 学年担当、学級担当、教科担当、委員会担当等、複数の教員による児童・生徒への関わりとその情報共有を通して、一人一人の児童・生徒を多面的、多角的に捉え、理解することができます。

イ 教員同士が互いの多様な価値観や考え方に触れ、それぞれの強みや専門性を発揮しながら切磋琢磨することを通して、日々の授業づくりや学校の研究を充実させることができます。

ウ 教科担任制により教員の専門性の向上、働き方改革の推進が実現し、より質の高い教育を保障することができます。

エ 校務分掌を複数の教員で分担し、個々の役割を明確にすることにより、きめ細かな責任ある業務が実現します。

オ 学校施設の防火責任者を複数の教員で分担したり、避難等が必要な危機が生じた際の役割を複数の教員で分担したりすることにより、不測の事態に対する適切な対応が実現し、児童・生徒の安全を保障することができます。

カ 学校の統合が実施された場合、統合対象校区の教育資源を積極的に活用することにより、地域との連携が強化され、コミュニティ・スクールが推進されます。

(3) 小中一貫教育を推進することで想定されるデメリット

① 児童・生徒の視点から

ア 施設一体型の学校で9年間を過ごす場合、人間関係が固定化するなど、新しい環境への適応力が育ちにくい可能性があります。

イ 義務教育学校の場合、最高学年は9年生のみとなることから、リーダーシップを発揮する機会が限られる可能性があります。

② 学校運営の視点から

ア 小学校と中学校のカリキュラムや指導方針を統一することで、学校独自の特色が出しにくくなる可能性があります。

イ 小学校と中学校の施設を一体化する場合、机や椅子のサイズ、流しやトイレの高さ、特別教室の設備など、運営や施設の維持、管理が複雑になる可能性があります。

(4) 小中一貫教育を効果的に推進するために必要なこと

小中一貫教育を推進するにあたっては、本市の教育基本方針を明確にするとともに、小中一貫教育にかかる基本方針のもと、小学校と中学校がより連携を密にして教育課程を編成し、絶えず見直しを図りながら教育活動を充実させることが重要です。あわせて、各中学校区の教職員が、めざすビジョンや児童・生徒の状況等について共通理解を図る機会や、各地域の教育資源を相互に理解し効果的に活用する機会等を計画的かつ継続的に設定するなどして、子ども一人一人を大切にしたい教育環境を構築する必要があります。

6 校区別計画

4、5の考え方をもとに、本市の人口見通しをもとにした新座市立小・中学校の児童生徒数の将来推計から今後の学級数を見通し、適正規模を維持するために学校を統合する可能性について、6つの中学校区ごとに検討しました。その際、普通教室数の推計のほか、現在または将来的に必要な見込まれる教室（特別支援学級、通級指導教室、日本語指導教室、校内支援ルーム、相談室など）を考慮するとともに、義務教育学校や小中一貫校とする可能性についても検討しました。

各中学校区ごとの検討結果を次項から示します。

(1) 検討内容について

1 小規模校化する学校の統合について

2 小学校と中学校の施設を一体化（義務教育学校や小中一貫校）とする ことの可能性について

義務教育学校・・・学校教育法で新たに定義された学校種の一つです。小学校と中学校の課程を統合し、9年間を見通した教育課程を編成して運営されます。学校存続のための選択肢として、今後も増えていく見通しとなっています。



9年制の学校

小中一貫校・・・小学校6年間、中学校3年間の枠は変えないまま、9年間の教育課程に一貫性を持たせて運営されます。教職員はそれぞれに配置され、施設は一体型と分離型があります。

施設一体型

小学校機能と中学校機能を同じ建物に一体化させ整備することで一貫教育を行うものです。組織は別々ですが、連携を取りやすい形態となっています。



施設分離型

それぞれの敷地に施設が存在しますが、教育課程を一貫化し連携を強めて教育を行うことができる形態です。既存の施設を活用することができます。



I. 新座中学校区

【検討内容】

●普通学級数の見直し

学校名	教室 保有数	2025	2026	2027	2028	2029	2030	~		2034	2035	~		2040	2045	2050	2055
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R16	R17	R22	R27	R32	R37				
野火止小学校	22	18	18	17	17	17	16	16	16	13	13	13	13				
陣屋小学校	18	13	13	13	12	11	10	10	10	10	10	10	9				
新座中学校	21	13	14	16	18	18	17	17	17	16	16	14					

令和11年度から陣屋小が小規模化する見直し

●適正規模を維持するための方策

既存の校舎を活用し小学校2校を1校にすることができるかを検討したところ、校舎の教室保有数が足りないため、統合できる時期が見込めないことがわかりました。

したがって、学区の見直しにより適正規模を維持することが現実的であると考えます。

●学校の位置と通学条件の変化等

仮に小学校2校を統合した場合、通学距離が最大3km程度となり、基準の2kmを大きく超えることとなります。小学校2校を新座中学校1校に統合する場合は、さらに遠くなるエリアが発生します。



●小中一貫校化の可能性

長寿命化計画では、令和16年度に新座中学校を建て替えとしているため、その時期に併せて小学校を統合できる可能性があります。しかし、陣屋小学校の場合、小学校約10学級、中学校約17学級となり適正規模を維持することができますが、野火止小学校を統合する場合、小学校約16学級、中学校約17学級となり全体の規模が大きくなってしまいう状況や、通学距離が基準を超えてしまう状況が生じます。そのため、適正規模を維持するための方策として、陣屋小学校と新座中学校の施設一体型及び野火止小学校と新座中学校の施設分離型での小中一貫校化が現実的であると考えます。

II. 第二中学校区

【検討内容】

●普通学級数の見通し

学校名	教室 保有数	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2035		2040		2045		2050		2055	
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	～	R17	～	R22	～	R27	～	R32	～	R37
大和田小学校	29	23	20	20	19	19	18		18		18		18		18		18
東北小学校	30	25	24	24	24	24	25		23		22		20		20		19
東野小学校	28	24	23	23	23	22	21		20		19		19		18		17
第二中学校	35	26	28	29	29	27	27		27		26		24		24		21

今後も大規模化が継続する見通し

●適正規模を維持するための方策

適正規模を維持するためには、新たに学校を設置するか、大規模化する学校の学区を縮小し、児童生徒数を調整する必要があります。市街地であるため、新たな学校を設置する敷地を確保することが難しいことから、学区の見直しにより適正規模を維持することが現実的であると考えます。

●学校の位置と通学条件の変化等

現在小学校は、大和田小学校区の一部を除き、1 km程度の通学距離の範囲にあります。中学校は、2 km程度の通学距離の範囲にあります。

学区図



●小中一貫校化の可能性

学区内の小学校、中学校とも大規模校であり、施設を一体化すると2,000名程度の児童生徒数を持つ学校となり、安全面や管理上の課題が上乗せされる懸念があります。また、第二中学校は長寿命化改修工事をすでに実施していることから、小中一貫校化する場合は、施設分離型が現実的であると考えます。

Ⅲ. 第三中学校区

【検討内容】

●普通学級数の見通し

学校名	教室保有数	2025	2026	2027	2028	2029	2030	～	2033	2034	2035	～	2040	2045	2050	2055
		R7	R8	R9	R10	R11	R12		R15	R16	R17		R22	R27	R32	R37
片山小学校	21	16	16	15	14	13	12		12	12	12		12	12	12	12
第四小学校	26	18	19	19	19	17	16	～	16	15	15		15	14	14	14
池田小学校	22	14	13	13	12	12	12		11	11	11		10	10	10	10
栄小学校	16	12	13	13	13	13	13		13	13	13		12	12	12	12
第三中学校	29	21	21	20	19	18	18		18	18	18		18	16	16	15

池田小学校が令和15年から小規模化する見通し

●適正規模を維持するための方策

既存の校舎を活用し小学校4校を3校にできるかを検討したところ、校舎の長寿命化改修工事実施中の第四小学校と池田小学校はそのまま活用することとし、また、片山小学校については、第五中学校区にもまたがっていることから、後述する第五中学校区内の小学校の統合に影響を及ぼすため、そのまま活用することとしました。

その結果、栄小学校を他の小学校へ統合することが可能であることがわかりました。

●学校の位置と通学条件の変化等

栄小学校の児童を第四小学校及び池田小学校へ分散させた場合、通学距離は1 km程度に収まります。栄地域から池田小学校までの通学路は、ほぼ平坦であるため児童の通学に係る負担が増加するなどの支障はありませんが、新塚地域から第四小学校までの通学路は、高低差のある黒目川を越える必要が生じます。

学区図



●小中一貫校化の可能性

第四小学校及び池田小学校は長寿命化改修工事により、校舎をそのまま活用することとしているため、小中一貫校とする場合は、施設分離型が現実的であると考えます。

【再編・統合の方向性】



【スケジュール案】

学校名	年度	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	
片山小学校	長寿命化し存続								長寿命化												
第四小学校	長寿命化し存続 長寿命化															統合					
池田小学校	長寿命化し存続 長寿命化										小規模化解消のための検討				統合						
栄小学校	第四小学校、池田小学校に統合															統合					
第三中学校	長寿命化し存続						長寿命化														

【懸案事項】

- ・新塚地区の児童の6割が栄小学校に隣接している国家公務員宿舎に在住していることから、第四小学校、池田小学校に分散されることによる通学条件の変化や、浸水想定区域内に位置する第四小学校に通うこととなることについて丁寧に説明し、住民の理解を十分に得る必要があります。

IV. 第四中学校区

【検討内容】

●普通学級数の見直し

学校名	教室 保有数	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2035		2040		2045		2050		2055
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	~ R17	~ R22	~ R27	~ R32	~ R37				
新開小学校	21	14	13	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
新座小学校	23	12	12	12	12	11	11	11	10	10	10	10	10	10	10	
第四中学校	24	13	13	14	13	13	12	12	12	12	12	10	10	10	10	

令和11年度から新座小学校、令和32年度から第四中が小規模化する見直し

●適正規模を維持するための方策

既存の校舎を活用し、小学校2校を1校にできるかを検討したところ、令和22年以降に新座小学校の校舎を活用して統合することが可能であることがわかりました。第四中学校の小規模化については、学区の見直しにより適正規模を維持することが望ましいと考えます。

●学校の位置と通学条件の変化等

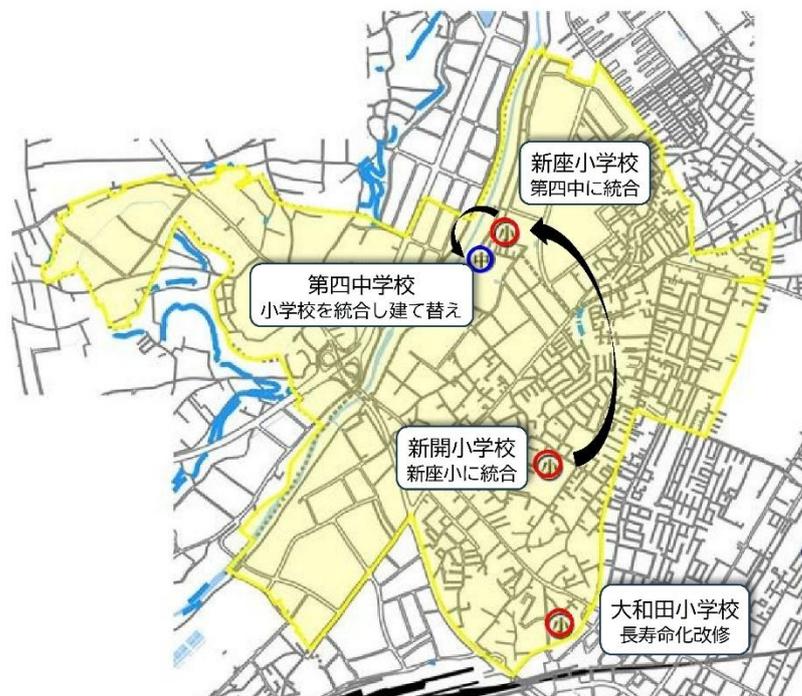
小学校2校を統合した場合、通学距離は2km程度に収まります。ただし、大和田1丁目、5丁目から新座小学校までの通学路は、高低差があります。



●小中一貫校化の可能性

小学校2校を統合することで、第四中学校区に小学校1校、中学校1校となりますので、義務教育学校とすることが可能です。ただし、第四中学校の既存の校舎のままで義務教育学校にすると、教室数に不足が生じることから、義務教育学校とする場合は、第四中学校の校舎を長寿命化改修ではなく建て替える必要があります。

【再編・統合の方向性】



【スケジュール案】

学校名	年度																																									
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30																		
新開小学校	新開小学校に統合後、第四中学校に統合															代替校舎使用																										
新座小学校	新開小学校を統合後、第四中学校に統合															統合																										
第四中学校	小学校と一体化し建て替え										小規模化解消のための検討										統合		統合																			
																										施設一体型の検討					解体		建て替え		統合							

【懸案事項】

- ・第四中学校は柳瀬川の浸水想定区域にあることから、建て替え地としてふさわしいかどうかの判断が必要となります。
- ・第四中学校の建て替え中に新開小学校を中学校の代替校として使用することができれば、現在の校舎と同じ位置に建て替えることが可能となり、校庭、体育館などの建て替えを同時に行う必要がなくなります。
- ・第四中学校区には、大和田小学校区、東北小学校区の一部が属しており、義務教育学校化する場合、学区の見直しが必要となります。

V. 第五中学校区

【検討内容】

●普通学級数の見通し

学校名	教室 保有数	2025	2026	2027	2028	2029	2030	～	2035	～	2040	～	2045	～	2050	～	2055
		R7	R8	R9	R10	R11	R12		R17		R22		R27		R32		R37
八石小学校	22	12	12	12	12	11	11		11		11		11		11		11
野寺小学校	27	22	21	20	19	18	18		18		17		16		16		15
栗原小学校	15	13	12	11	9	8	8		8		7		7		7		7
第五中学校	28	19	20	20	21	21	20		20		19		17		17		14

栗原小学校が令和9年度から八石小学校が令和11年度から小規模化する見通し

●適正規模を維持するための方策

既存の校舎を活用し小学校3校を2校にすることができるか検討したところ、栗原小学校か八石小学校を他の小学校に統合することが可能であることがわかりました。

●学校の位置と通学条件の変化等

八石小学校の児童を他の小学校に分散する場合、ほか3校※へおおよそ均等に分散され、通学距離は1 km程度に収まります。

また、栗原小学校、片山小学校までの通学路はほぼ平坦ですが、野寺小学校までの通学路は、中沢川周辺の高低差を超える必要があります。

栗原小学校の児童を他の小学校に分散する場合、八石小学校、野寺小学校へ分散させ、野寺小学校、八石小学校の児童を一部片山小学校に分散させることとなります。その際も、通学路に高低差が生じます。



※片山小学校は、第三中学校区と第五中学校区にまたがっているため栗原小学校、野寺小学校、片山小学校を指します。

●小中一貫校化の可能性

近接する野寺小学校と第五中学校との校舎の一体化が考えられますが、野寺小学校の規模が大きいこと、また、第五中学校の敷地の形状等から施設分離型で小中一貫校化することが現実的であると考えます。

【再編・統合の方向性】



【スケジュール案】

学校名	年度	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048
	年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30
片山小学校	長寿命化し存続																								
八石小学校	片山小学校、野寺小学校、栗原小学校に統合																								
野寺小学校	長寿命化し存続																								
栗原小学校	長寿命化し存続																								
第五中学校	長寿命化し存続																								

【懸案事項】

- ・栗原小学校の既存の施設が小規模であるため、適正規模の下限でしか普通教室数を確保することができません。
- ・統合する場合は、高低差等に配慮した学区を編成する必要があります。
- ・片山小学校校区は、第三中学校区、第五中学区にまたがっていることから小中一貫校化するにあたりどのように連携していくか検討する必要があります。

VI. 第六中学校区

【検討内容】

●普通学級数の見通し

学校名	教室 保有数	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2035		2040		2045		2050		2055	
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	～	R17	～	R22	～	R27	～	R32	～	R37
西堀小学校	20	13	14	15	16	17	17		15		13		12		12		12
新堀小学校	19	17	16	16	15	14	14		14		13		12		12		12
石神小学校	22	17	16	15	14	12	10		10		10		10		10		10
第六中学校	31	17	19	19	20	20	20		19		19		17		17		15

石神小学校が令和12年度から小規模化の見通し

●適正規模を維持するための方策

既存の校舎を活用し小学校3校を2校にすることができるかを検討したところ、西堀小学校を他の小学校へ統合することが可能であることがわかりました。

●学校の位置と通学条件の変化等

西堀小学校の児童を新堀小学校、石神小学校に分散させた場合、通学距離はいずれも2km程度に収まります。

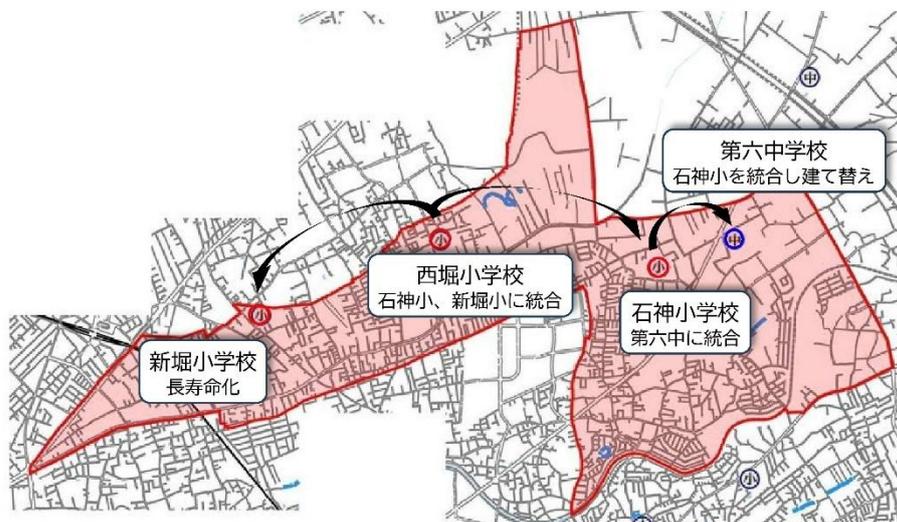


●小中一貫校化の可能性

近接している石神小学校と第六中学校の施設一体型の小中一貫校化が考えられます。ただし、第六中学校の既存の校舎のままでは、教室数に不足が生じることから、第六中学校の校舎を長寿命化改修ではなく建て替える必要があります。

また、その上で第六中学校区にある新堀小学校と施設分離型による小中一貫校化が現実的であると考えます。

【再編・統合の方向性】



【スケジュール案】

学校名	2025 2026 2027 2028 2029 2030 2031 2032 2033 2034 2035 2036 2037 2038 2039																	~	2044 2045 2046 2047 2048 2049 2050 2051						
	年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21		R26	R27	R28	R29	R30	R31	R32	R33
西堀小学校	新堀小学校、石神小学校に統合後、第六中学校に統合																		代替校舎使用 統合						
新堀小学校	長寿命化し存続																		統合						
石神小学校	西堀小学校を統合後、第六中学校に統合																		小規模化解消のための検討 統合						
第六中学校	石神小学校と一体化し建て替え																		解体 建て替え 統合						

【懸案事項】

- ・統合が必要となった時点での住宅の分布の状況に応じて学区の編成を考える必要があります。
- ・他の学校と統合する時期には、西堀小学校の校舎が築79年を超えることが想定されるため、統合前に相応の改修を行う必要があります。
- ・小中一貫校化する場合、石神小学校は第六中学校との施設一体型、新堀小学校は施設分離型とすることから、中学校との連携に差が生じないようにする必要があります。

7 参考資料

新座市立小・中学校適正配置等検討会議設置要綱	21
本会議の開催・検討経緯	23
市内小中学校位置図	24
中学校区ごとの通学距離	25
校舎工事計画	28
学校施設と児童・生徒数	30

新座市立小・中学校適正配置等検討会議設置要綱

(令和7年4月25日策定)

(設置)

第1条 新座市立小・中学校のより良い教育環境の実現に向けて、適正規模や適正配置について検討を行うため、新座市立小・中学校適正配置等検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、前項の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討・協議しその結論を教育長に報告する。

- (1) 市立小・中学校の適正規模・適正配置に関すること。
- (2) 前号の基本的な考え方となる教育方針に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育総務部長
- (2) 学校教育部長
- (3) 教育総務部副部長
- (4) 学校教育部副部長
- (5) 教育総務部教育総務課長
- (6) 教育総務部教育総務課施設整備室長
- (7) 学校教育部学務課長
- (8) 学校教育部教育支援課長
- (9) 学校教育部教育相談センター室長

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条1項に規定する所掌事項が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討会議の委員長は、教育総務部長を充てる。

- 2 検討会議の副委員長は、学校教育部長を充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、特に必要と認めるときは、委員以外の職員に対し会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁のあった日から実施する。

令和7年度4月 小・中学校適正配置等検討会議委員名簿

	役 職	氏名
委員長	教育総務部長	齋藤 寿美子
副委員長	学校教育部長	近藤 章宏
委員	教育総務部副部長	井口 幸彦
	学校教育部副部長兼教育支援課長	山崎 孝雄
	教育総務部教育総務課長	森山 栄一郎
	学校教育部学務課長	大内 敦史
	学校教育部教育相談センター室長	坂根 英子
	教育総務部教育総務課施設整備室長	高橋 誠司
事務局	教育総務課	

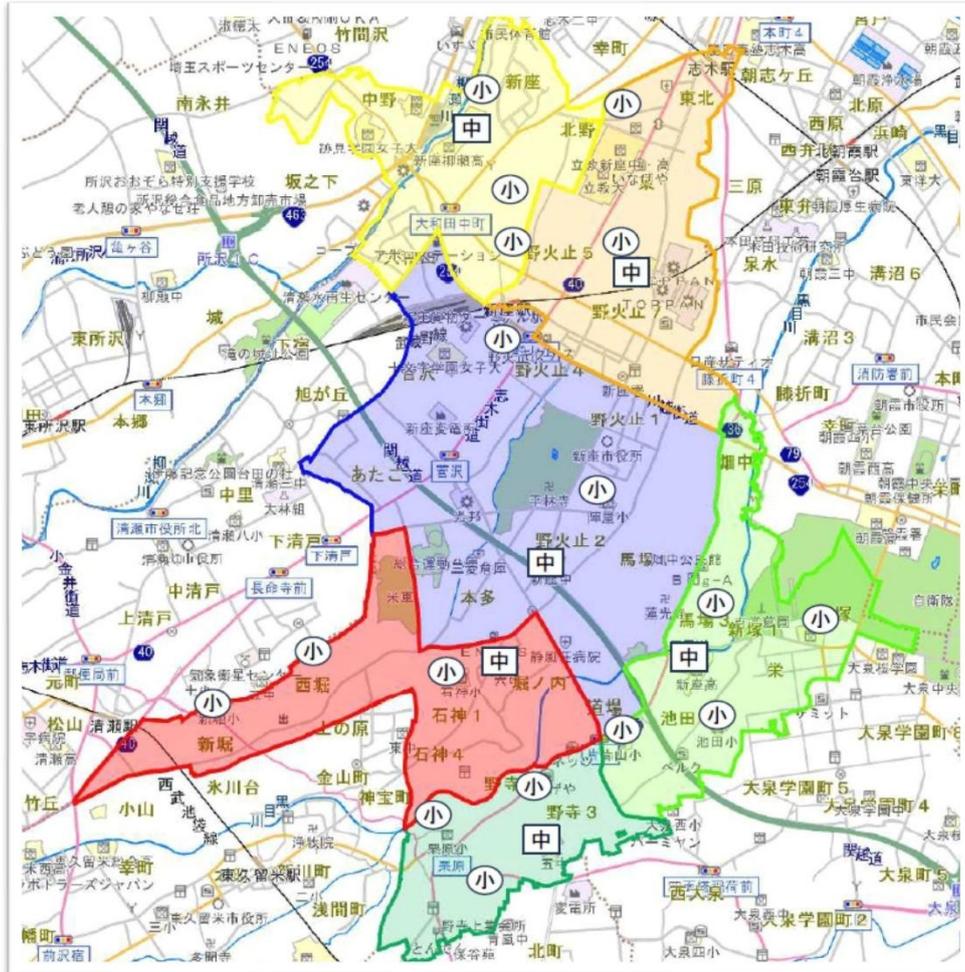
本会議の開催・検討経緯

- 第 1 回 開催日：令和 7 年 5 月 2 日
議 題：会議の位置付け、スケジュール、進め方、現状課題の共有、
検討にあたり必要なデータについて
- 第 2 回 開催日：令和 7 年 5 月 13 日
議 題：学校ごとの学級数推計の方法、義務教育学校と小中一貫校の
違いと一貫教育について
- 第 3 回 開催日：令和 7 年 5 月 19 日
議 題：検討に当たっての観点、条件の抽出、推計データの状況
小規模化解消に係る検討開始時期の想定について
- 第 4 回 開催日：令和 7 年 6 月 3 日
議 題：統合検討の基準、小中一貫教育の進め方について
- 第 5 回 開催日：令和 7 年 6 月 16 日
議 題：将来推計の採用と学級数の見込み、通学条件の設定について
- 第 6 回 開催日：令和 7 年 6 月 20 日
議 題：教育委員会定例会への報告内容、通学距離について
- 第 7 回 開催日：令和 7 年 7 月 2 日
議 題：中学校区ごとの検討(新座中学区、第二中学区、第四中学区)
- 第 8 回 開催日：令和 7 年 7 月 17 日
議 題：中学校区ごとの検討(第三中学区、第五中学区、第六中学区)
- 第 9 回 開催日：令和 7 年 7 月 24 日
議 題：小学校区の想定、最終報告書のまとめ方について
- 第 10 回 開催日：令和 7 年 8 月 5 日
議 題：報告書まとめ(案)の意見抽出、小中集約化の効果について
- 第 11 回 開催日：令和 7 年 8 月 19 日
議 題：報告書(案)の意見抽出

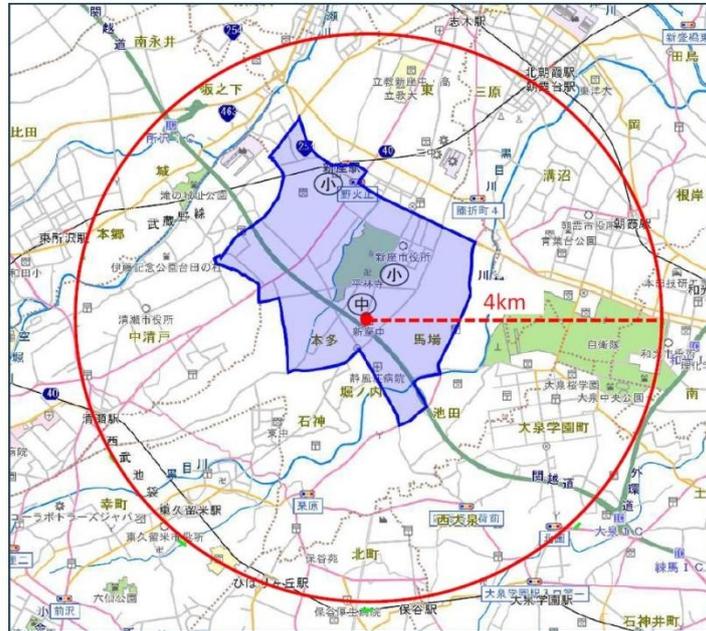
令和 7 年 9 月 26 日、教育長へ検討結果報告

市内小中学校位置図

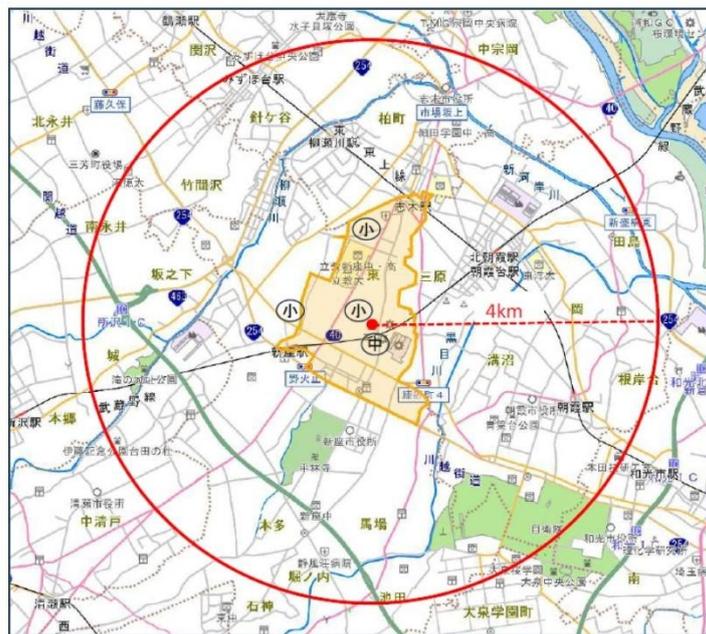
小学校 17校 中学校 6



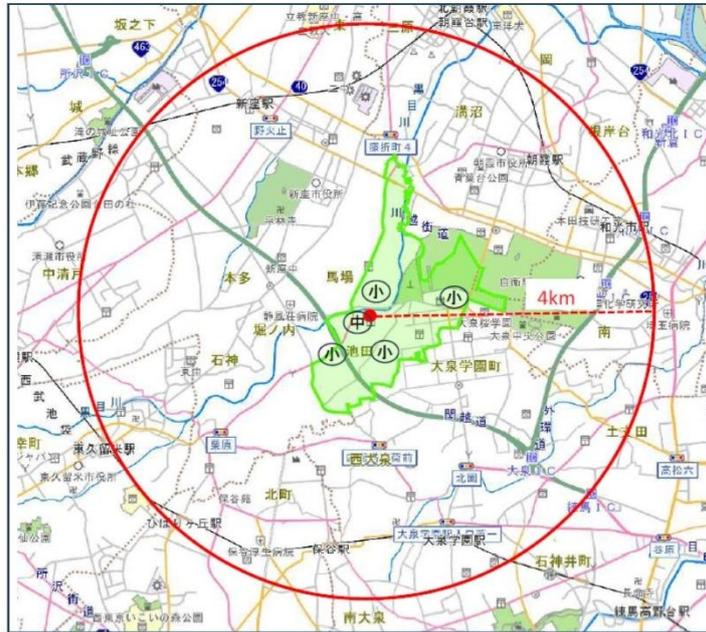
中学校区ごとの通学距離
新座中学校区



第二中学校区



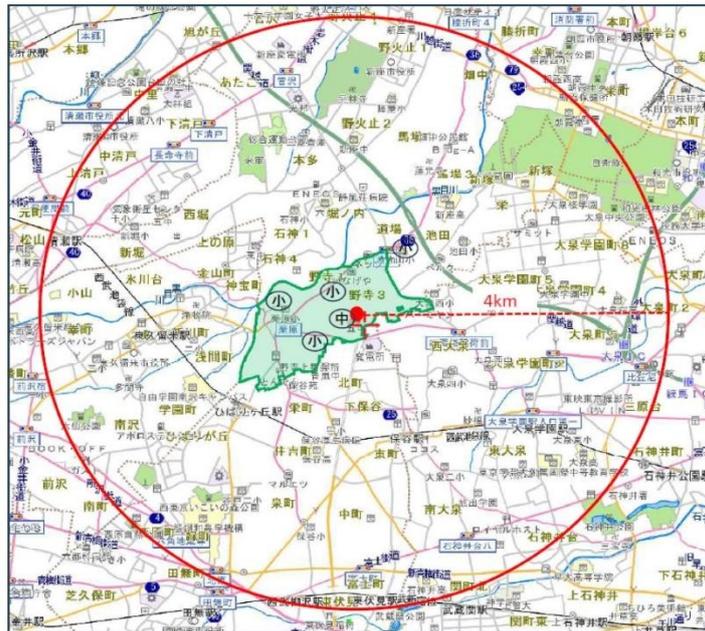
第三中学校区



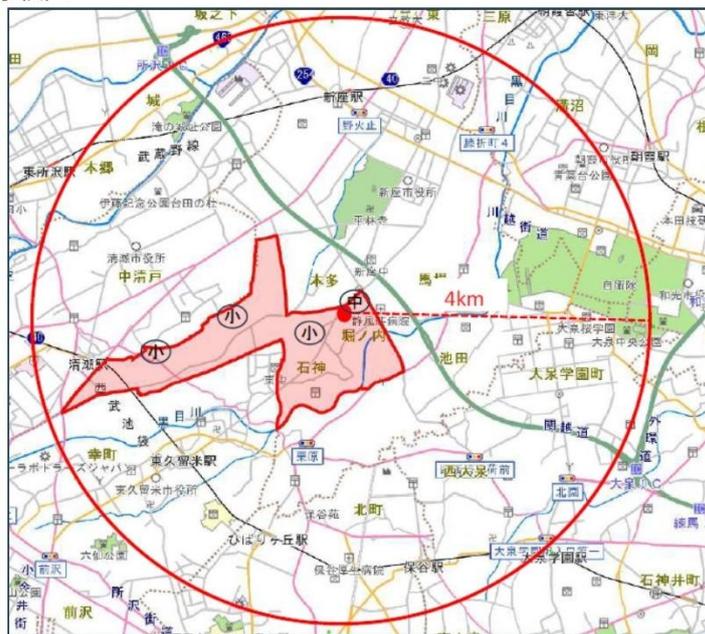
第四中学校区



第五中学校区



第六中学校区



校舎工事計画 (検討後計画)

年度	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050			
	学校名	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31	R32		
新座中学校											校舎改築	解体工																
野火止小学校			校舎長寿	給長寿																								
陣屋小学校															統合													
第二中学校	長寿命化工事完了(R7年度)																											
大和田小学校				改修																						校舎長寿		
東北小学校	校舎長寿	給長寿																										
東野小学校		給長寿									校舎長寿																	
第三中学校			給長寿	校舎長寿																								
片山小学校						校舎長寿	給長寿																					
第四小学校	校舎長寿	給長寿																										
池田小学校	校舎長寿																											
栄小学校														統合														
第四中学校																解体工	校舎改築											
新開小学校	劣化診断														統合													
新座小学校	劣化診断																		統合									
第五中学校					校舎長寿	給長寿																						
八石小学校										統合																		
野寺小学校										校舎長寿																		
栗原小学校								校舎長寿	給長寿																			
第六中学校																				解体工	校舎改築							
西原小学校	劣化診断																	統合										
新瓶小学校											校舎長寿																	
石神小学校																									統合			

校舎工事計画（検討前計画）

年度 学校名	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050		
	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31	R32		
新座中学校											校舎改築	解体工															
野火止小学校		校舎長寿	給長寿																								
陣屋小学校																校舎長寿	給長寿										
第二中学校	長寿命化工事完了(R7年度)																										
大和田小学校	改修																校舎長寿	給長寿									
東北小学校	校舎長寿	給長寿																									
東野小学校		給長寿									校舎長寿																
第三中学校			給長寿	校舎長寿																							
片山小学校						校舎長寿	給長寿																				
第四小学校	校舎長寿	給長寿																									
池田小学校	校舎長寿																										
栄小学校						校舎長寿	給長寿																				
第四中学校														校舎長寿	給長寿												
新開小学校						校舎長寿	給長寿																				
新座小学校			校舎長寿																								
第五中学校					校舎長寿	給長寿																					
八石小学校									校舎改築	解体工																	
野寺小学校									校舎長寿																		
栗原小学校								校舎長寿	給長寿																		
第六中学校																校舎長寿	給長寿										
西殿小学校			校舎長寿	給長寿																							
新堀小学校											校舎長寿																
石神小学校												校舎長寿	給長寿														

学校施設と児童・生徒数

令和7年5月1日現在

学校名	竣工年	校 地(m ²)			児童／ 生徒数	児童・生徒一 人当たりの校 地面積	学級数		屋内運 動場 (m ²)	武道場 (m ²)
		建物敷地	運動場	計			学級数	内 特別 支援学級		
大和田小学校	2002年	7,783	3,700	11,483	746	14.72	27	2	996	-
西堀小学校	1969年	6,440	9,000	15,440	346	45.01	14	2	787	-
片山小学校	1970年	4,307	7,976	12,283	473	25.07	20	4	795	-
第四小学校	1969年	8,118	5,777	13,895	568	24.38	21	3	781	-
八石小学校	1969年	4,873	5,827	10,700	298	36.64	14	2	799	-
東北小学校	1969年	5,892	5,876	11,768	818	14.73	28	2	717	-
野火止小学校	1972年	6,112	9,027	15,139	557	26.33	21	3	840	-
野寺小学校	1972年	5,039	7,315	12,354	710	16.92	26	3	833	-
池田小学校	1973年	5,971	6,049	12,020	430	26.02	18	3	831	-
新堀小学校	1975年	7,626	4,093	11,719	450	25.87	18	2	833	-
東野小学校	1975年	5,850	6,804	12,654	764	17.12	28	4	840	-
栄小学校	1976年	8,399	9,962	18,361	306	56.50	14	2	831	-
石神小学校	1976年	7,150	6,879	14,029	545	23.98	21	3	840	-
新開小学校	1977年	8,315	6,039	14,354	399	33.46	17	3	833	-
栗原小学校	1978年	5,544	5,976	11,520	363	29.46	15	2	850	-
陣屋小学校	1979年	9,186	5,473	14,659	402	36.56	15	2	1,016	-
新座小学校	1970年	9,028	8,234	17,262	284	59.52	15	3	833	-
合 計	-	115,633	114,007	229,640	8,459	26.54	332	45	14,255	-
新座中学校	1966年	6,915	18,645	25,560	500	49.63	16	2	1,516	462
第二中学校	1971年	11,325	14,549	25,874	980	26.38	30	4	1,121	570
第三中学校	1973年	8,790	9,339	18,129	765	23.39	24	3	1,253	468
第四中学校	1977年	11,589	16,642	28,231	477	57.26	16	3	1,280	346
第五中学校	1977年	9,218	14,794	24,012	771	32.58	24	4	1,044	381
第六中学校	1980年	12,500	15,800	28,300	698	41.93	21	3	1,328	361
合 計	-	60,337	89,769	150,106	4,191	35.94	131	19	7,542	2,588

3. データ集

(1) 類型別データ

1) 利用状況

【データの見方】

○年間延べ利用者数として集計している類型（施設）

公民館・コミュニティセンター、ふれあいの家、集会所、高齢福祉施設、福祉の里障がい者福祉センター、スポーツ施設、文化施設等、保健施設、市営墓園（斎場）、公園事務所（一般利用ではなく、事務所に従事した延べ人数）、自転車駐車場

○年間の登録者数（各月の登録者数の合計人数）として集計している類型

放課後児童保育室

○定員として集計している類型（施設）

障がい者施設（福祉の里障がい者福祉センターと児童発達支援センターを除く。）、保育園

○登録者数として集計している類型（施設）

児童発達支援センター、小中学校（児童・生徒数）、消防団車庫（団員数）

○利用者数データを計上していない類型（施設）

庁舎、シルバー人材センター、公衆トイレ

【データ表の見方】

○データ表内の空欄、ゼロなどは次の理由によります。

- ・道場集会所 令和5年（2023年）築
- ・新堀一丁目集会所 平成30年（2018年）年築
- ・東三丁目集会所 平成28年（2016年）年築
- ・第二老人福祉センター 令和元年（2019年）年築
- ・高齢者いきいき広場の令和2年（2020年）・令和3年（2021年）
※新型コロナウイルス感染症の流行及び財政非常事態宣言の発出に伴う事業の見直し（令和2年度途中から令和3年度まで高齢者いきいき広場を休止しました。ただし、一部施設は令和3年度途中から自主運営により再開）をしたことによるものです。
- ・児童発達支援センター 令和元年（2019年）築
- ・ふらっと 平成30年（2018年）築
- ・にいざ生活支援センター 平成29年（2017年）築
- ・歴史民俗資料館 令和3年（2021年）と令和4年（2022年）は休館
- ・東野ココフレンド 令和5年（2023年）に移転
- ・志木駅南口自転車駐車場 令和2年（2020年）築

①施設利用者数[平成 27 年度（2015 年度）から令和 6 年度（2024 年度）]

類型	施設名	年度										
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
1. 公民館・コミュニティセンター	中央公民館	66,345	65,361	64,964	66,030	59,354	25,781	34,048	40,677	42,177	44,063	
	栗原公民館	47,321	44,043	51,827	40,107	35,708	15,995	20,811	22,170	21,361	22,536	
	栄公民館	26,895	22,197	24,161	26,240	23,581	9,126	13,142	17,413	18,553	18,412	
	畑中公民館	37,118	37,781	35,533	35,208	30,272	14,430	17,767	21,733	24,925	27,977	
	大和田公民館	45,162	43,608	44,458	42,068	35,560	14,655	22,312	25,459	28,294	30,275	
	野火止公民館	84,627	83,334	88,397	123,631	108,510	26,992	48,760	63,103	64,121	66,745	
	東北コミュニティセンター	40,782	40,662	38,972	39,146	34,351	12,389	25,155	28,510	28,734	31,376	
	西堀・新堀コミュニティセンター	34,726	31,579	29,298	31,637	30,579	11,636	19,970	21,184	28,822	27,700	
	年度計	382,976	368,565	377,610	404,067	357,915	131,004	201,965	240,249	256,987	269,084	
2. ふれあいの家	栗原ふれあいの家	8,114	8,415	9,103	9,726	7,899	1,837	3,044	4,365	5,381	5,784	
	新堀ふれあいの家	13,404	13,043	11,814	12,199	10,312	3,502	3,819	4,183	5,620	5,910	
	東ふれあいの家	14,784	12,591	11,506	11,843	10,398	2,650	4,990	6,294	8,092	8,991	
	北野ふれあいの家	14,596	15,767	16,704	18,244	16,062	4,836	8,021	10,889	12,371	12,703	
	新座ふれあいの家	9,356	11,353	11,462	11,591	12,528	4,463	7,263	10,492	13,631	13,534	
年度計	60,254	61,169	60,589	63,603	57,199	17,288	27,137	36,223	45,095	46,922		
3. 集会所	池田・前原集会所	8,173	7,174	7,080	7,333	6,572	532	1,657	2,921	3,392	3,172	
	栄集会所	8,230	8,832	9,030	9,716	9,150	3,341	5,099	6,065	6,041	6,524	
	栄中央集会所	6,729	6,895	6,958	5,341	5,555	1,293	2,153	3,282	3,138	4,105	
	栄五丁目集会所	6,370	5,911	6,048	6,107	4,087	937	1,288	1,333	1,825	2,278	
	道場集会所	—	—	—	—	—	—	—	—	3,444	5,143	
	野寺集会所	6,773	7,057	6,567	6,338	6,598	1,654	3,562	5,151	7,238	8,063	
	野寺三丁目集会所	2,129	1,664	1,959	1,902	1,949	368	709	1,301	1,809	1,370	
	野寺上集会所	6,330	4,786	4,288	4,013	3,626	689	873	1,527	2,628	2,591	
	栗原第一集会所	3,001	1,655	2,488	5,076	4,702	1,109	1,343	1,695	2,108	2,201	
	栗原の森集会所	5,233	6,066	5,121	4,909	4,717	838	1,556	1,941	2,898	2,908	
	武野集会所	4,582	4,588	4,680	4,764	4,705	994	1,554	2,496	2,747	3,348	
	栗原六丁目集会所	4,125	4,613	4,457	4,753	3,774	730	1,246	1,863	3,151	3,822	
	北原集会所	8,199	7,690	7,567	7,022	7,937	1,169	1,579	3,275	5,833	5,693	
	石神集会所	12,251	11,172	10,933	10,629	10,167	3,117	2,907	3,549	5,226	5,942	
	堀ノ内集会所	5,904	6,354	5,344	6,129	5,000	935	2,130	2,214	3,179	3,515	
	新堀一丁目集会所	—	—	—	4,460	4,119	823	1,669	2,294	3,592	3,031	
	新堀三丁目集会所	3,263	4,109	4,548	4,436	3,574	1,061	1,779	1,771	1,241	1,034	
	西堀集会所	6,978	5,379	5,439	5,119	3,931	758	1,559	2,905	1,608	2,460	
	あたご・菅沢集会所	6,150	6,458	5,652	6,744	6,050	1,859	2,045	2,799	3,303	3,388	
	馬場集会所	6,892	7,897	7,459	7,758	5,733	1,595	1,382	1,741	2,605	2,217	
	大和田一丁目集会所	4,406	4,094	4,142	2,243	2,083	264	438	1,469	2,385	2,366	
	大和田杉山集会所	3,069	3,071	3,378	3,326	3,385	534	515	933	1,234	1,406	
	大和田集会所	5,560	4,905	4,192	3,745	3,557	607	1,098	1,606	2,181	1,548	
	新座一丁目集会所	7,977	8,010	8,085	7,414	6,582	2,200	3,015	4,341	7,134	4,557	
	中原・本多集会所	5,172	4,515	5,202	5,910	6,091	1,945	3,591	3,733	4,384	3,852	
	西分集会所	8,927	9,001	8,264	7,670	6,617	1,077	2,238	3,238	5,248	5,920	
	菅沢集会所	1,303	1,293	1,694	1,567	1,176	538	671	511	550	582	
	野火止四丁目集会所	6,071	6,090	5,658	5,235	4,919	2,340	2,416	2,950	3,658	3,378	
	野火止五丁目集会所	7,044	6,707	5,822	5,602	5,224	1,396	1,954	2,233	2,561	2,348	
	野火止中集会所	5,200	4,936	5,626	6,336	4,653	2,100	2,523	2,764	2,882	3,765	
	野火止集会所	4,245	4,203	4,581	4,669	4,879	3,239	3,333	2,918	2,788	3,947	
	野火止八丁目集会所	1,778	1,598	1,927	1,724	1,711	267	343	477	554	547	
	中野集会所	997	889	825	773	612	177	223	576	469	418	
	北野・東北集会所	7,655	7,836	7,250	6,507	6,757	1,326	3,966	5,223	5,556	5,575	
東一丁目集会所	7,205	8,222	8,398	7,739	6,980	1,446	2,652	4,632	5,250	5,385		
東三丁目集会所	—	4,550	6,944	6,424	5,901	1,138	2,368	4,173	4,687	4,226		
野火止一丁目集会所	915	6,200	5,473	5,401	6,239	1,531	2,521	3,738	5,175	5,348		
年度計	188,836	194,420	193,079	194,834	179,312	45,927	69,955	95,638	123,702	127,973		
4. 高齢福祉施設	老人福祉センター	67,315	69,379	70,512	65,725	56,608	17,718	29,878	44,953	49,022	49,118	
	第二老人福祉センター	—	—	—	—	49,019	23,609	35,889	45,994	53,820	57,419	
	福祉の里老人福祉センター	28,560	27,764	26,342	22,932	19,970	9,452	9,118	11,189	12,611	12,420	
	池田高齢者いきいき広場	5,284	5,688	5,422	5,988	6,445	1,379	0	2,549	3,236	3,958	
	西堀高齢者いきいき広場	6,782	7,038	8,388	8,254	8,254	7,141	0	3,138	3,838	4,354	
	東野高齢者いきいき広場	11,580	12,502	11,532	10,860	10,249	722	0	2,858	3,851	3,916	
	八石高齢者いきいき広場	6,340	7,267	6,767	6,622	6,640	2,351	351	2,934	2,926	4,820	
新堀高齢者いきいき広場	11,496	15,956	16,010	16,308	14,567	2,979	5,104	8,453	7,738	8,478		
年度計	137,357	145,594	144,973	136,689	171,752	65,351	80,340	122,068	137,042	144,483		

類型	施設名	年度										
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
5. 障がい福祉施設	福祉の里障がい者福祉センター	7,329	7,267	6,834	7,028	6,417	5,509	5,610	3,166	3,352	3,205	
	児童発達支援センター	—	—	—	—	30	28	37	38	36	38	
	福祉工房さわらび	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	
	ふらっと	—	—	—	19	19	19	19	19	19	19	
	福祉工房楓	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
	けやきの家	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	
	くるみの木	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	
	にいざ生活支援センター	—	—	28	28	28	28	28	28	28	28	
	アイズ	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	
	年度計	7,461	7,399	6,994	7,207	6,626	5,716	5,826	3,383	3,567	3,422	
6. スポーツ施設	市民総合体育館	263,495	238,351	232,688	234,744	218,210	146,476	161,344	160,023	179,632	105,698	
	福祉の里体育館	18,584	19,100	19,635	22,481	21,068	18,717	18,718	12,090	14,741	17,018	
	年度計	282,079	257,451	252,323	257,225	239,278	165,193	180,062	172,113	194,373	122,716	
7. 庁舎等	利用者数データ集計なし											
8. 文化施設等	市民会館	66,711	79,317	72,372	78,689	71,804	25,155	49,327	78,669	120,042	128,069	
	ふるさと新座館ホール	31,032	20,643	23,028	24,886	23,878	3,217	8,288	11,776	18,344	17,821	
	歴史民俗資料館	3,415	3,387	3,260	3,691	3,301	1,416	0	0	6,468	5,619	
	福祉の里図書館	49,710	49,997	48,840	45,351	39,317	30,503	43,521	43,310	45,427	43,769	
	中央図書館	90,919	89,016	93,118	90,934	89,424	74,230	107,032	98,250	96,250	94,962	
	年度計	241,787	242,360	240,618	243,551	227,724	134,521	208,168	232,005	286,531	290,240	
9. 保健施設		15,369	15,861	16,129	14,237	12,904	4,042	6,113	8,601	10,281	10,721	
10. 児童センター	新座市児童センター	74,363	77,662	67,141	74,251	65,756	19,715	31,231	39,922	58,611	63,072	
	福祉の里児童センター	47,780	46,525	44,879	39,377	35,385	11,098	17,677	19,004	28,580	35,793	
	年度計	122,143	124,187	112,020	113,628	101,141	30,813	48,908	58,926	87,191	98,865	
11. その他施設	市営墓園	30,579	29,920	30,892	25,941	27,329	10,110	9,013	19,446	14,604	15,712	
12. 児童施設	大和田放課後児童保育室	1,742	2,134	2,273	2,175	1,892	2,040	2,042	1,800	1,809	1,869	
	西堀放課後児童保育室	659	737	758	760	618	702	662	745	765	767	
	片山放課後児童保育室	835	915	937	1,031	1,089	1,151	1,003	978	834	932	
	第四放課後児童保育室	996	851	904	912	1,086	1,019	1,073	709	1,014	1,120	
	八石放課後児童保育室	652	570	689	580	537	486	592	598	528	622	
	東北放課後児童保育室	1,338	1,549	1,626	1,537	1,799	1,970	2,002	2,141	2,266	2,333	
	野火止放課後児童保育室	1,235	1,480	1,618	1,724	1,565	1,247	1,107	1,073	1,227	1,346	
	野寺放課後児童保育室	912	1,096	1,217	1,350	1,387	1,446	1,430	1,787	1,923	1,890	
	池田放課後児童保育室	683	654	802	858	865	948	813	812	718	620	
	新堀放課後児童保育室	826	815	922	1,053	1,308	1,222	1,046	1,073	1,132	1,126	
	東野放課後児童保育室	1,027	1,140	1,234	1,452	1,590	1,351	1,449	1,477	1,615	1,626	
	石神放課後児童保育室	870	947	1,069	1,165	1,184	1,074	1,198	1,151	1,246	1,204	
	栄放課後児童保育室	482	481	672	729	697	853	897	719	609	602	
	新開放課後児童保育室	1,122	1,011	1,069	1,097	1,049	934	771	820	783	835	
	栗原放課後児童保育室	865	814	984	1,003	943	824	912	972	880	820	
	陣屋放課後児童保育室	728	853	960	1,019	746	783	687	615	711	665	
	新座放課後児童保育室	723	733	827	773	721	576	634	637	624	649	
	放課後児童保育室計	15,695	16,780	18,561	19,218	19,076	18,626	18,318	18,107	18,684	19,026	
	東野ココフレンド	—	—	—	—	—	—	—	—	11,289	13,364	
	年度計	15,695	16,780	18,561	19,218	19,076	18,626	18,318	18,107	29,973	32,390	
13. 学校	大和田小学校	863	899	897	912	918	897	882	838	780	746	
	西堀小学校	374	381	391	375	359	370	350	343	343	346	
	片山小学校	462	501	509	528	510	516	514	500	490	473	
	第四小学校	757	734	713	685	646	620	596	561	570	568	
	八石小学校	303	297	303	321	319	324	319	313	292	298	
	東北小学校	730	740	772	765	799	789	808	809	799	818	
	野火止小学校	593	612	623	622	632	624	611	580	575	557	
	野寺小学校	619	616	633	654	653	662	687	696	730	710	
	池田小学校	448	434	416	433	445	468	439	466	462	430	
	新堀小学校	388	405	421	419	442	457	460	447	453	450	
	東野小学校	699	697	691	676	699	721	709	736	739	764	
	栄小学校	227	257	261	298	299	305	344	347	325	306	
	石神小学校	538	574	606	622	604	594	597	585	585	545	
	新開小学校	476	468	466	468	451	454	440	447	429	399	
	栗原小学校	402	399	400	406	404	401	403	412	391	363	
	陣屋小学校	507	511	519	503	456	450	418	420	401	402	
	新座小学校	319	327	315	308	306	303	308	296	290	284	
小学校計	8,705	8,852	8,936	8,995	8,942	8,955	8,885	8,796	8,654	8,459		

類型	施設名	年度									
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
13. 学校	新座中学校	578	569	563	532	532	520	520	499	515	500
	第二中学校	942	932	928	924	954	996	1,003	997	981	980
	第三中学校	613	631	682	698	729	759	786	798	775	765
	第四中学校	572	555	532	508	502	501	498	496	493	477
	第五中学校	694	725	721	714	707	715	733	738	737	771
	第六中学校	579	588	565	577	613	642	632	658	675	698
	中学校計	3,978	4,000	3,991	3,953	4,037	4,133	4,172	4,186	4,176	4,191
	年度計	12,683	12,852	12,927	12,948	12,979	13,088	13,057	12,982	12,830	12,650
14. 保育園	第一保育園	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	第二保育園	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110
	栄保育園	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
	西堀保育園	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	北野保育園	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
	新座保育園	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
	栗原保育園	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90
	北野の森保育園	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90
	新堀保育園	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
		年度計	910	910	910	910	910	910	910	910	910
15. 消防施設	消防団第一分団車庫	21	20	19	18	18	21	20	19	17	17
	消防団第二分団車庫	20	19	18	16	16	15	14	13	13	12
	消防団第三分団車庫	26	27	26	25	22	20	21	23	22	22
	消防団第四分団車庫	20	19	17	17	16	18	17	16	15	16
	消防団第五分団車庫	18	18	17	17	16	17	18	16	15	15
	消防団第六分団車庫	17	16	15	15	13	13	12	11	11	11
	消防団第七分団車庫	13	16	16	14	20	21	19	19	21	21
	消防団第八分団車庫	19	19	19	16	15	15	14	15	18	18
	年度計	154	154	147	138	136	140	135	132	132	132
16. 公園	総合運動公園管理事務所	2,708	2,708	2,708	2,718	2,718	2,702	2,708	2,708	2,698	2,712
	栄緑道管理事務所	825	825	825	828	828	823	825	825	822	826
	年度計	3,533	3,533	3,533	3,546	3,546	3,525	3,533	3,533	3,520	3,538
17. 自転車駐車場等	三軒屋自転車駐車場	21,672	21,027	21,091	20,881	22,482	15,582	16,842	23,861	29,268	35,228
	三軒屋公園前自転車駐車場	22,116	21,161	22,104	20,166	20,998	14,735	17,499	25,108	35,127	42,877
	栗原五丁目自転車駐車場	44,720	52,363	56,670	64,790	59,111	39,204	45,832	55,580	54,492	52,681
	新座駅南口地下自転車駐車場	153,339	152,705	145,697	143,368	125,411	89,362	102,022	113,215	118,076	120,509
	志木駅南口地下自転車駐車場	—	—	—	—	—	31,786	43,053	39,643	62,663	75,003
	年度計	241,847	247,256	245,562	249,205	228,002	190,669	225,248	257,407	299,626	326,298

②稼働率[令和6年度（2024年度）]

類型	施設名	体育室 ※1	会議室	実習室 ※2	研修室・ 講義室	和室	児童室 ※3	暗室
1. 公民館・コ ミュニティセン ター	中央公民館	79.1%	-	7.7%	46.3%	19.2%	16.1%	0.0%
	栗原公民館	72.3%	53.9%	35.6%	-	22.3%	32.5%	-
	栄公民館	57.3%	52.2%	13.5%	34.9%	11.8%	17.4%	-
	畑中公民館	81.3%	23.3%	8.2%	31.8%	12.9%	28.3%	0.0%
	大和田公民館	63.8%	39.5%	8.4%	18.2%	37.9%	49.2%	0.0%
	野火止公民館	88.6%	-	34.1%	68.1%	31.9%	42.4%	-
	東北コミュニティセンター	-	60.5%	-	16.3%	44.7%	-	-
	西堀・新堀コミュニティセンター	58.9%	14.3%	6.2%	21.2%	11.0%	36.4%	0.0%
	類型平均	71.6%	40.6%	16.2%	33.8%	24.0%	31.8%	0.0%

※1 体育室：(軽)体育室及び他機能を兼ねる部屋を含む。

※2 実習室：料理実習室を含む。

※3 児童室：児童遊戯室を含む。

類型	施設名	利用人数 (人)	稼働率 (専用利用)	稼働率 (個人利用)
6. スポーツ施設	市民総合体育館			
	メインアリーナ	12,687	28.3%	-
	サブアリーナ	8,579	92.8%	-
	バドミントンコート	30,099	-	-
	第1 武道場（剣道場）	9,927	50.5%	29.6%
	第2 武道場（柔道場）	10,607	54.0%	29.9%
	卓球場	3,351	-	95.1%
	弓道場	5,337	45.2%	42.8%
	相撲場	559	2.7%	3.6%
	大会議室	2,918	19.9%	-
	小会議室	1,418	14.2%	-
	研修室	664	30.2%	-
	ジョギングコース	513	-	20.7%
	トレーニング室	18,492	-	100.0%
	ウェイトリフティング室	547	30.2%	100.0%
合計	105,698	-	-	

2) コスト状況[令和6年度(2024年度)]

類型	施設名	純行政コスト [千円]	受益者負担割合	
1. 公民館・コミュニティセンター	中央公民館	16,463	16.4%	
	栗原公民館	14,079	7.3%	
	栄公民館	31,313	2.6%	
	畑中公民館	13,223	10.9%	
	大和田公民館	12,692	10.3%	
	野火止公民館	62,509	5.2%	
	東北コミュニティセンター	11,387	11.5%	
	西堀・新堀コミュニティセンター	12,444	12.1%	
	類型平均	21,764	9.5%	
2. ふれあいの家	栗原ふれあいの家	7,547	4.0%	
	新堀ふれあいの家	6,158	8.2%	
	東ふれあいの家	7,104	6.5%	
	北野ふれあいの家	5,678	18.2%	
	新座ふれあいの家	7,898	6.1%	
	類型平均	6,877	8.6%	
3. 集会所	池田・前原集会所	809	—	
	栄集会所	776		
	栄中央集会所	815		
	栄五丁目集会所	569		
	道場集会所	482		
	野寺集会所	599		
	野寺三丁目集会所	928		
	野寺上集会所	1,472		
	栗原第一集会所	512		
	栗原の森集会所	2,348		
	武野集会所	1,589		
	栗原六丁目集会所	518		
	北原集会所	1,732		
	石神集会所	1,474		
	堀ノ内集会所	628		
	新堀一丁目集会所	514		
	新堀三丁目集会所	1,714		
	西堀集会所	968		
	あたご・菅沢集会所	975		
	馬場集会所	1,376		
	大和田一丁目集会所	1,192		
	大和田杉山集会所	1,240		
	大和田集会所	1,139		
	新座一丁目集会所	641		
	中原・本多集会所	888		
	西分集会所	1,435		
	菅沢集会所	709		
	野火止四丁目集会所	987		
	野火止五丁目集会所	747		
	野火止中集会所	513		
	野火止集会所	534		
	野火止八丁目集会所	1,443		
	中野集会所	697		
	北野・東北集会所	838		
	東一丁目集会所	473		
	東三丁目集会所	477		
	野火止一丁目集会所	466		
	類型平均	952		—

類型	施設名	純行政コスト [千円]	受益者負担割合
4. 高齢福祉施設	老人福祉センター	44,795	0.4%
	第二老人福祉センター	47,182	0.6%
	福祉の里老人福祉センター	29,165	0.1%
	池田高齢者いきいき広場	2,898	—
	西堀高齢者いきいき広場	3,050	
	東野高齢者いきいき広場	2,990	
	八石高齢者いきいき広場	2,942	
	新堀高齢者いきいき広場	3,813	
類型平均	17,104	0.4%	
5. 障がい福祉施設	福祉の里障がい者福祉センター	49,818	—
	児童発達支援センター	7,970	
	福祉工房さわらび	111	
	ふらっと	486	
	福祉工房楓	568	
	けやきの家	152	
	くるみの木	1,388	
	にいざ生活支援センター	105	
	アイズ	1,401	
	こぶしの森	30,078	
	類型平均	9,208	
6. スポーツ施設	市民総合体育館	844,082	1.2%
	福祉の里体育館	20,462	5.9%
	類型平均	432,272	3.6%
7. 庁舎等	市役所本庁舎	181,790	0.1%
	市役所第二庁舎	9,211	—
	市役所第三庁舎	18,516	
	市役所第四庁舎	1,910	
	市役所第五庁舎	447	
	新座駅北口土地区画整理事務所	53	
	類型平均	35,321	0.1%
8. 文化施設等	市民会館	70,025	20.4%
	ふるさと新座館(ホール)	-2,261	160.1%
	歴史民俗資料館	10,285	—
	遺跡資料作業室	160	
	福祉の里図書館	103,972	
	中央図書館	4,243	
	類型平均	31,071	
9. 保健施設	保健センター	15,266	—
10. 児童センター	児童センター	42,869	—
	福祉の里児童センター	46,207	—
	類型平均	44,538	—
11. その他施設	シルバー人材センター	—	—
	市営墓園	41,248	27.8%
	類型平均	41,248	27.8%
12. 児童施設	大和田放課後児童保育室	49,436	26.2%
	西堀放課後児童保育室	25,633	21.9%
	片山放課後児童保育室	24,652	26.2%
	第四放課後児童保育室	29,624	26.2%
	八石放課後児童保育室	16,452	26.2%
	東北放課後児童保育室	61,709	26.2%
	野火止放課後児童保育室	35,602	26.2%
	野寺放課後児童保育室	281,576	5.9%
	池田放課後児童保育室	16,399	26.2%
	新堀放課後児童保育室	29,783	26.2%

類型	施設名	純行政コスト [千円]	受益者負担割合
12. 児童施設	東野放課後児童保育室	43,008	26.2%
	石神放課後児童保育室	31,846	26.2%
	栄放課後児童保育室	15,923	26.2%
	新開放課後児童保育室	22,086	26.2%
	栗原放課後児童保育室	21,689	26.2%
	陣屋放課後児童保育室	17,589	26.2%
	新座放課後児童保育室	17,166	26.2%
	東野ココフレンド	—	—
	類型平均	43,540	24.8%
13. 学校	大和田小学校	47,508	—
	西堀小学校	72,349	
	片山小学校	86,427	
	第四小学校	114,040	
	八石小学校	45,782	
	東北小学校	92,294	
	野火止小学校	113,001	
	野寺小学校	48,726	
	池田小学校	52,477	
	新堀小学校	21,879	
	東野小学校	23,169	
	栄小学校	48,729	
	石神小学校	20,384	
	新開小学校	27,807	
	栗原小学校	68,487	
	陣屋小学校	21,698	
	新座小学校	98,334	
	小学校平均	59,005	
	新座中学校	30,756	
	第二中学校	69,314	
	第三中学校	39,554	
	第四中学校	27,719	
	第五中学校	35,599	
	第六中学校	49,729	
	中学校平均	42,112	
	類型平均	54,598	
	14. 保育園	第一保育園	
第二保育園		30,061	
栄保育園		32,793	
西堀保育園		27,328	
北野保育園		32,793	
新座保育園		32,793	
栗原保育園		—	
北野の森保育園		—	
新堀保育園		—	
類型平均		30,516	
15. 消防施設	消防団第一分団車庫	57	—
	消防団第二分団車庫	8,240	
	消防団第三分団車庫	60	
	消防団第四分団車庫	350	
	消防団第五分団車庫	115,852	
	消防団第六分団車庫	274	
	消防団第七分団車庫	274	
	消防団第八分団車庫	199	
	類型平均	15,663	

類型	施設名	純行政コスト [千円]	受益者負担割合
16. 公園施設	総合運動公園管理事務所	158	—
	栄緑道管理事務所	—	—
	類型平均	158	—
17. 自転車駐車場等	三軒屋自転車駐車場	-5,354	226.4%
	三軒屋公園前自転車駐車場	-5,329	162.6%
	栗原五丁目自転車駐車場	-5,139	128.6%
	新座駅南口地下自転車駐車場	-11,870	127.8%
	志木駅南口地下自転車駐車場	9,063	78.5%
	志木駅前公衆トイレ	3,339	—
	類型平均	-2,548	144.8%

4. 市民アンケート調査票

新座市 公共施設の利用や今後のあり方に関する アンケート調査へのご協力をお願い



市民の皆様には、日頃から市政に対するご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

令和2年に市制 50 周年を迎えた本市では、昭和 40～50 年代にかけて、人口の急激な増加に対応すべく、数多くの公共施設の整備を進めてきました。そのため、令和7年現在、市が所有する公共施設の約6割は建築後 40 年以上を経過した施設となっており、これらの公共施設について、今後、維持管理や改修等に伴う財政負担がますます増加すると見込まれています。

このため、市では、所有する公共施設（建築物）について、将来にわたって維持可能な施設規模を定め、行政サービスの維持・向上のための最適な配置や効率的な管理運営について定める「新座市公共施設再配置計画」を策定することとなりました。

つきましては、市民の皆さんが日頃感じている公共施設（建築物）についてのご意見・ご要望等をお聞かせいただき、各種検討や計画策定の参考とさせていただきたいと存じます。

本調査対象者については、住民基本台帳に登録されている 18 歳以上の方から無作為に抽出させていただきました。

また、アンケートにご記入いただいた内容はすべて統計的に処理し、個々の内容を外部に公表することや、本調査以外の目的で使用することはありません。

お忙しいところ恐縮ではございますが、アンケート調査へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和7年1月

新座市長 並木 傑まさ

回答に当たってのお願いと注意点

- ① 回答はできるだけご本人がお答えください。ただし、ご本人様だけでは回答が難しいものは、ご家族と相談してお答えください。
- ② お答えは、当てはまる番号に○、または口に✓をご記入下さい。さらに（ ）内には具体的な内容をご記入ください。
- ③ ご記入は、鉛筆、ボールペンなどではっきりとお書きください。
- ④ 本調査は無記名式ですので、回答いただく方のお名前を記入していただく必要はありません。
- ⑤ このアンケート調査では、新座市の保有する公共施設（建築物）についてお伺いします。設問中の施設分類については裏面（2～3頁）の一覧表を参考にしてください。
- ⑥ 回答の際には、以前利用したことがある場合にはその際の印象等、お子様等が利用している場合にはその利用状況からお答えください。

アンケート票の返送に当たってのお願いと注意点

下記のどちらか一方の方法で回答してください。



1. 郵送の場合

お手数ですが、記入後の回答用紙を同封の返信用封筒に入れて、月 日()
までに投函してください。(切手は不要です)



2. Web の場合

スマートフォン等から、右の二次元バーコードを読み取り、
表示される画面に従って回答してください。
PCの場合は下記URLからアクセスをお願いします。
URL: <https://>

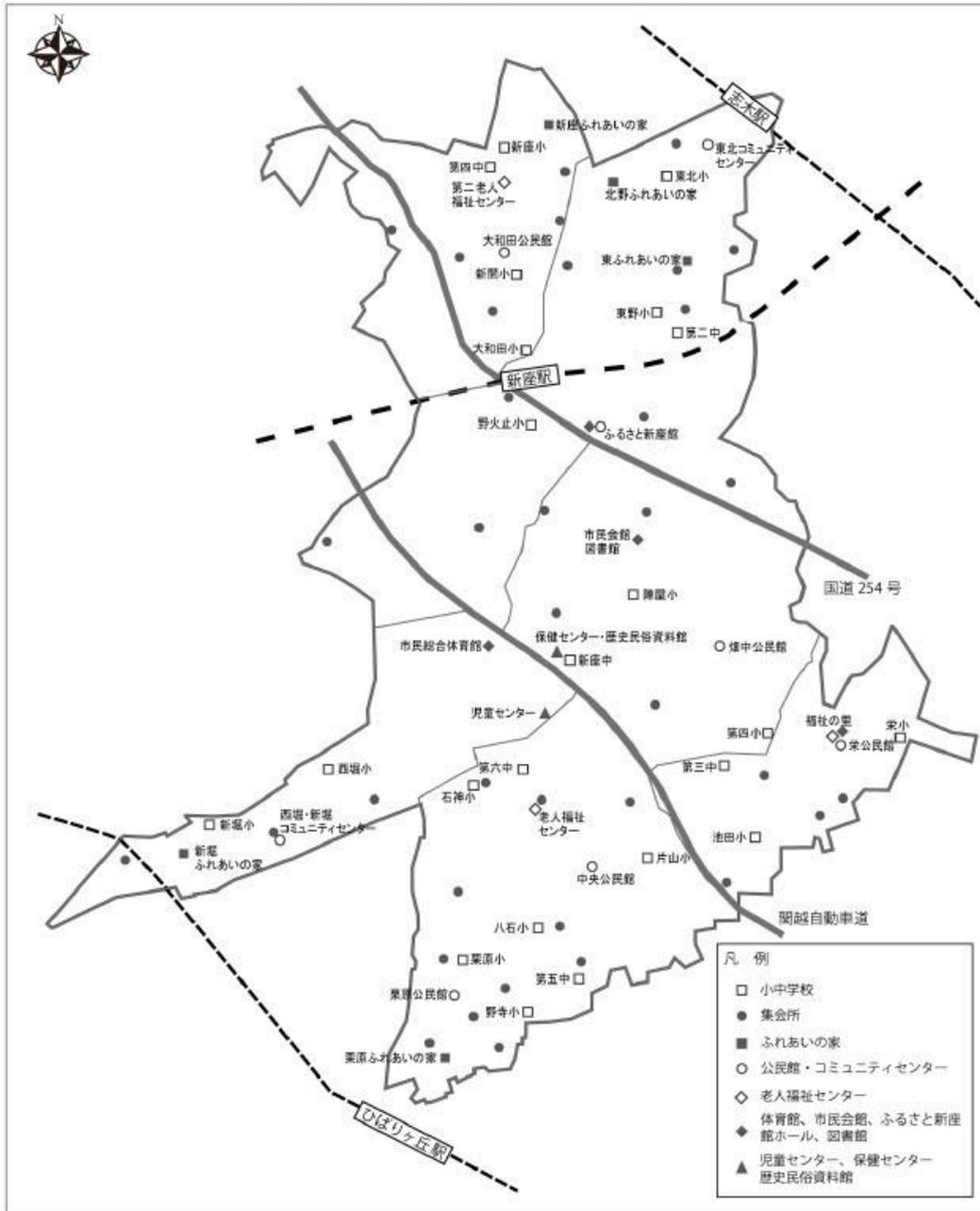
二次元バーコード

今回の調査対象とする公共施設

	分類	備考	施設数
(1)	小中学校	本来の学校活動ではなく、夜間や休日に団体が体育館や校庭をスポーツやレクリエーション活動で利用する場合は、この調査の対象です。	23
(2)	集会所	主に地域住民の会議や集会などで利用されています(集会所は無料、ふれあいの家は有料)。	37
(3)	ふれあいの家		5
(4)	公民館・コミュニティセンター	各種講座やレクリエーション活動、会議や集会などで利用されています。	8
(5)	老人福祉センター	高齢者の健康増進やレクリエーション活動で利用されています。	3
(6)	体育館		2
(7)	市民会館、ふるさと新座館ホール、図書館	市民会館とふるさと新座館ホールは各種イベントで利用されています。	4
(8)	児童センター		2
(9)	保健センター		1
(10)	歴史民俗資料館		1
(11)	その他	市営墓園、志木駅前公衆トイレ、新座駅前公衆トイレ、志木駅・新座駅・ひばりヶ丘駅周辺の自転車駐車場(5か所)がこの調査の対象です。	8
	計		94

※このほかに市が所有する公共施設として、庁舎(市役所本庁舎など)、保育園、放課後児童保育室、障がい福祉施設、消防施設(消防署・消防団分団車庫)、公園事務所などがありますが、今回のアンケート調査対象からは除外しています。

本調査の対象となる公共施設位置図(主なもの)



【お問合せ先】新座市 総合政策部 公共施設マネジメント課

電話 048-477-1078 (平日：8:30~17:15)

FAX 048-479-2226

Email koukyou@city.niiza.lg.jp

みなさまのお声を
ぜひお聞かせください



公共施設の利用や今後のあり方に関するアンケート調査票

あなた自身のことについてお答え下さい

問1 あなたの年齢についてお答えください。(選択肢の番号から1つ選んで○をつけてください。)

- | | | |
|--------|----------|--------|
| 1. 10代 | 2. 20代 | 3. 30代 |
| 4. 40代 | 5. 50代 | 6. 60代 |
| 7. 70代 | 8. 80歳以上 | |

問2 あなたのご家族の構成(同居している方)についてお答えください。(選択肢の番号から1つ選んで○をつけてください。)

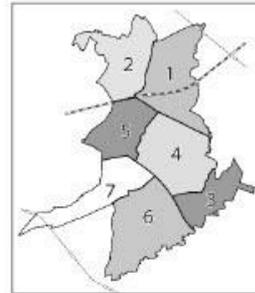
- | | | |
|-----------------|---------------|---------------|
| 1. 単身(ひとり暮らし) | 2. 夫婦のみ | 3. 親・子など(二世帯) |
| 4. 親・子・孫など(三世帯) | 5. 親族・友人などその他 | |

問3 あなたのご家族に就学中や就学前の方がいる場合、その方の状況についてお答えください。(選択肢の番号から1つ選んで○をつけてください。なお、複数の場合は最も年少の方についてお答えください。)

- | | | |
|--------------|---------------------------|--------|
| 1. 未就学児(就学前) | 2. 小学生 | 3. 中学生 |
| 4. 高校生 | 5. 専門学校・短大・大学・大学院生(予備校含む) | |
| 6. その他() | | |

問4 あなたの住んでいる地域をお答えください。(選択肢の番号から1つ選んで○をつけてください。)

- | |
|---------------------------------|
| 1. 北東地域(東北、北野、東、野火止五～八丁目、畑中三丁目) |
| 2. 北西地域(新座、中野、大和田) |
| 3. 東部地域(新塚、栄、池田) |
| 4. 中央地域(畑中一・二丁目、馬場、野火止一・二丁目) |
| 5. 西部地域(野火止三・四丁目、菅沢、あたご) |
| 6. 南部地域(堀ノ内、道場、片山、石神、野寺、栗原) |
| 7. 南西地域(本多、西堀、新堀) |



問5 あなたの新座市での居住年数をお答えください。(選択肢の番号から1つ選んで○をつけてください。)

- | | | |
|---------------|---------------|--------------|
| 1. 3年未満 | 2. 3年以上5年未満 | 3. 5年以上10年未満 |
| 4. 10年以上20年未満 | 5. 20年以上30年未満 | 6. 30年以上 |

あなたの公共施設の利用状況についてお答え下さい

問6 あなたが利用している市内の公共施設についてお聞きします。分類ごとの利用頻度について、該当する選択肢（1～6）の箇所に✓をつけてください。

分類	利用頻度					
	1. ほぼ毎日	2. 週に数回程度	3. 月に数回程度	4. 年に数回程度	5. ほとんど利用していない	6. 今まで利用したことがない
【回答例】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(1)小中学校 (体育館など学校開放として)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)集会所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3)ふれあいの家	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4)公民館・コミュニティセンター	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5)老人福祉センター	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6)体育館	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(7)市民会館、ふるさと新座館 ホール、図書館	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(8)児童センター	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(9)保健センター	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(10)歴史民俗資料館	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(11)その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>



新座市の公共施設の満足度についてあなたのご意見をお答え下さい

問7 あなたが利用している市内の公共施設についてお聞きします。分類ごとの①～③の満足度に関する各項目について、選択肢（1～4）の箇所に✓をつけてください。
 （今まで利用したことのない分類については回答の必要はありません。）

分類	満足度① サービス面について (サービス提供内容、利用 可能時間、利用料金など)				満足度② 建物や設備について (施設の規模、老朽化状況 など)				満足度③ 施設の配置状況について (施設数、アクセス状況 など)			
	1. 満 足	2. い え な い ど ち ら と も	3. い な い 満 足 し て	4. わ か ら な い	1. 満 足	2. い え な い ど ち ら と も	3. い な い 満 足 し て	4. わ か ら な い	1. 満 足	2. い え な い ど ち ら と も	3. い な い 満 足 し て	4. わ か ら な い
【回答例】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(1)学校（体育館など 学校開放として）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)集会所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3)ふれあいの家	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4)公民館・コミュニ ティセンター	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5)老人福祉セン ター	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6)体育館	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(7)市民会館、ふるさ と新座館ホール、 図書館	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(8)児童センター	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(9)保健センター	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(10)歴史民俗資料館	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(11)その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

新座市の公共施設に対してあなたの考えをお答え下さい

問8 あなたは、市の公共施設を今後どのようにしていくべきだと思いますか。今後の方策として、あなたの考えに該当する選択肢の番号に○をつけてください。(2つまで回答可)

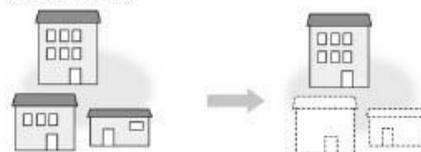
1. 施設の統廃合や複合化※を行うことで施設数を減らしていく
2. 施設を長く使うための改修を行い、建替えで必要となる大きな財政負担を減らす
3. 管理・運営等を地域住民に移管したり、民間のノウハウや資金を活用し、経費の削減を図る
4. 近隣自治体と共同で施設を保有・運営し、経費の削減を図る
5. 不要な市の施設や土地などを売却・賃貸して、施設維持のための収入を得る
6. 施設の有料化や値上げを行い、施設維持のための収入を得る
7. 市が行う他の公共サービスの中身や水準を見直して、施設維持の財源を確保する
8. よくわからない
9. その他 ()

※統廃合や複合化とは…

統廃合とは、施設を廃止したり、複数の施設を1つの施設として整備することです。

複合化とは、複数の異なった機能や用途を合わせて1つの施設として整備することです。

複合化・統廃合

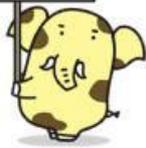


問9 公共施設にかかる経費を縮減するために、維持可能な公共施設の規模に公共施設の総量（施設数）を減らしていかなければならなくなった場合、どの公共施設から統廃・削減していくべきだと思いますか。あなたの考えに該当する選択肢の番号に○をつけてください。(2つまで回答可)

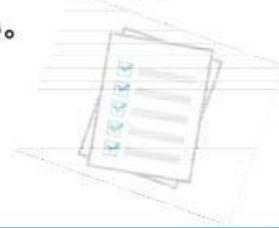
1. 老朽化が著しい施設
2. 同じような機能を有した施設が市内に複数ある施設
3. 民間施設と同じような機能を有した施設
4. 運営や維持管理のために多くの費用がかかっている施設
5. 今後の人口構成の変化などにより、市民ニーズに合わなくなると思われる施設
6. よくわからない
7. その他 ()

新座市の公共施設の現状と課題

こちらもぜひ
ご覧ください



この資料は、同封のアンケート調査の回答に当たって参考としていただくため、市の公共施設の現状と課題についてポイントを絞って記載したものです。
まずはこちらをお読みください。



公共施設の状況ってどうなってるの??

☆本市の公共施設は

施設総数 **140 施設(R4.3 時点)**

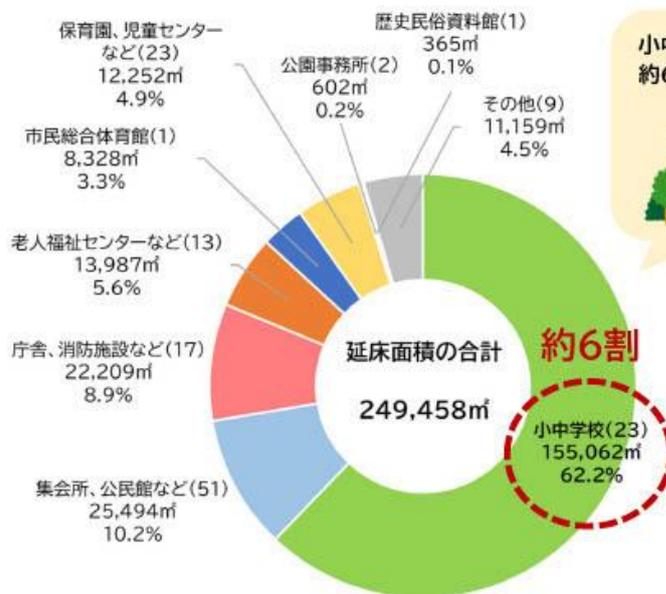
総延床面積は **約 25 万㎡**

市民一人当たり **1.5 ㎡***

※市民一人当たりの延床面積の算定に当たっては、令和4年4月1日現在の住民基本台帳登録人数(165,741人)を用いています。

※インフラ施設(道路など)は除いています。

市の公共施設の類型別延床面積とその割合



小中学校が全体の
約6割を占めてる!



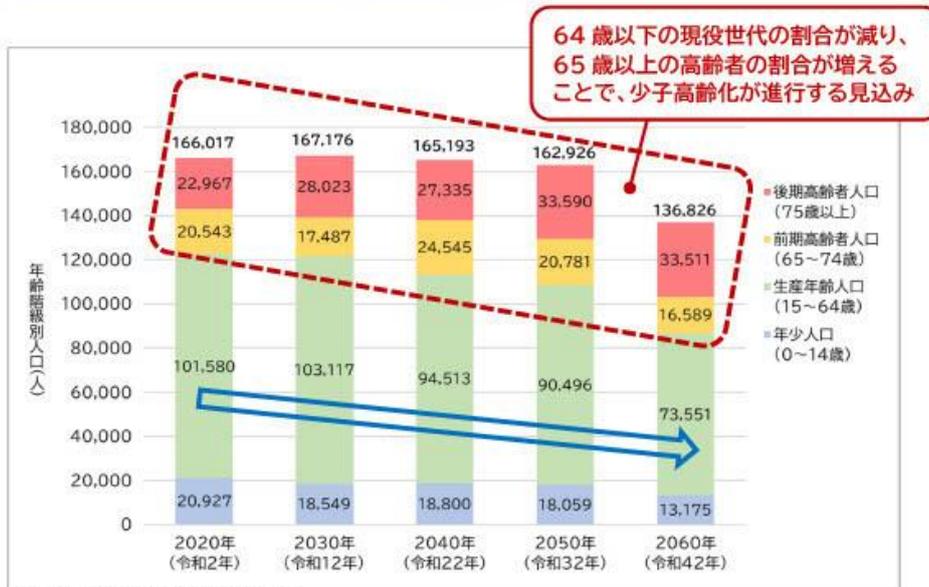
※グラフの()内の数値は施設数です。

市の公共施設の建設時期



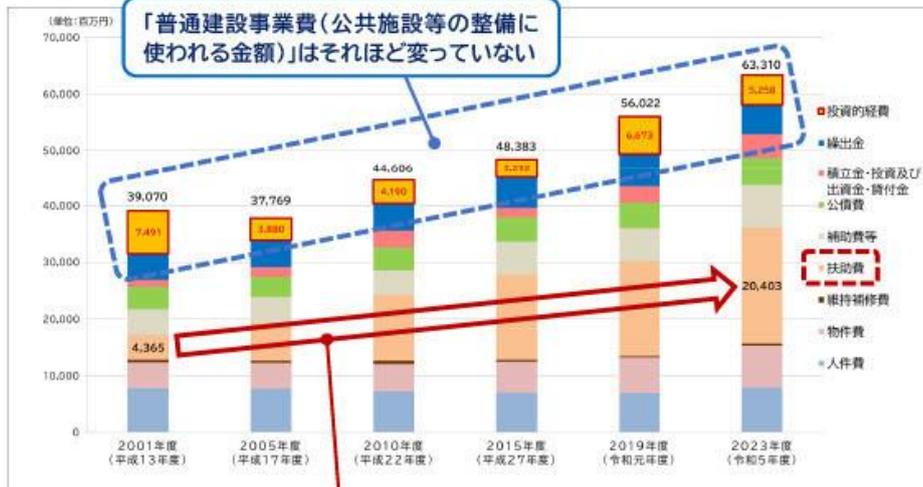
今後の人口や財政状況の見通しは？

市の総人口と年代別人口の予測



出典: 国立社会保障・人口問題研究所
 都道府県・市区町村別の男女・年齢(5歳)階級別将来推計人口『日本の地域別将来推計人口』
 (令和5(2023)年推計)。ただし、2060年は新座市独自の推計によります。

市の支出(歳出)総額の推移(普通会計)

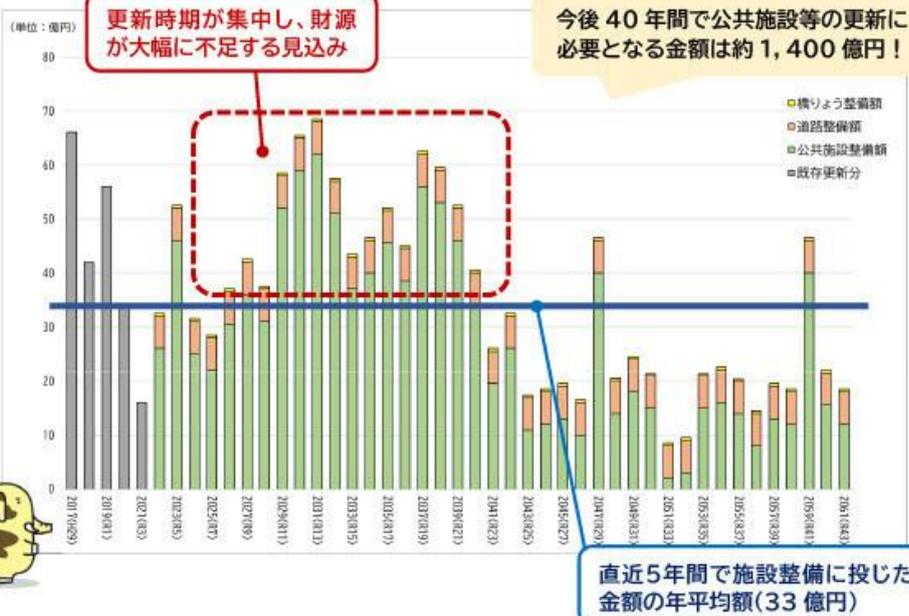


扶助費(高齢者や障がい者への支援、子育て支援などに使われる金額)は約20年で4.7倍



今後40年間で公共施設にかかる費用の見込みは??

今後40年間に要する公共施設及びインフラ施設の更新費用の将来推計



公共施設等の計画的な管理に関する基本的な方針は??

■現状及び課題に関する基本認識

今後さらに老朽化が進み、一斉に更新時期を迎えると…

行政サービスの維持に必要な改修・更新等の費用が増加



少子高齢化などの状態が続くと…

個人市民税などの税収減少、社会保障関係経費の増加などの要因により

公共施設の改修・更新等に充てる財源が減少



設置目的や担ってきた役割、機能が今のニーズに合致していない…

老朽化により安全・多様化・省エネなど求められるスペックを満たせない…

これまでの役割を終えた施設はハード・ソフト共にアップデートが必要



■公共施設等の管理に関する基本的な考え方

ここまで整理した公共建築物及びインフラ施設の現状に対する課題を解決していくためには、中長期的な視点を持って、効果的、効率的な資産管理を行っていく必要があります。

そこで、本市では、以下の基本的な考え方に基づき、適正なアセットマネジメントを推進していくこととしています。

1 公共施設等の
総量の適正化

2 長寿命化の推進
による財政負担
の平準化

3 新たな公共建築
物の建設は
必要最小限に

※長寿命化とは、施設をより長期間に渡り利用することを目的として行う計画的な修繕や大規模改修などの行為のこと。

市民の皆さんが求める公共施設のあり方を模索し、それを実現していくプロセスの一環として「新座市公共施設再配置計画」を策定します！

★「新座市公共施設等総合管理計画」について詳しく知りたい方は、以下の新座市ホームページをご参照ください。
<https://www.city.niiza.lg.jp/soshiki/98/sougoukanri.html>

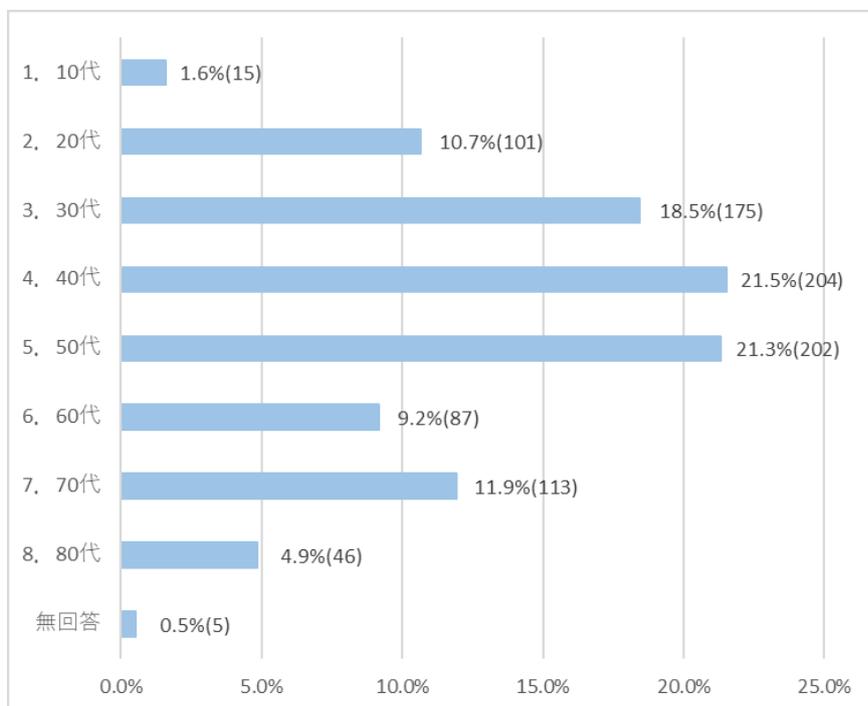


5. 市民アンケート調査結果

【単純集計】

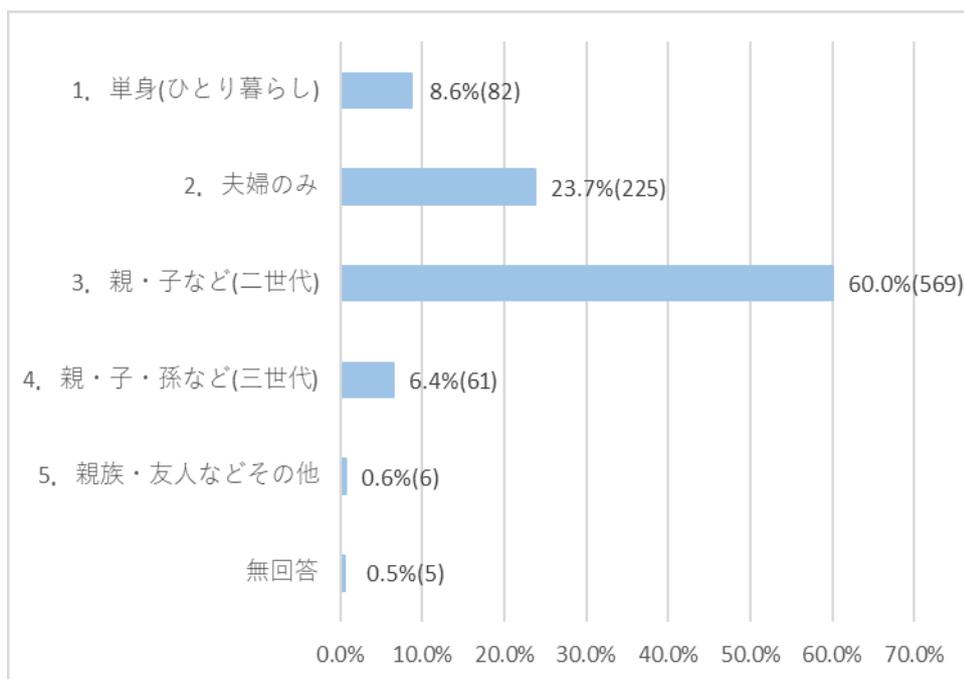
(1) 回答者の年齢

回答者の年齢は40代と50代がそれぞれ2割以上を占めており、次いで30代が2割弱となっています。



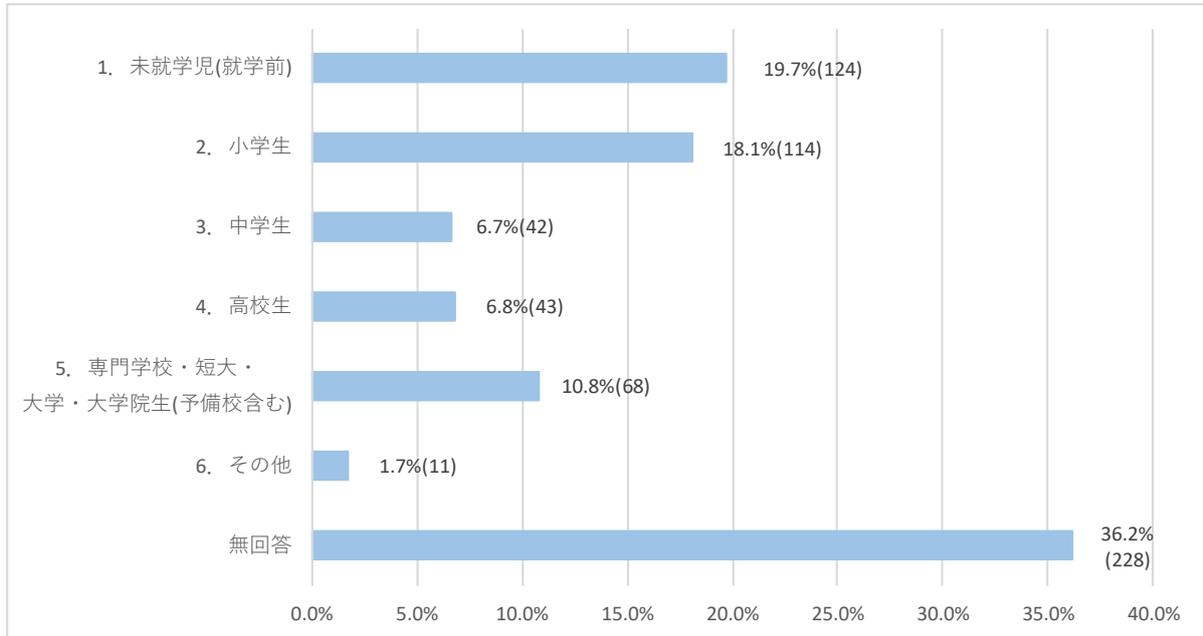
(2) 回答者の家族構成

回答者の家族構成は「親・子など(二世帯)」が最も多く6割を占めています。



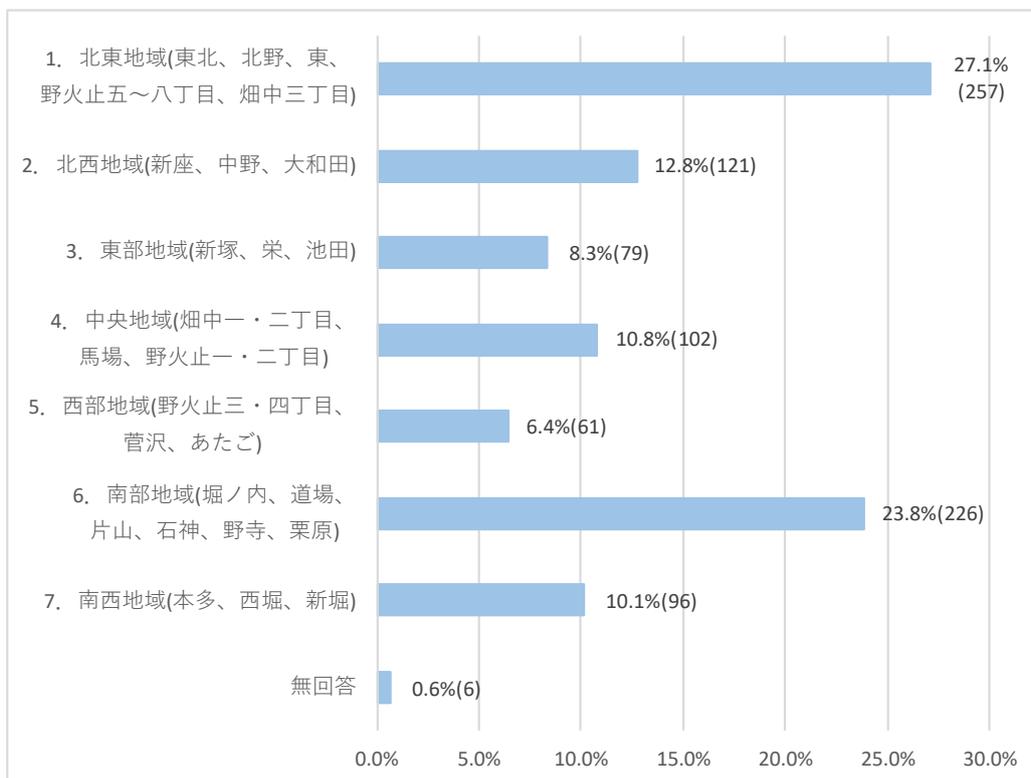
(3) 回答者の家族の就学状況

回答者の家族の就学状況は無回答を除くと「未就学児(就学前)」が最も多く、次いで「小学生」が多い結果となりました。問3は問2で3か4を回答した場合のみを集計しております。



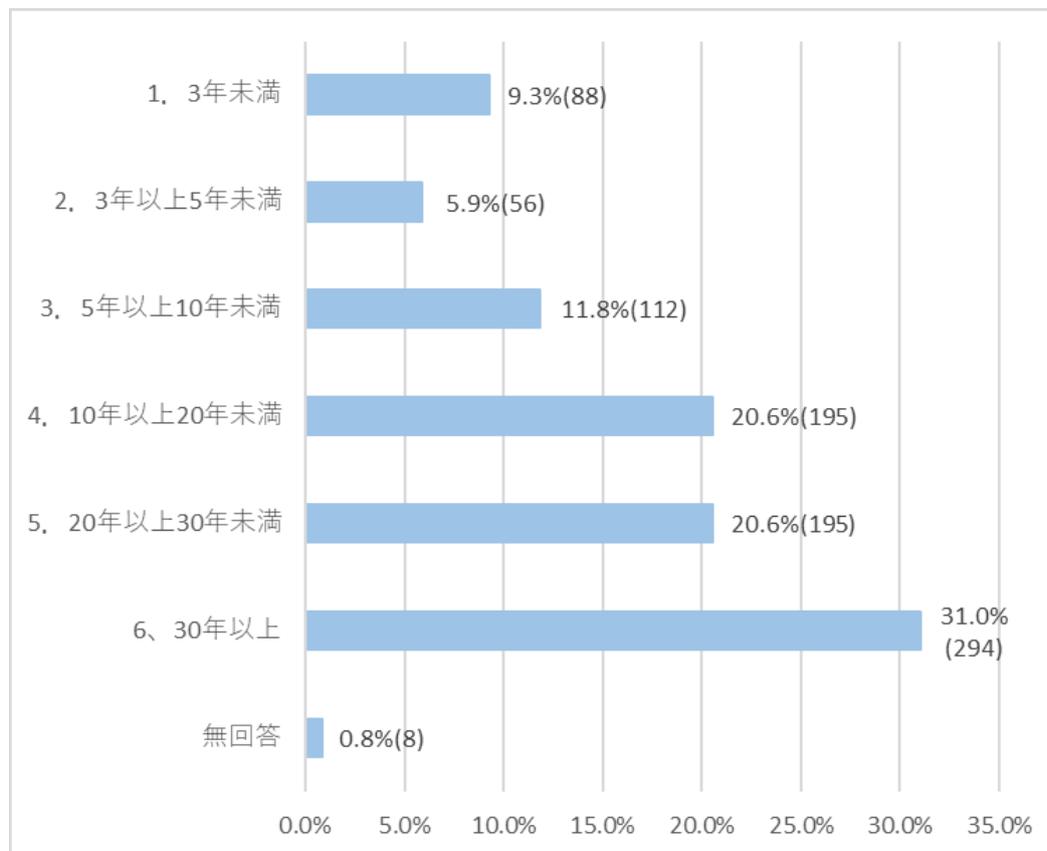
(4) 回答者の居住地域

回答者の居住地域は「北東地域」が最も多く、次いで「南部地域」が多く、それぞれ2割以上を占めています。



(5) 回答者の居住年数

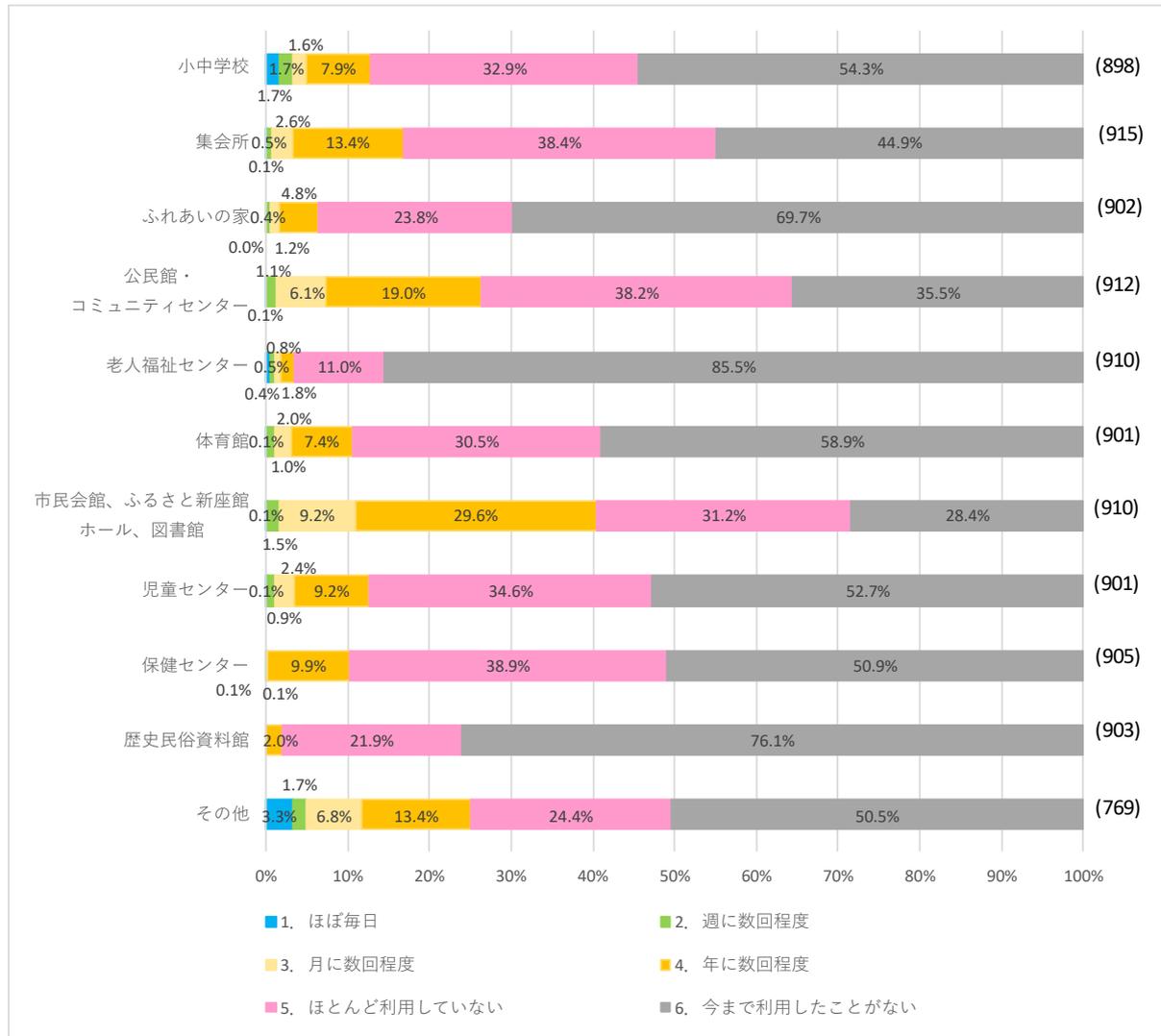
回答者の居住年数は「30年以上」が最も多い結果となりました。



(6) 公共施設の利用頻度

多くの施設で「ほとんど利用していない」が2割以上、「今まで利用したことがない」が半数以上を占めています。

「年に数回程度」以上の利用が最多の「市民会館、ふるさと新座館ホール、図書館」で「ほとんど利用していない」、「今まで利用したことがない」をあわせて約6割、最も少ない「歴史民俗資料館」では、あわせて9割以上の結果となりました。



(7) 公共施設の満足度① サービス面について

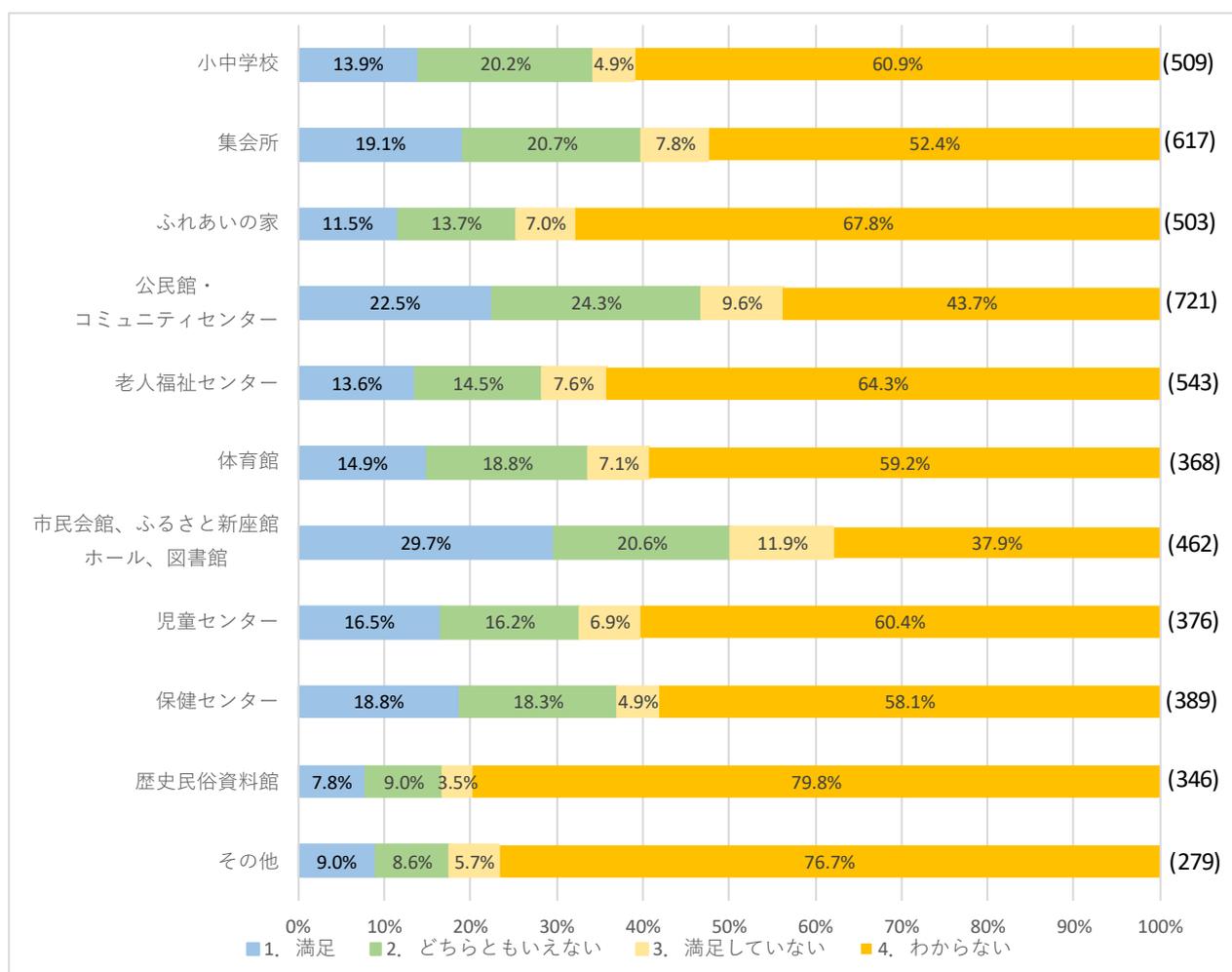
いずれの施設でも「わからない」が最も多い結果となりました。

「満足」の割合は「市民会館、ふるさと新座館ホール、図書館」が最も多く、次いで「公民館・コミュニティセンター」が多い結果でした。

「満足していない」の割合も同様に「市民会館、ふるさと新座館ホール、図書館」が最も多く、次いで「公民館・コミュニティセンター」が多い結果でした。

「満足」より「満足していない」の割合の方が高い施設はありませんでした。

利用頻度の高い施設では様々なご意見があり、逆に利用頻度の低い「歴史民俗資料館」は「わからない」が8割近くあり、満足度についての回答はいずれも少数でした。



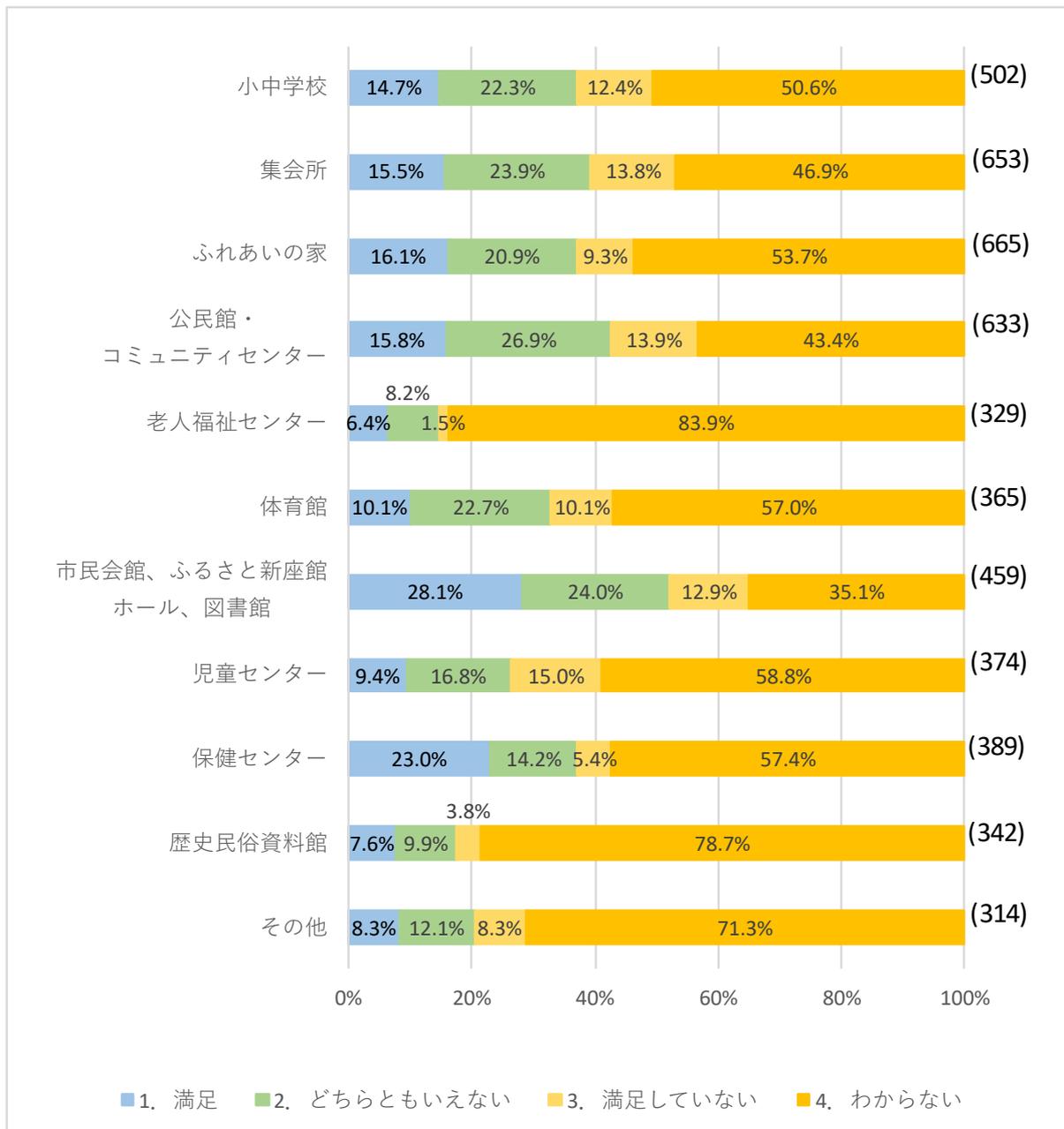
満足度② 建物や設備について

いずれの施設でも「わからない」が最も多い結果となりました。

「満足」の割合は「市民会館、ふるさと新座館ホール、図書館」が最も多く、次いで「保健センター」が多い結果でした。

「満足していない」の割合は「児童センター」が最も多く、次いで「公民館・コミュニティセンター」が多い結果でした。

「児童センター」は、「満足」より「満足していない」の割合のほうが多くなっています。



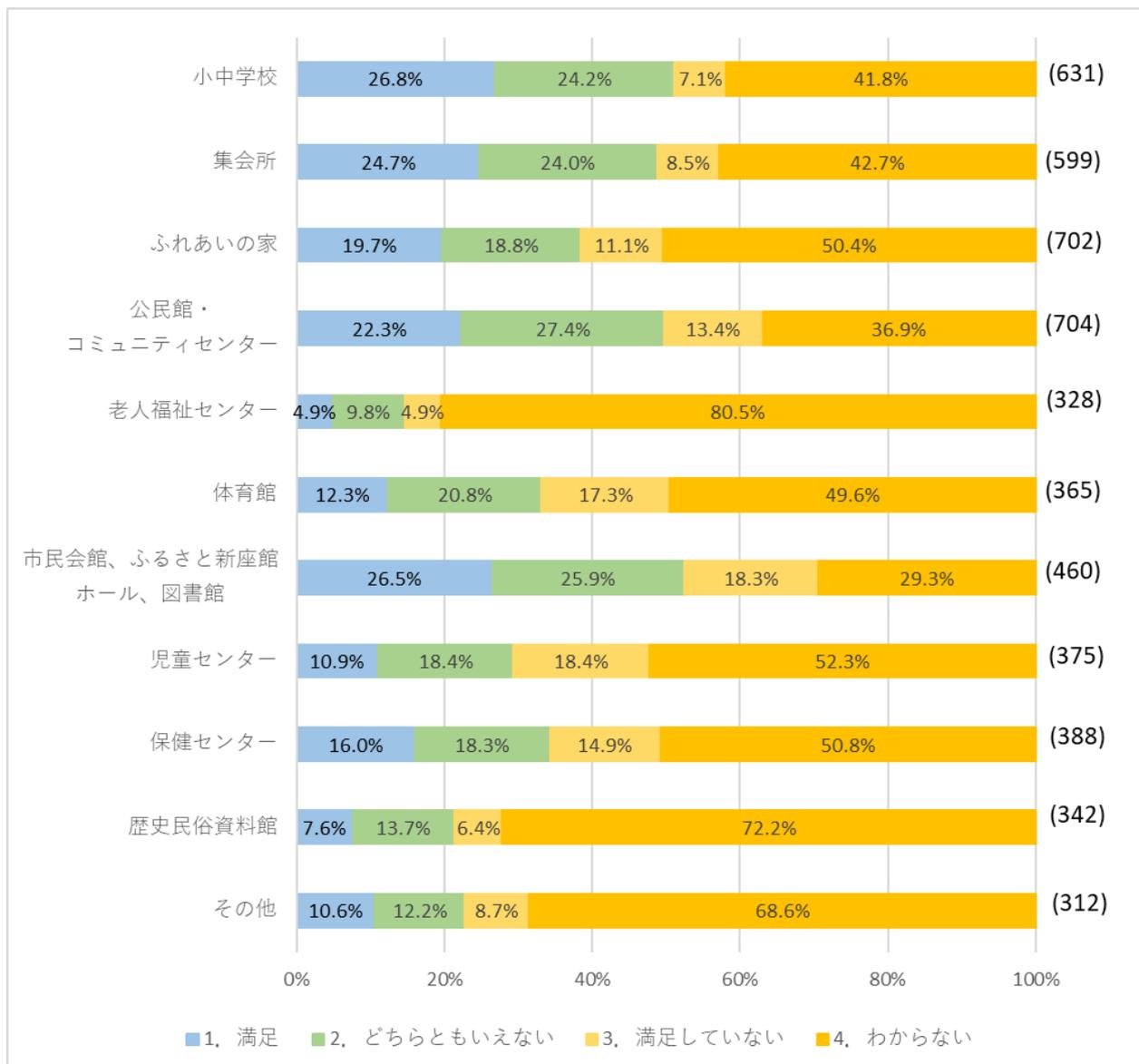
満足度③ 施設の配置状況について

いずれの施設でも「わからない」が最も多い結果となりました。

「満足」は「小中学校」が最も多く、次いで「市民会館、ふるさと新座館ホール、図書館」が多い結果でした。

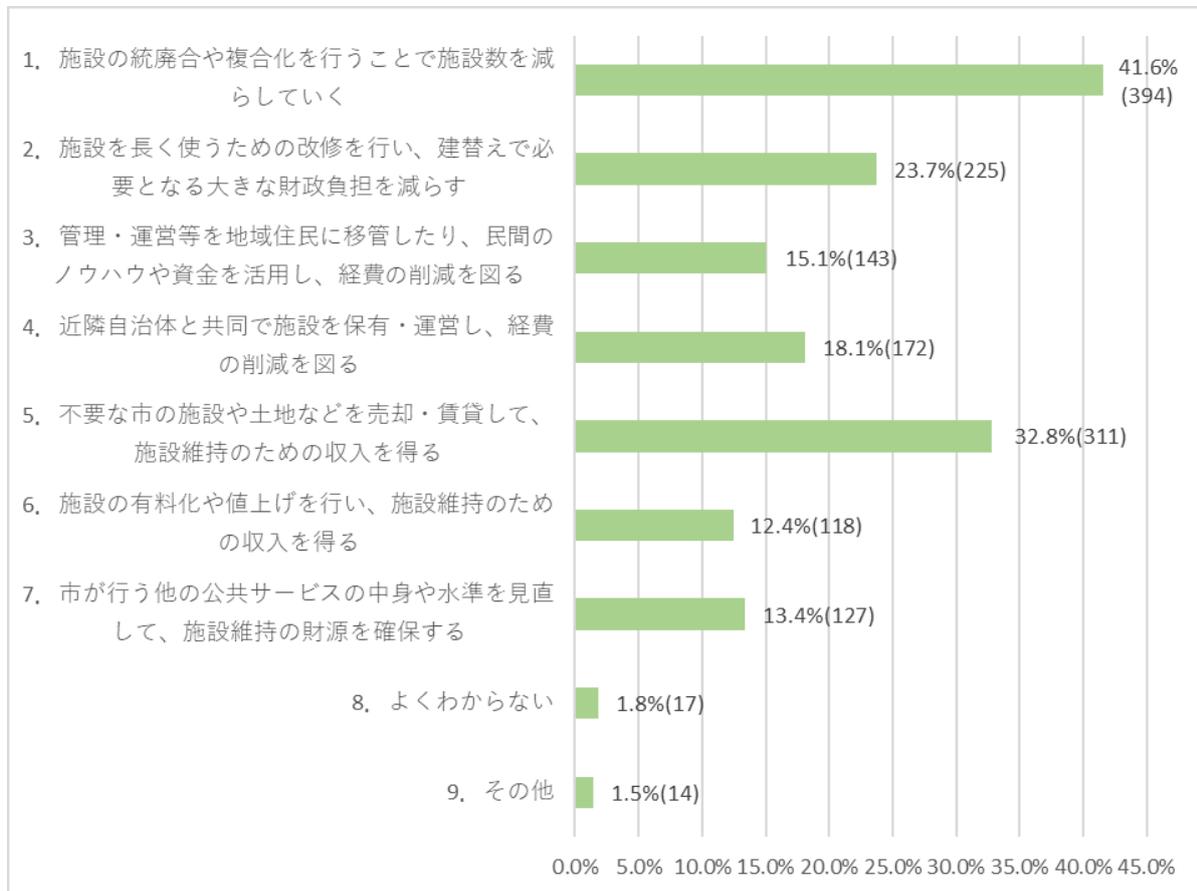
「満足していない」は「児童センター」が最も多く、次いで「市民会館、ふるさと新座館ホール、図書館」が多い結果でした。

「体育館」、「児童センター」は、「満足」より「満足していない」の割合のほうが多くなっています。



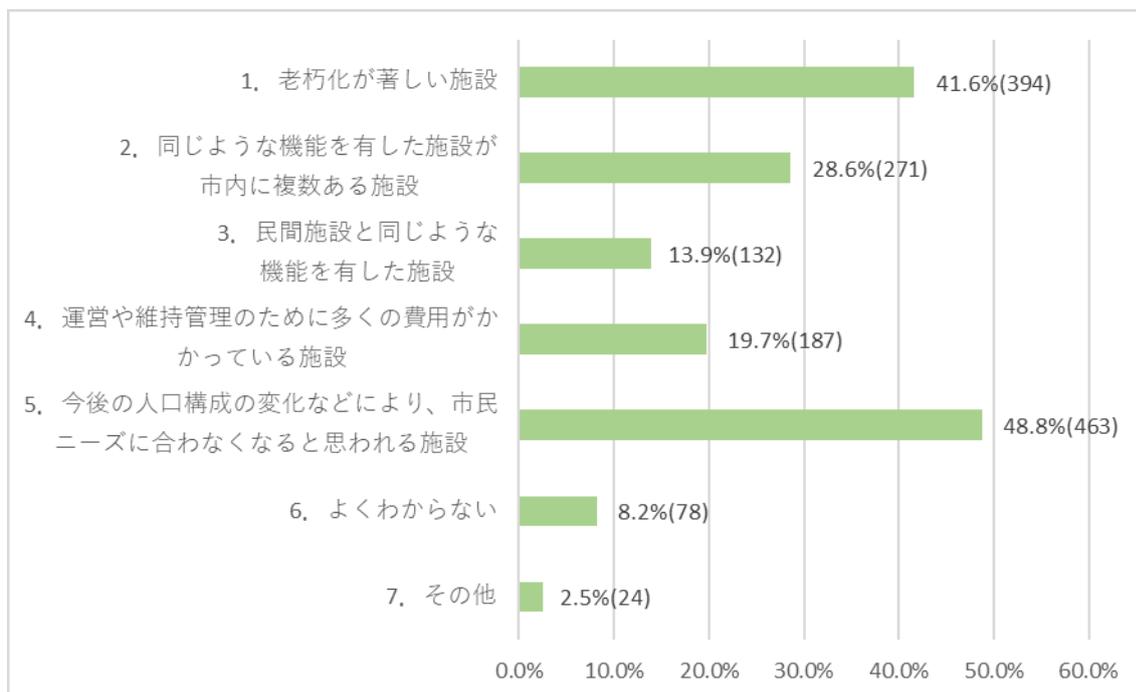
(8) 公共施設の方策(2つまで回答可)

公共施設を維持可能なものとする方策として、施設の統廃合や複合化を望む回答が4割以上、施設や土地を活用して収入を得ることを望む回答が3割以上を占めました。



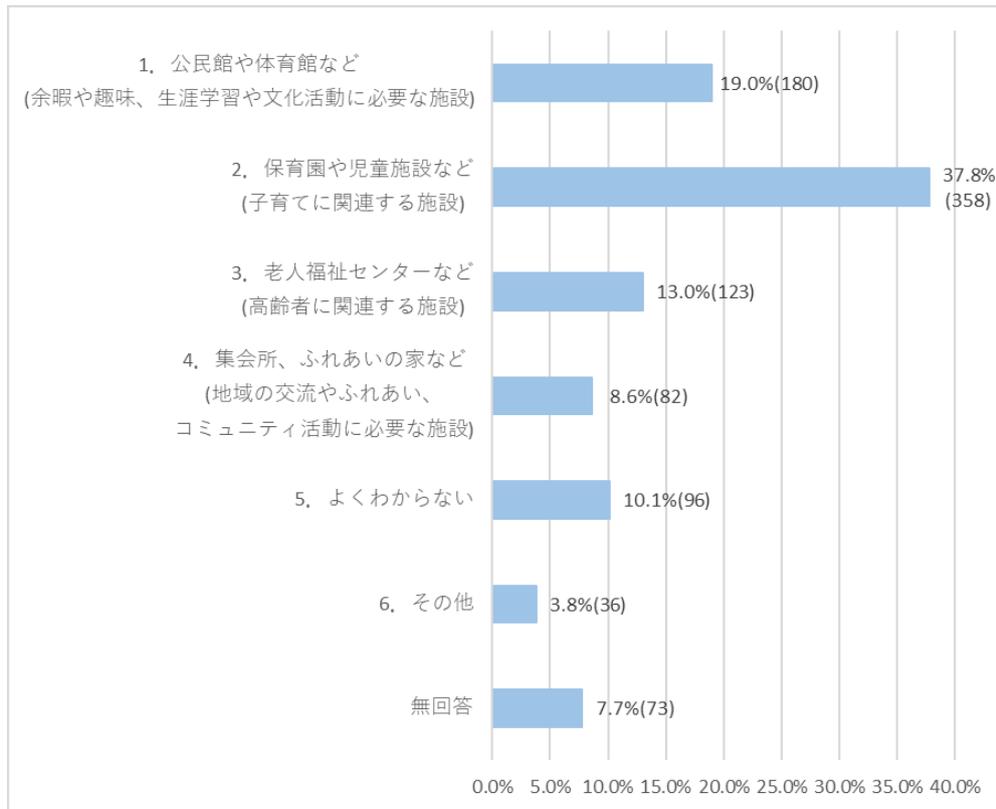
(9) 公共施設の統合・削減(2つまで回答可)

統合及び削減すべき施設は「市民ニーズに合わなくなると思われる施設」が半数近く、「老朽化が著しい施設」が約4割を占めました。



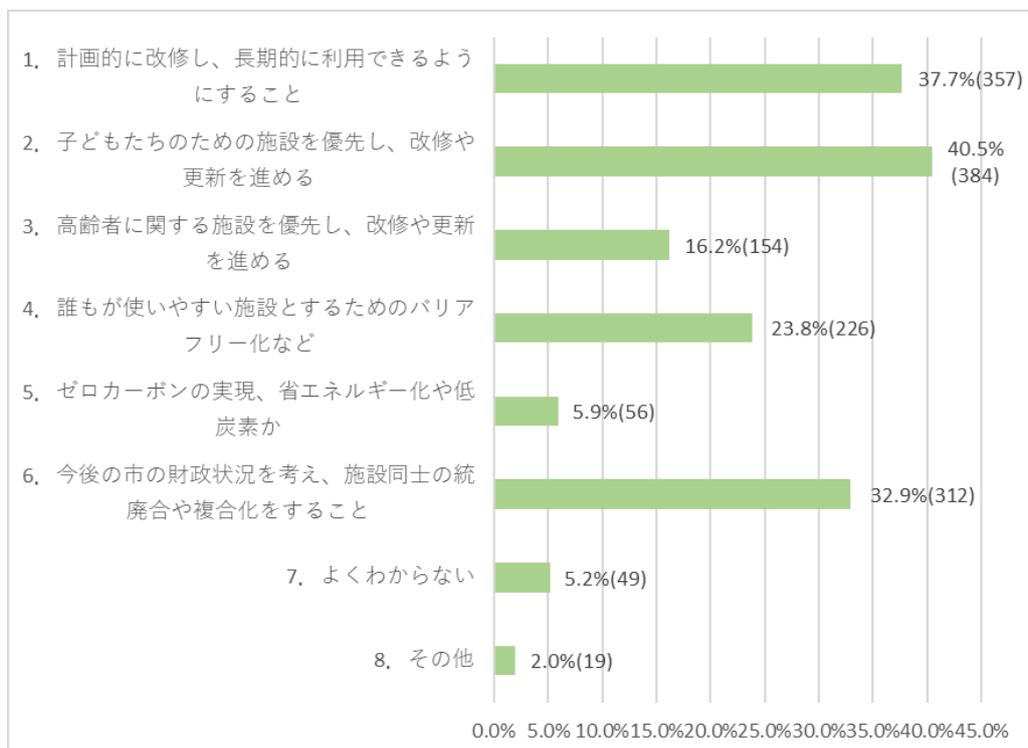
(10) 維持したほうがいい施設

「保育園や児童施設など(子育てに関連する施設)」が約4割を占める結果となりました。



(11) 公共施設の施策や事業で重視すべき方針(2つまで回答可)

「子どもたちのための施設を優先し、改修や更新を進める」が4割以上、「計画的に改修し、長期的に利用できるようにすること」が4割近くを占めました。

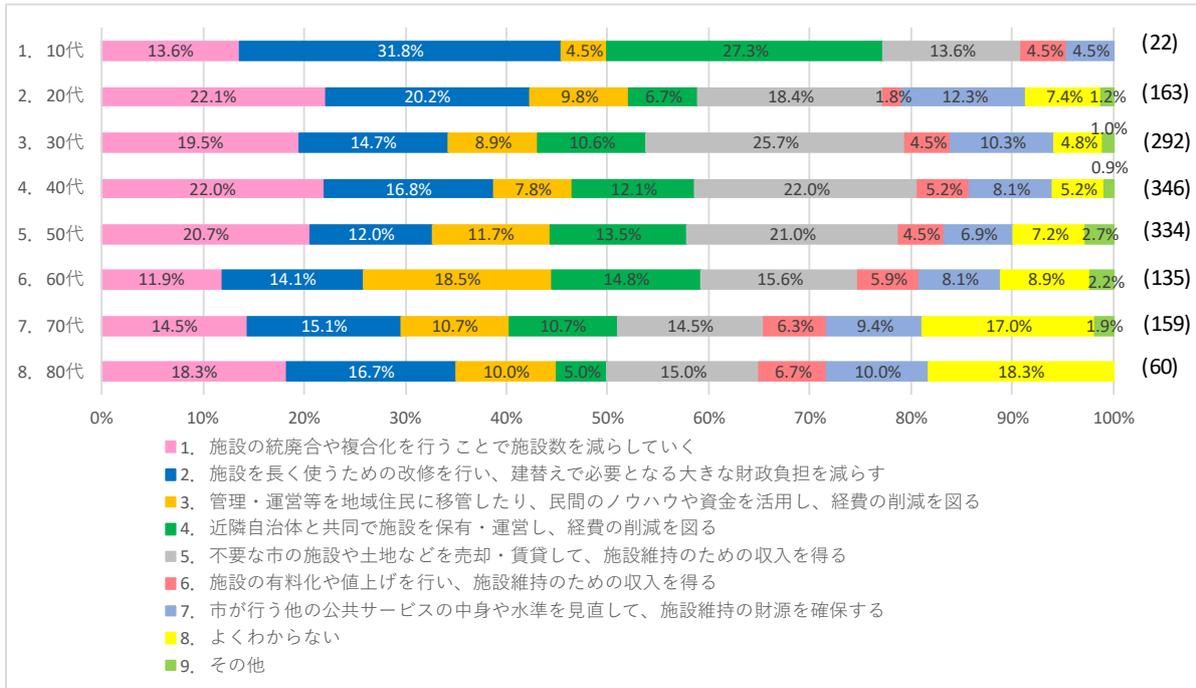


【クロス集計】

(1)年代

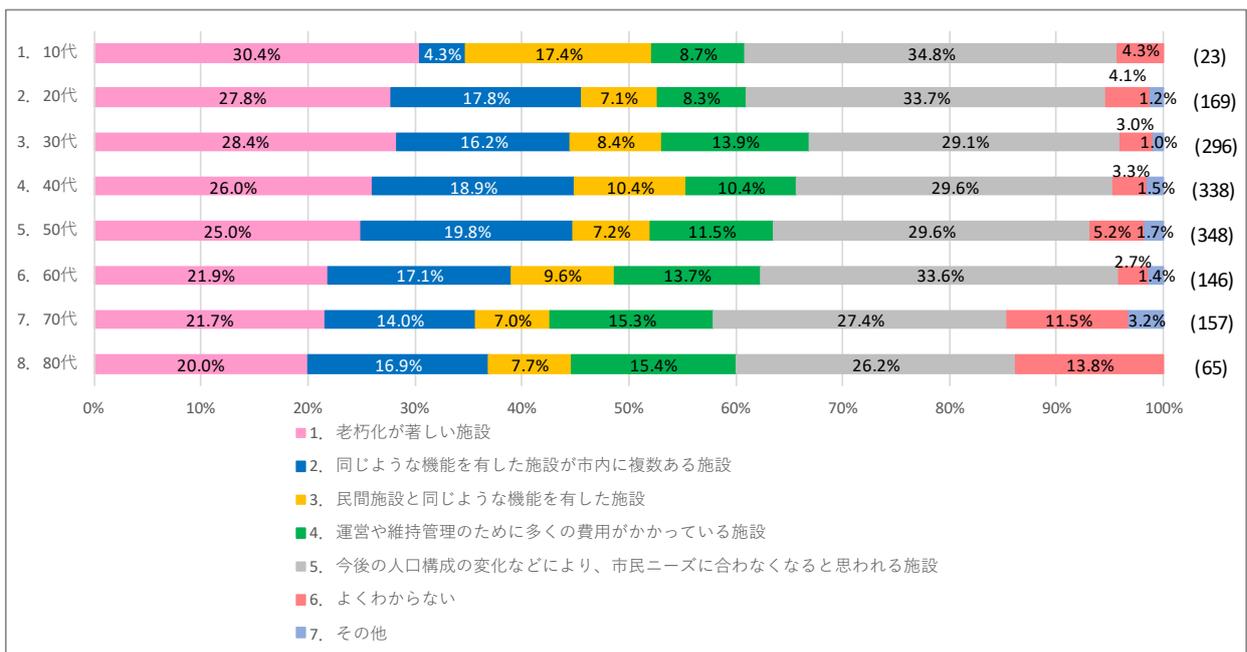
1) 方策

すべての年代で施設の統廃合や長寿命化、不要な施設の売却が多い結果となりました。母数は少ないのですが10代では「近隣自治体と共同で施設を保有する」の割合が多いのが特徴です。



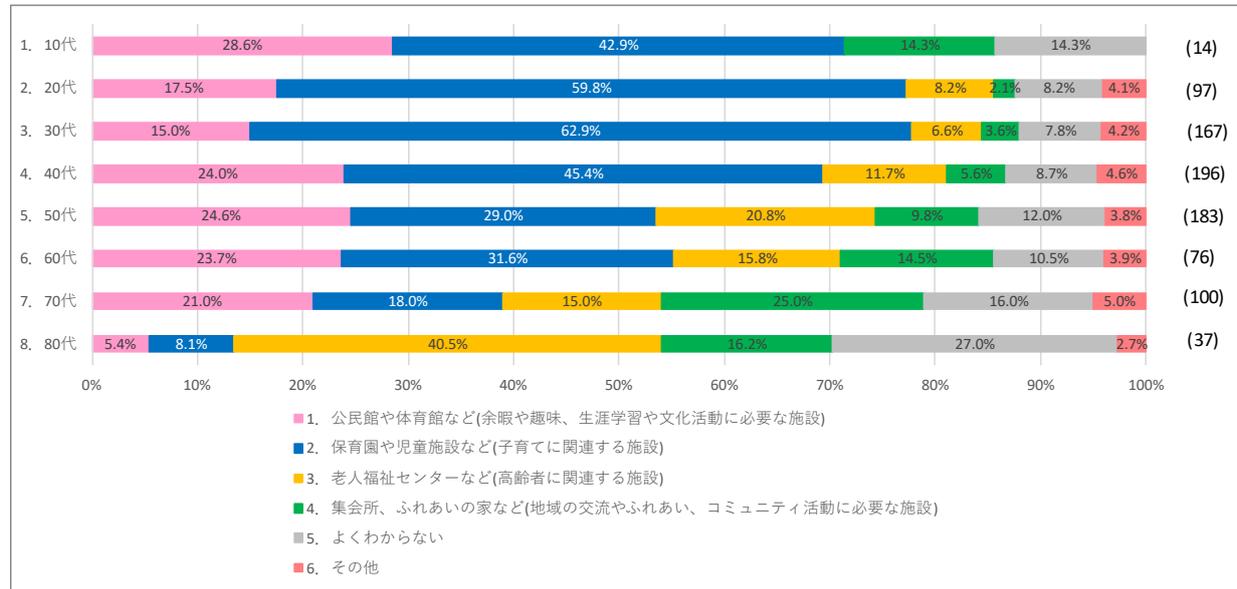
2) 削減

すべての世代ほぼ同様の傾向を示しており、「老朽化が著しい施設」や「ニーズに合わなくなると思われる施設」の削減が支持される結果となりました。



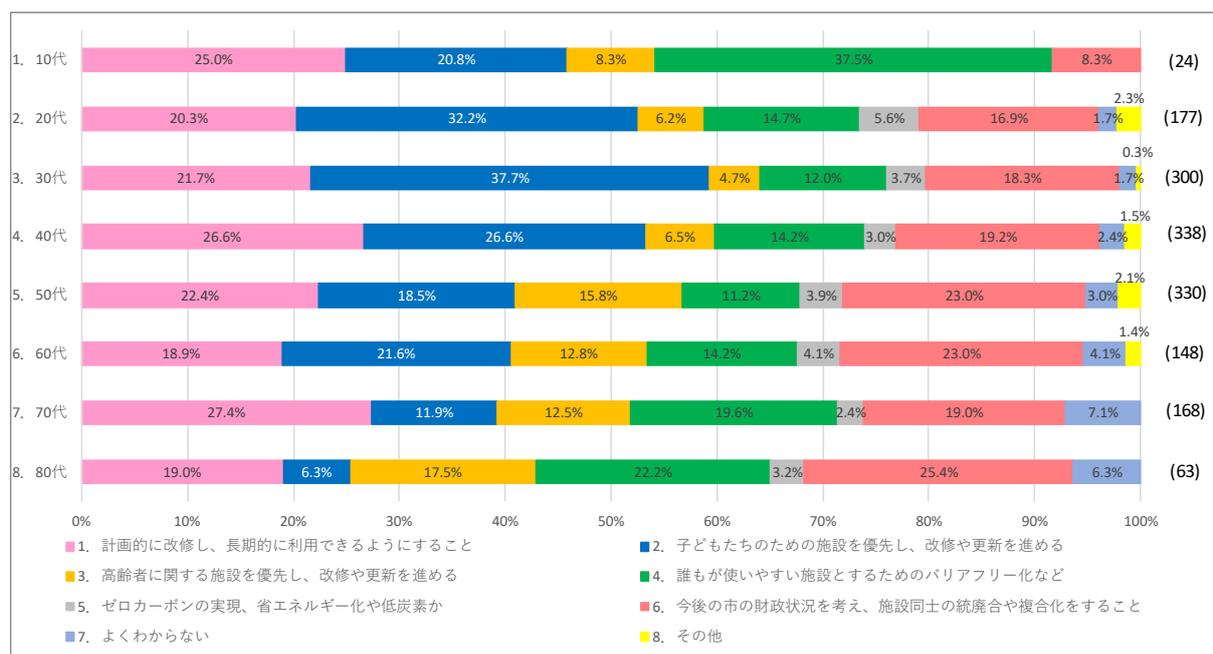
3) 維持

10代から60代で「保育園や児童施設など(子育てに関連する施設)」の維持が支持されており、80代では「老人福祉センターなど(高齢者に関連する施設)」が支持されています。



4) 重視

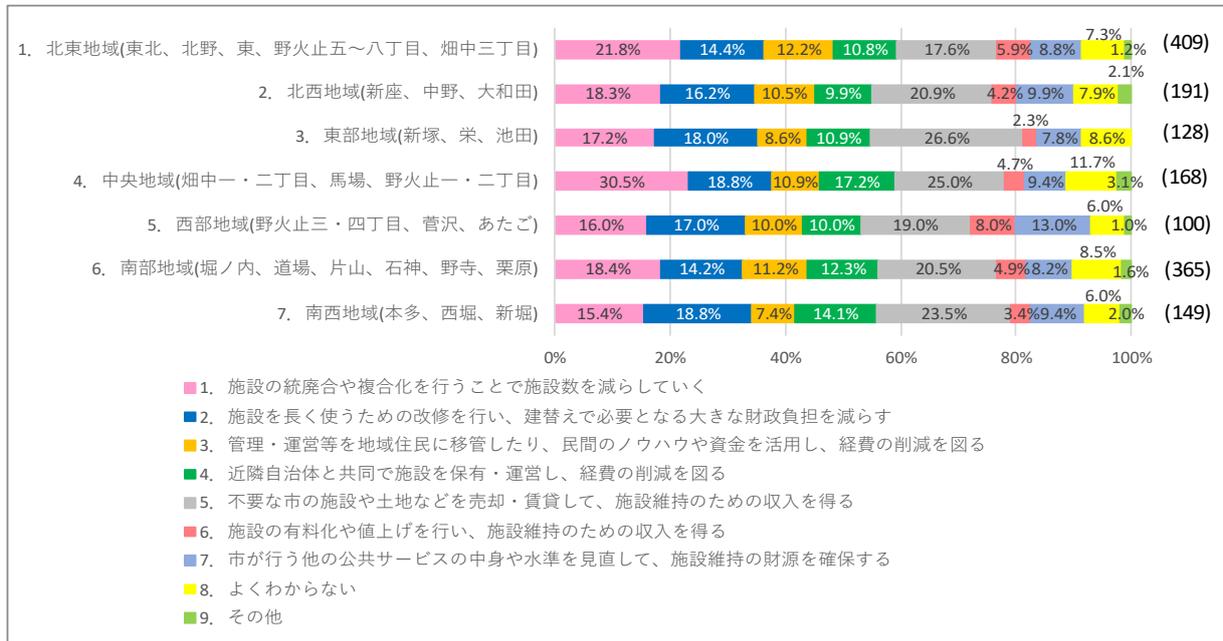
20代から40代では「子どもたちのための施設を優先し、改修や更新を進める」を最も重視すべきと考え、50代、60代では「今後の市の財政状況を考え、施設同士の統廃合や複合化をすること」が、70代では「計画的に改修し、長期的に利用できるようにすること」が、10代では「誰もが使いやすい施設とするためのバリアフリー化など」がそれぞれ最も重視すべきと考えられています。



(2) 地区

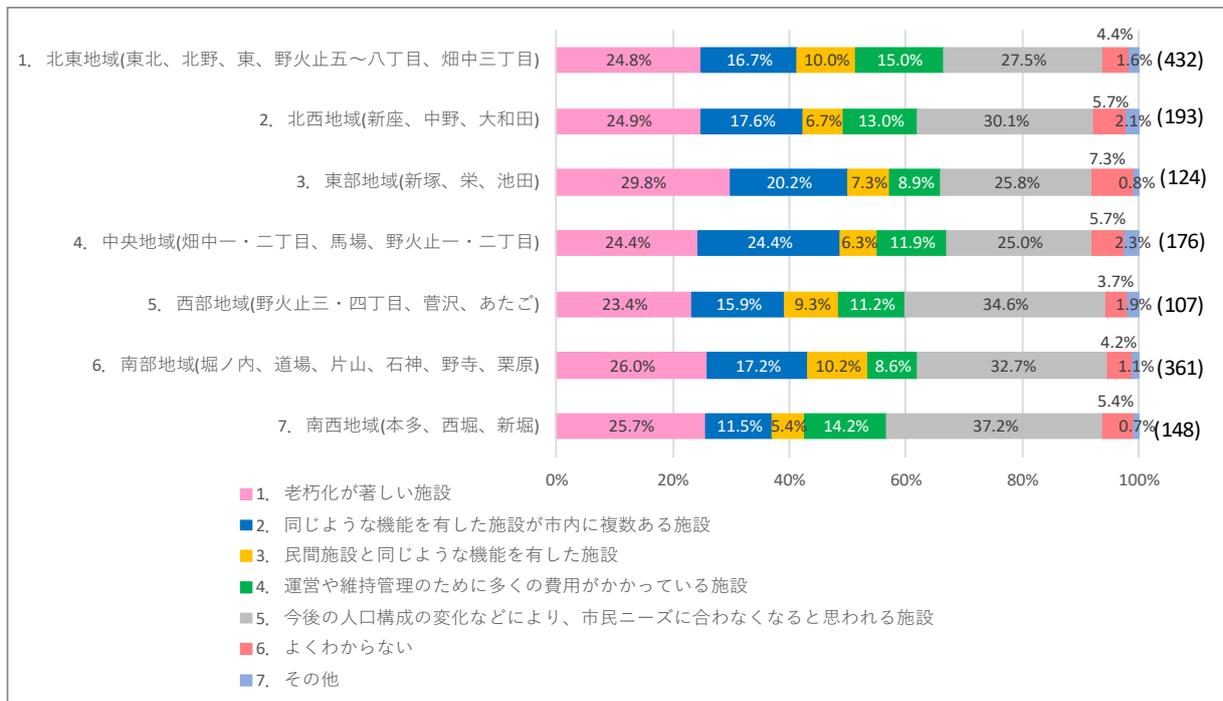
1) 方策

全ての地域でほぼ同一の結果となり、統廃合や長寿命化、除却が支持されています。



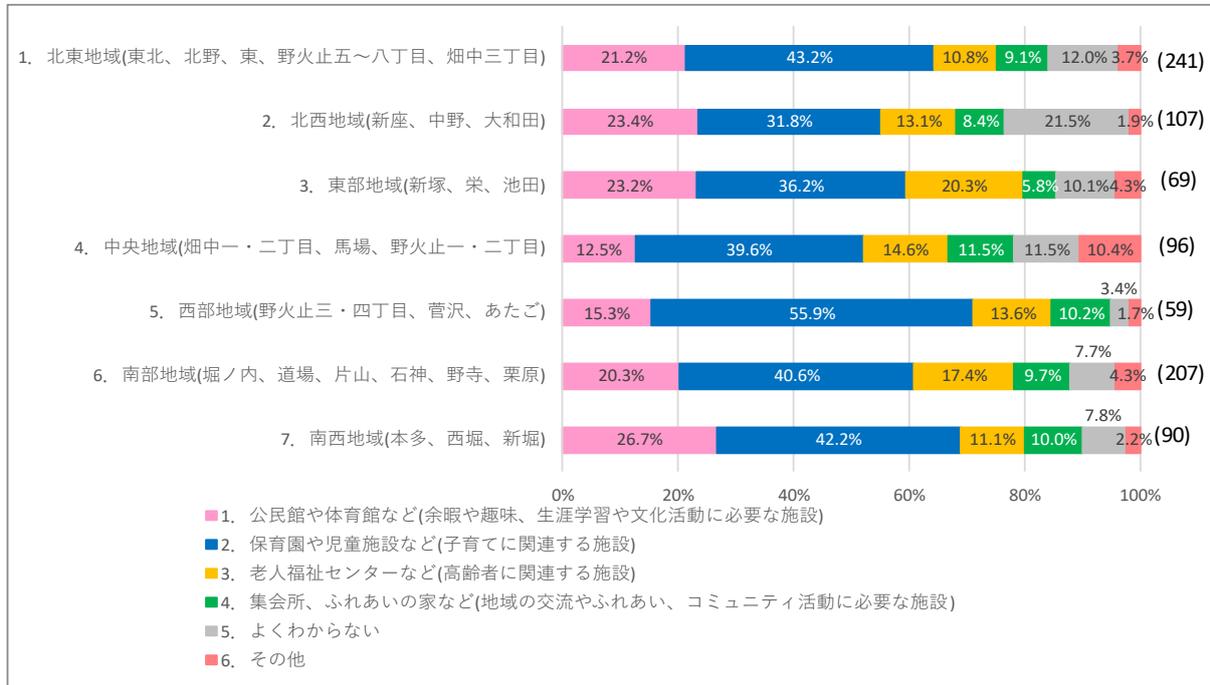
2) 削減

全ての地域で「老朽化が著しい施設」やニーズに合わなくなると思われる施設の削減が望まれています。



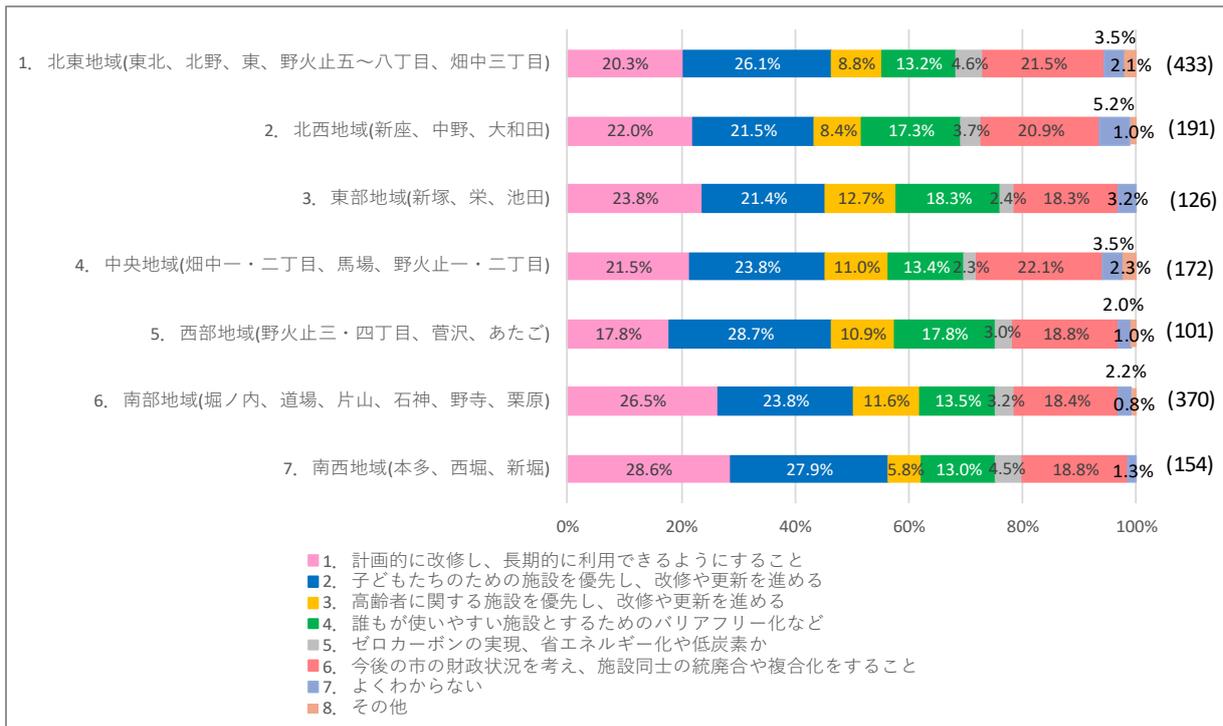
3) 維持

全ての地域で「保育園や児童施設など(子育てに関連する施設)」の維持が望まれています。



4) 重視

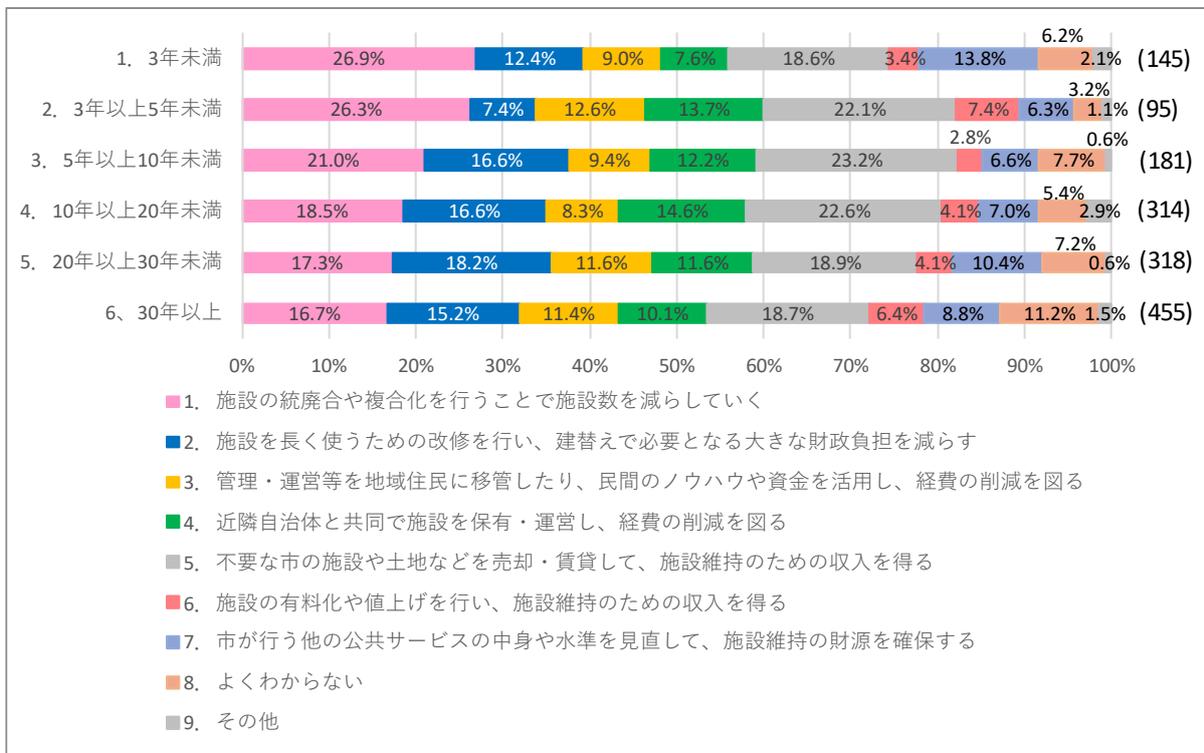
全体では子供たちの施設が最も重視されていますが、北東地域ではバリアフリー化、西部地域、南部地域では施設同士の統廃合や複合化が、南西地域では計画的な改修による長期利用がそれぞれ最も重視されています。



(3) 居住年数

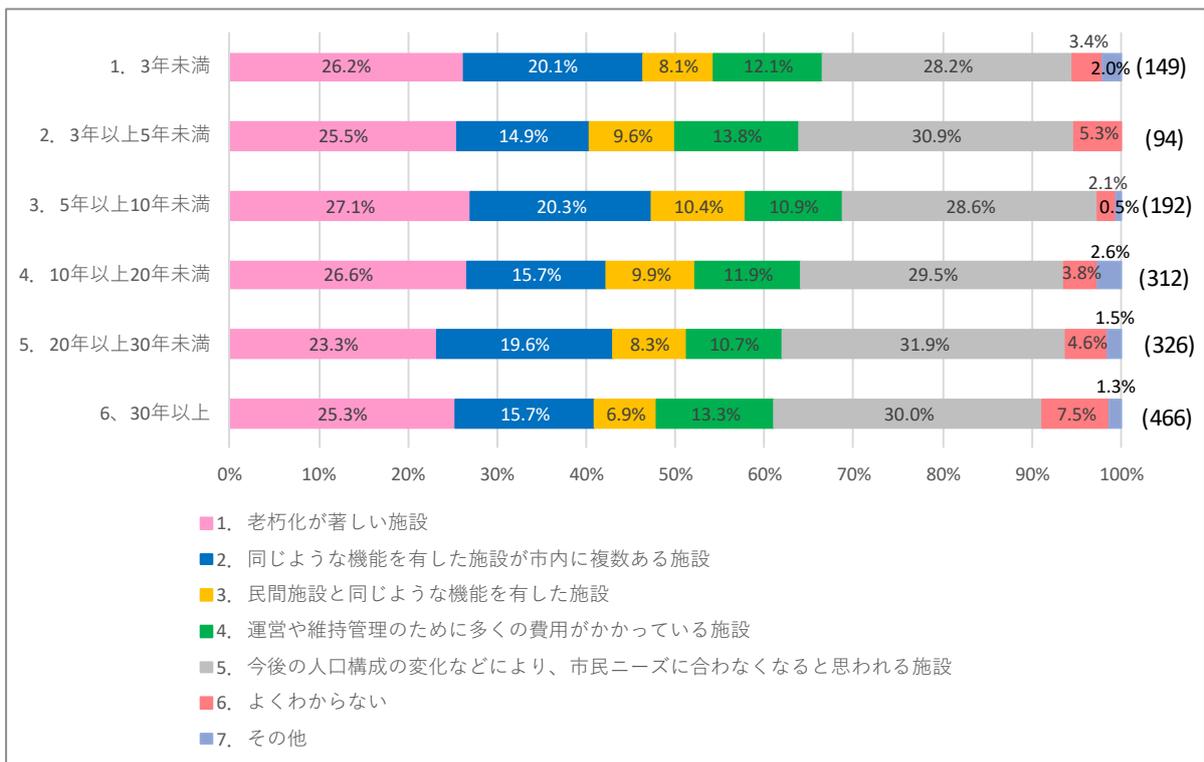
1) 方策

居住年数が長いほど統廃合や複合化の方策の割合が減少する傾向にあります。



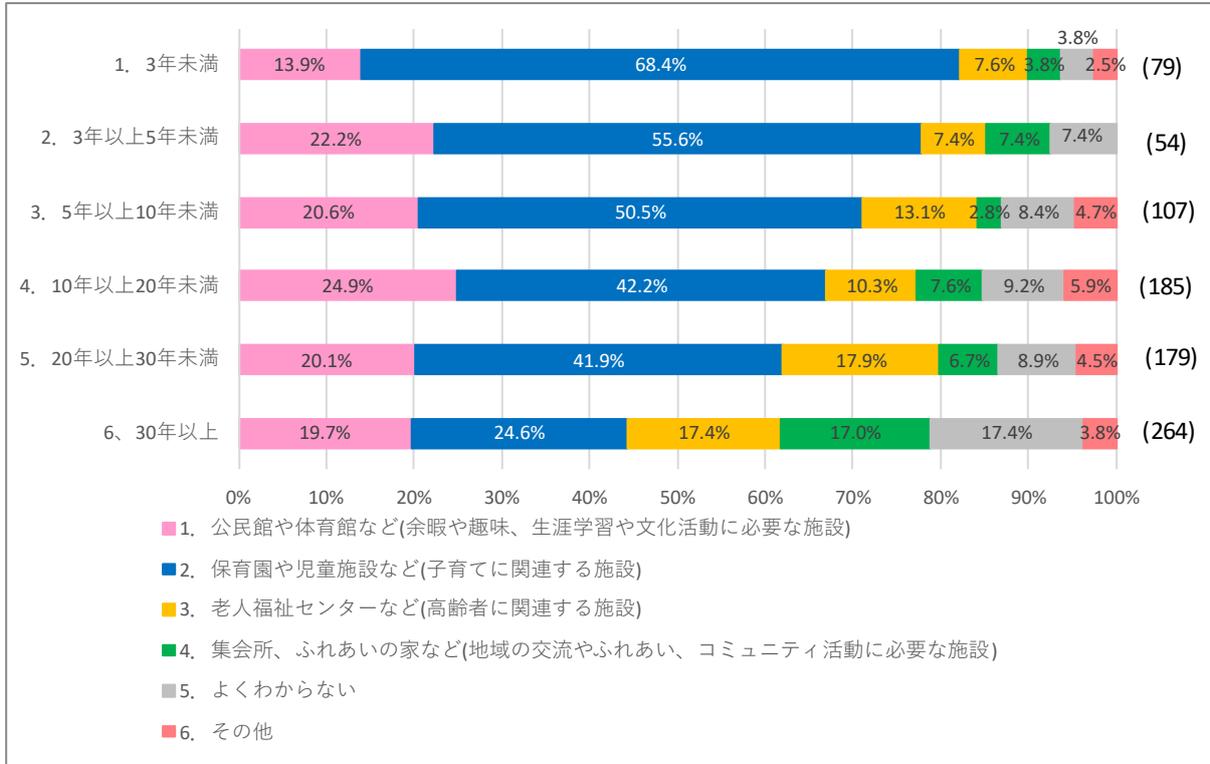
2) 削減

削減については居住年数で大きな差はなく、市民ニーズに合わなくなる施設の削減が最も支持されています。



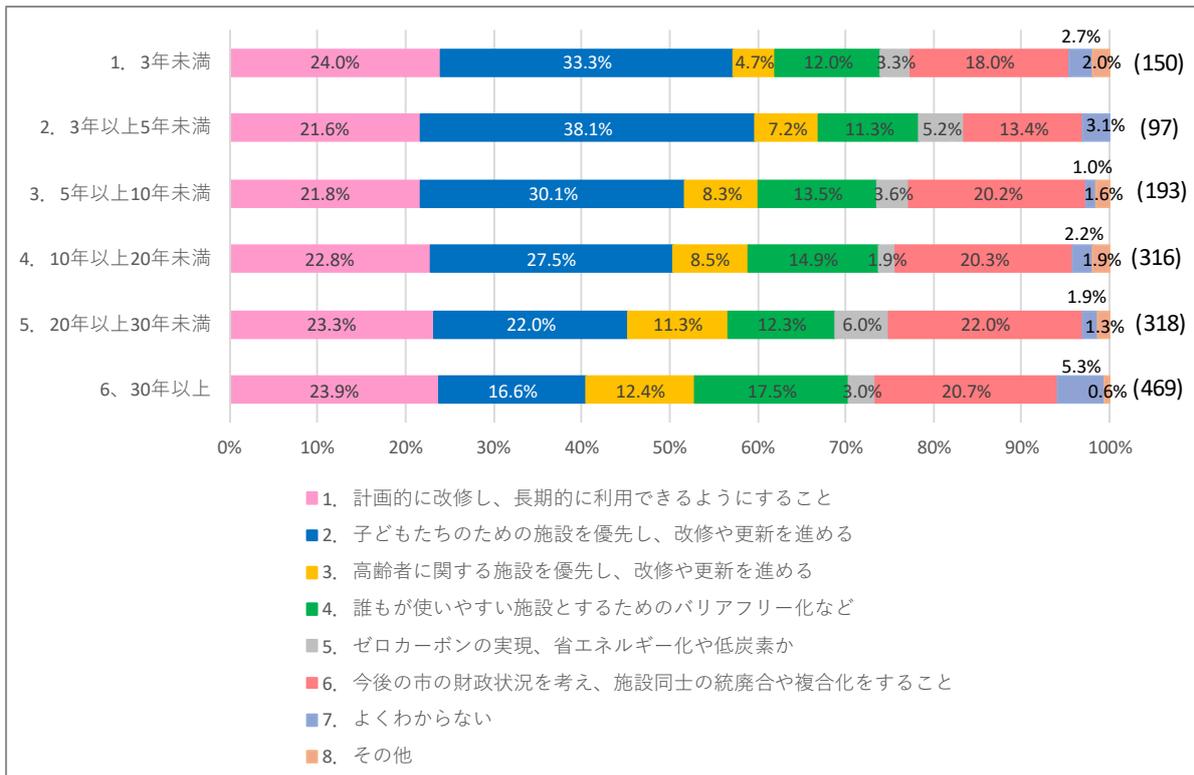
3) 維持

施設の維持については、居住年数が少ないほど「保育園や児童施設など(子育てに関連する施設)」の維持を指示する割合が多くなっています。



4) 重視

居住年数が20年未満では子供たちの施設が重視され、居住年数が長くなると財政状況を考える施策が重視される傾向にあります。

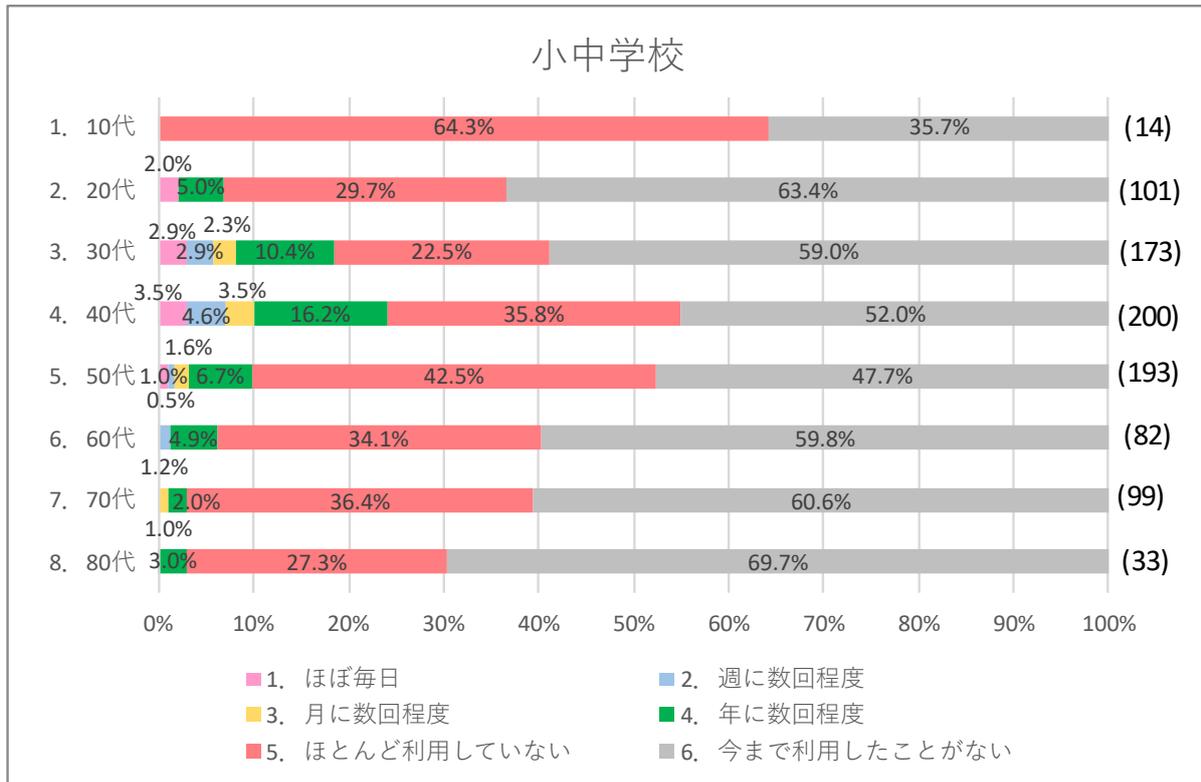


(4)年代×利用頻度

年代・施設ともにばらつきがありますが「公民館、コミュニティセンター」と「市民会館、ふるさと新座館ホール、図書館」では「年に数回程度」以上の利用者が多く現れた結果となりました。

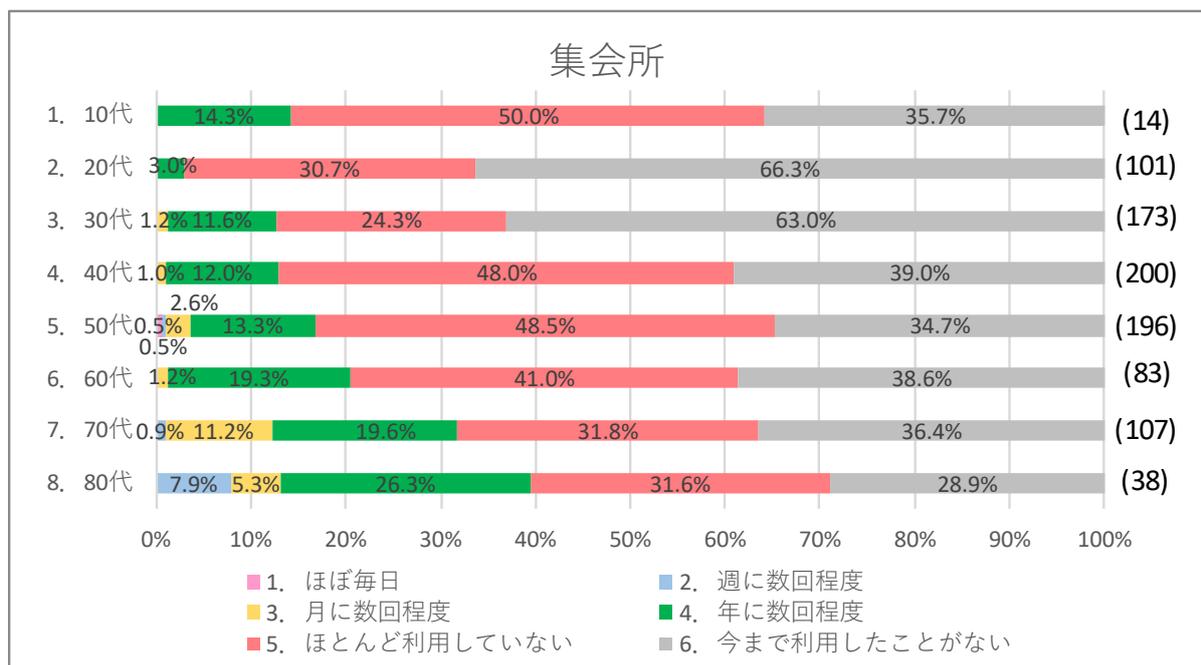
・小中学校

10代以外、約5割以上が利用したことがありません。

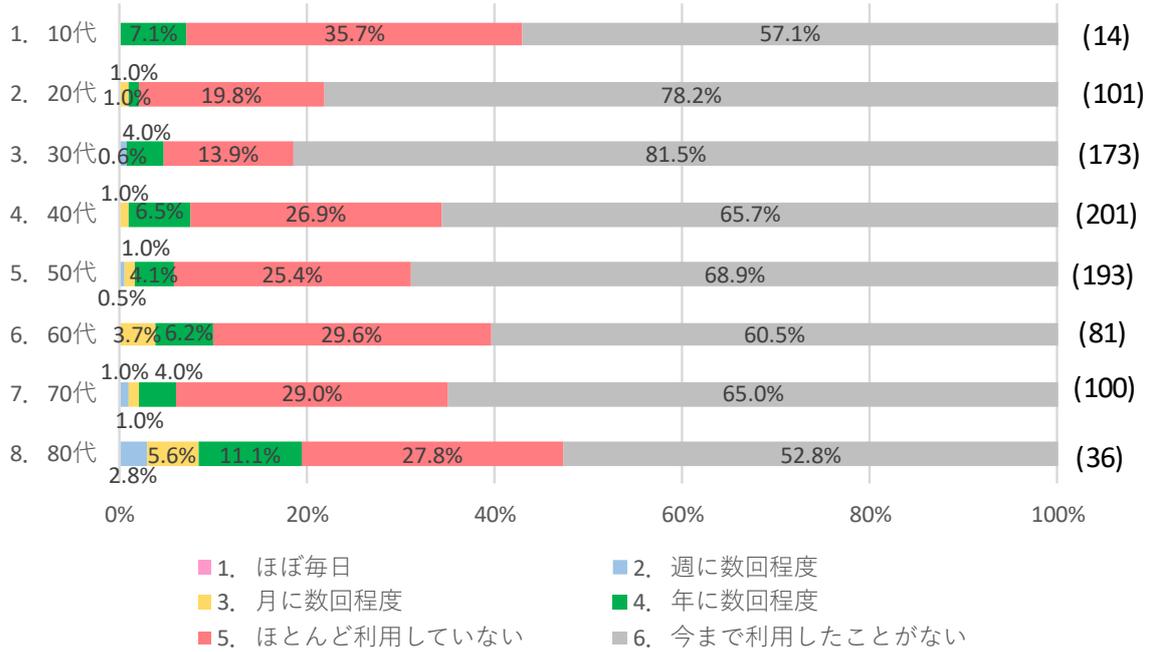


・集会所

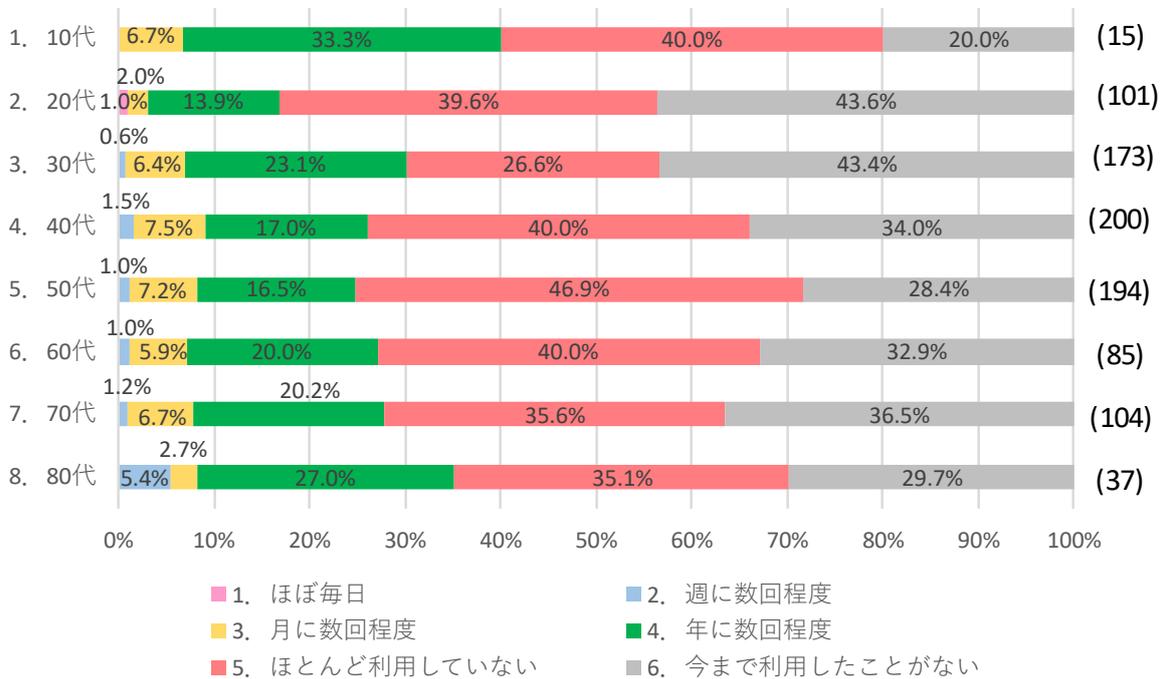
20代、30代では6割以上が利用したことがありません。



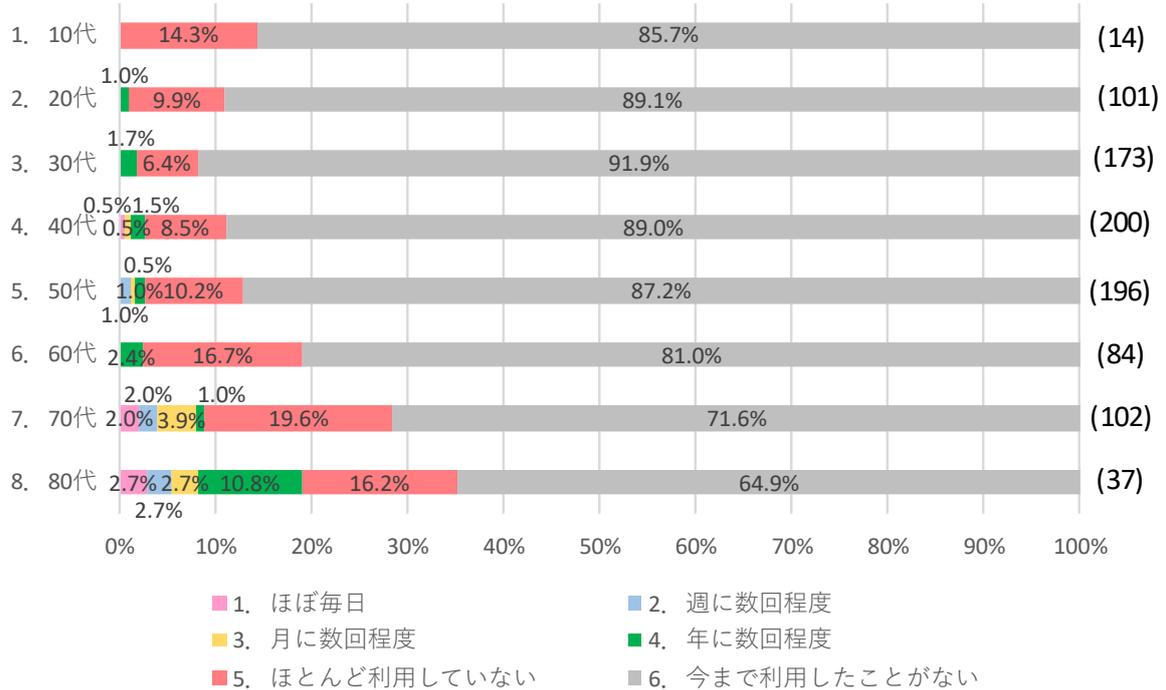
ふれあいの家



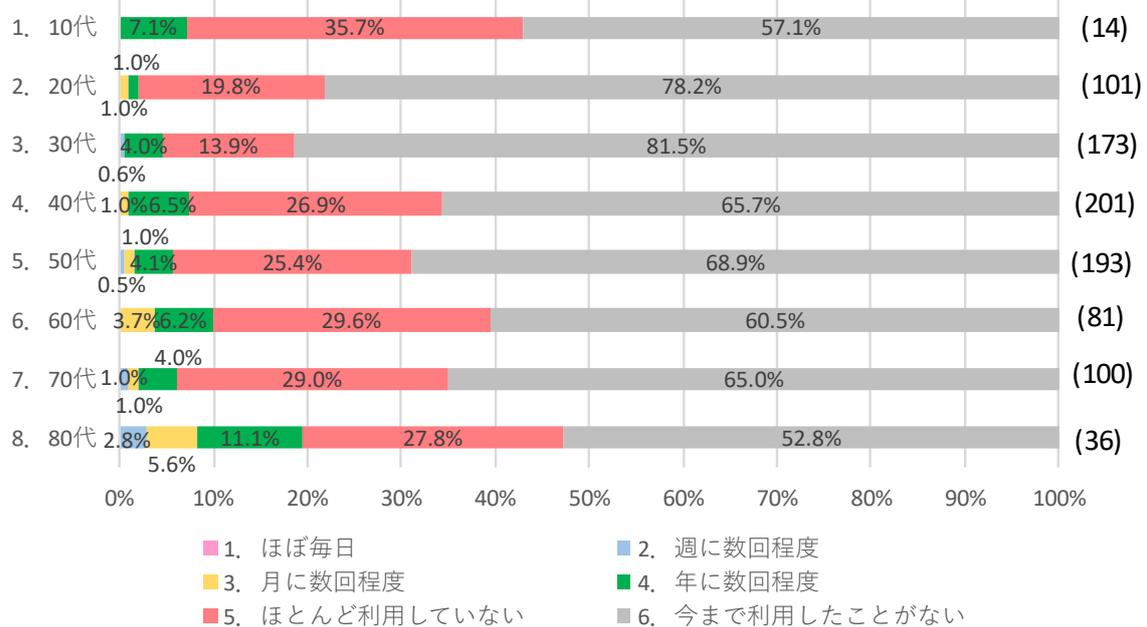
公民館、コミュニティセンター



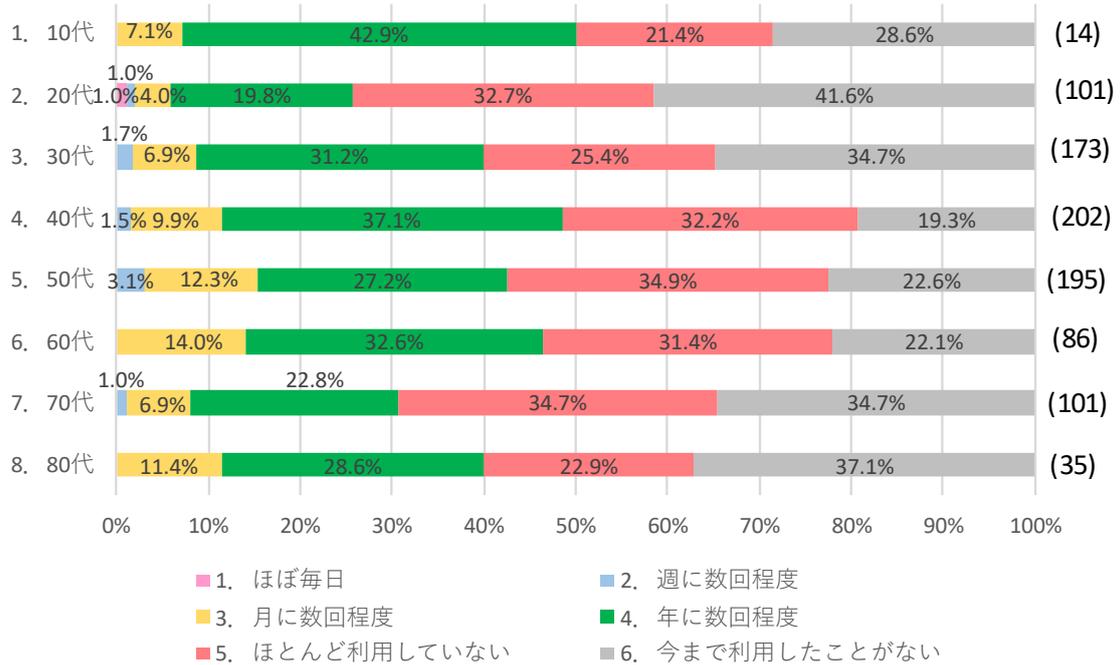
老人福祉センター



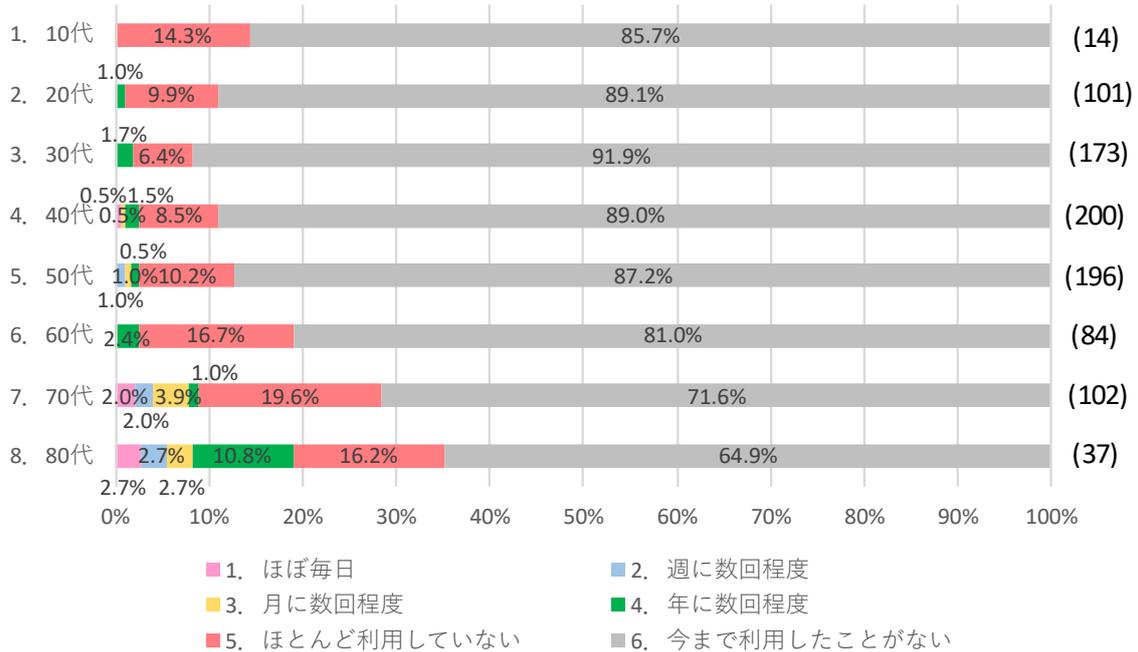
体育館



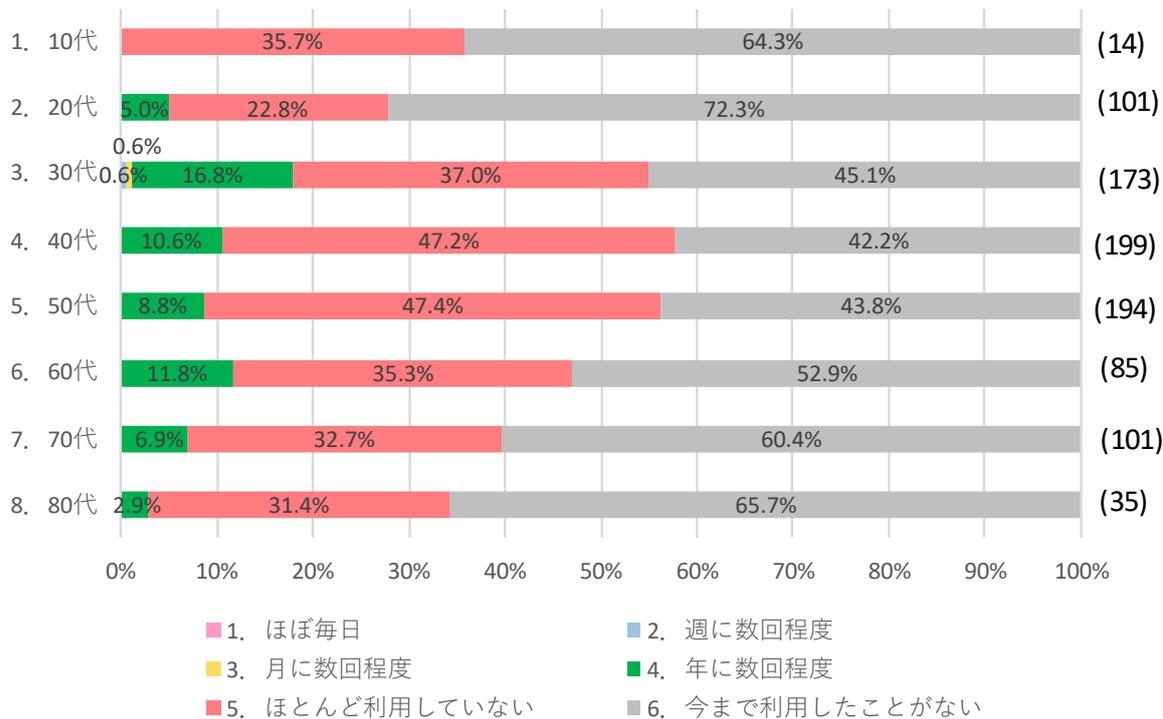
市民会館、ふるさと新座館ホール、図書館



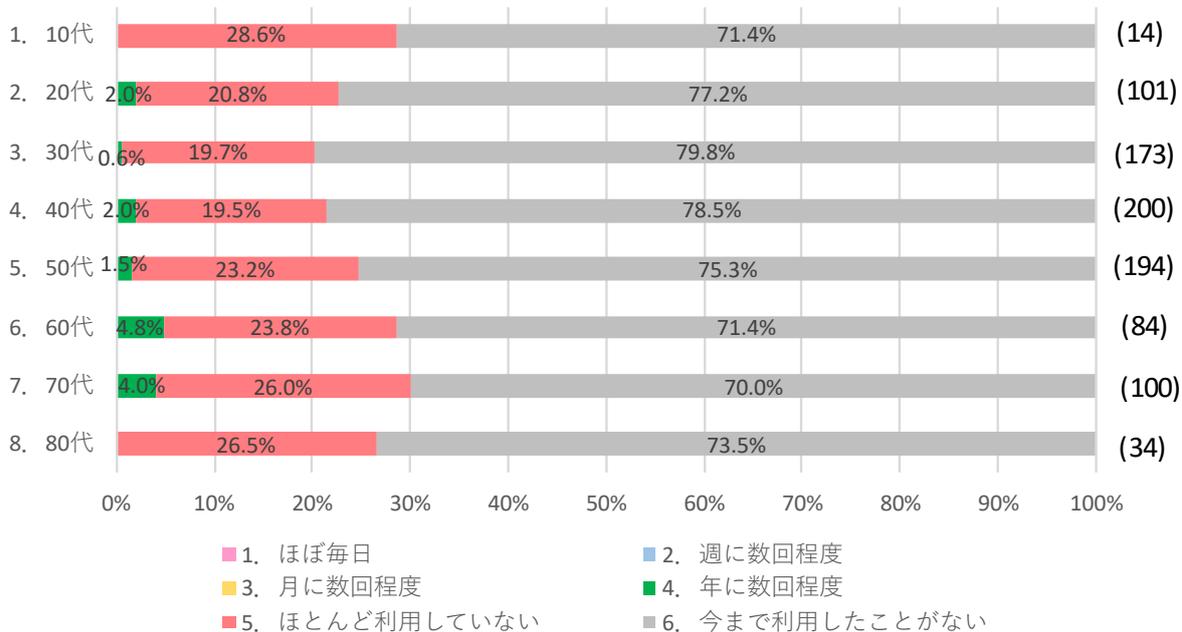
児童センター



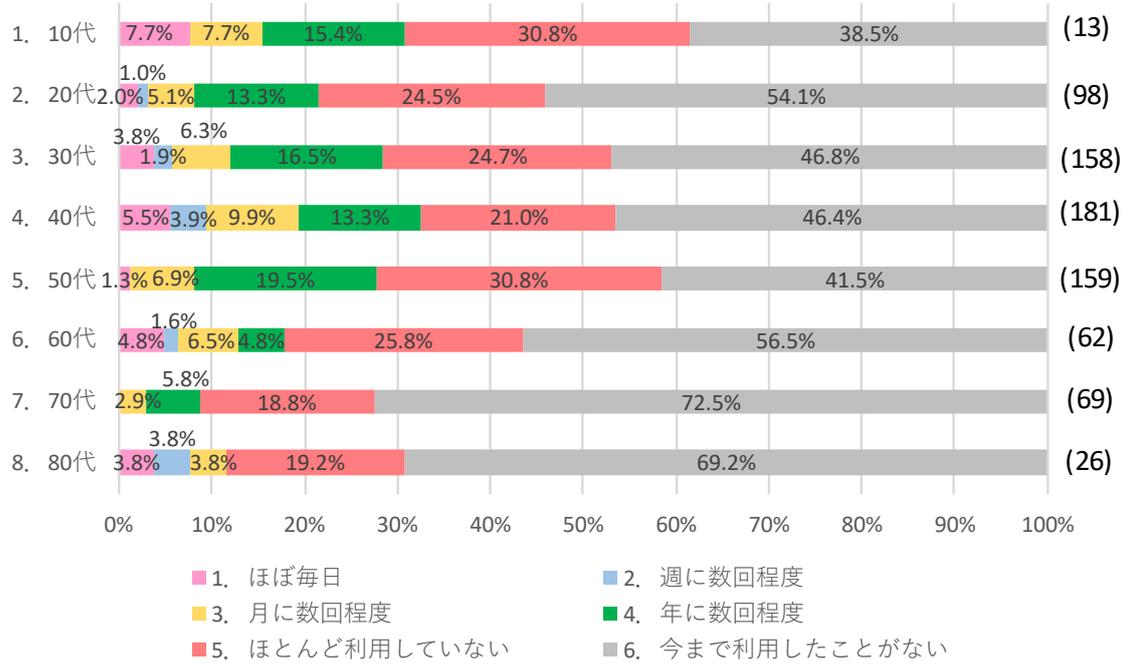
保健センター



歴史民俗資料館

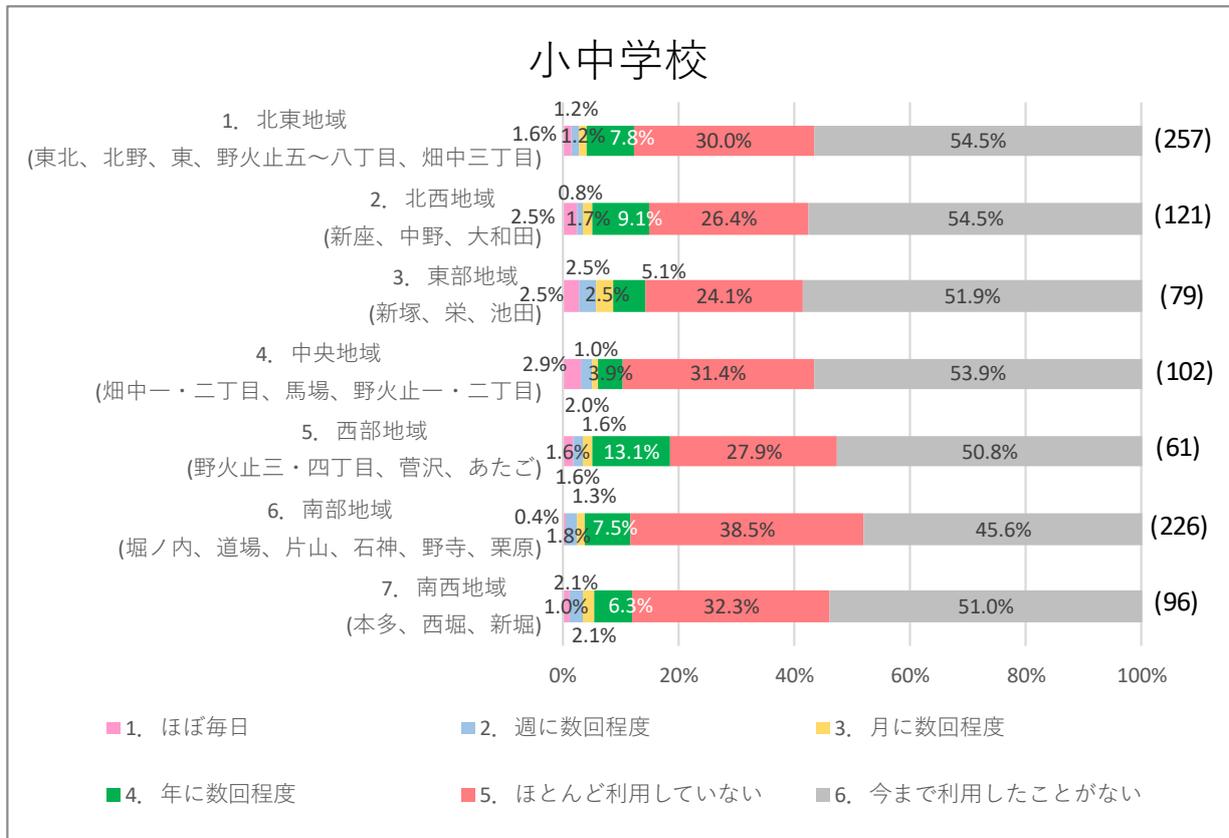


その他

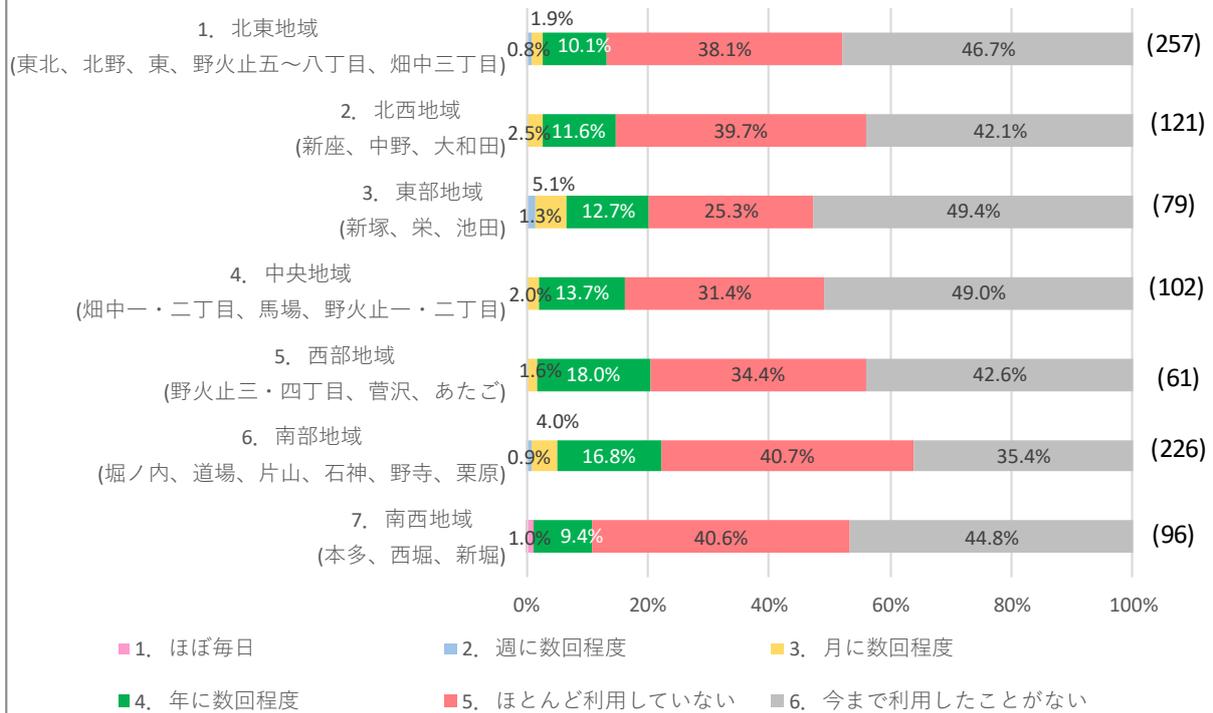


(5)地域×利用頻度

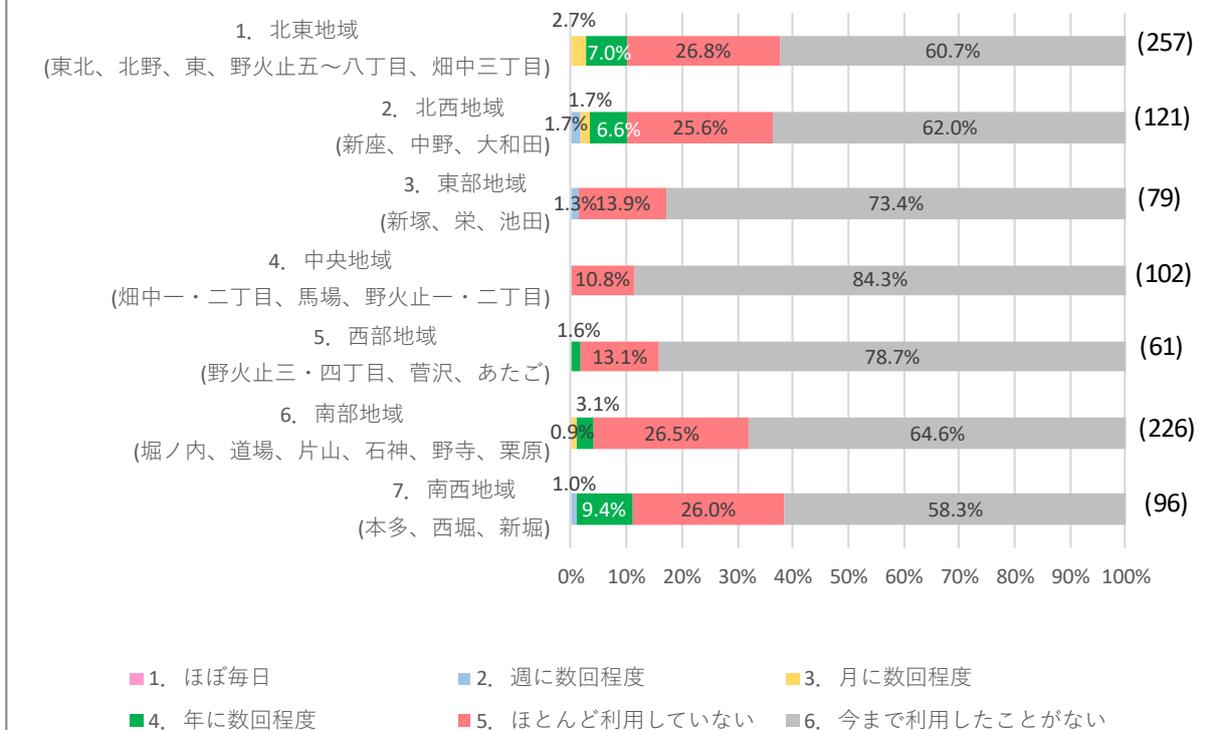
いずれの施設でも「ほとんど利用したことがない」と「今まで利用したことがない」が最も多い回答となり、これは全ての地域で共通でした。



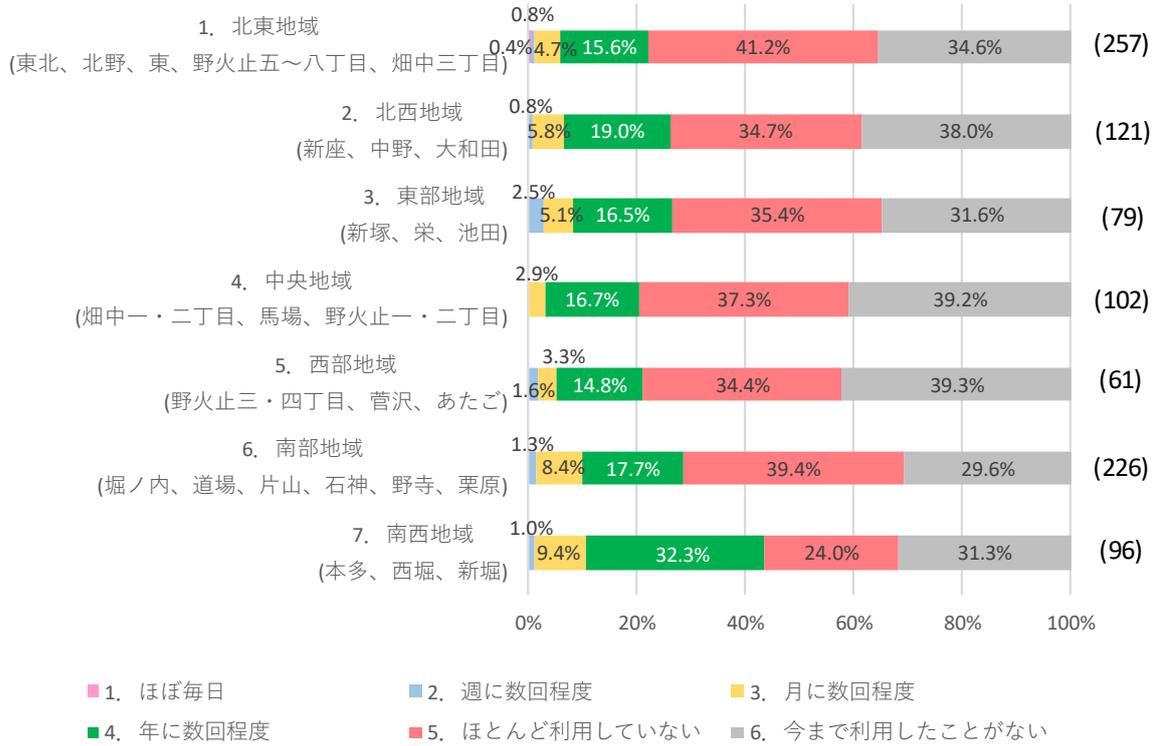
集会所



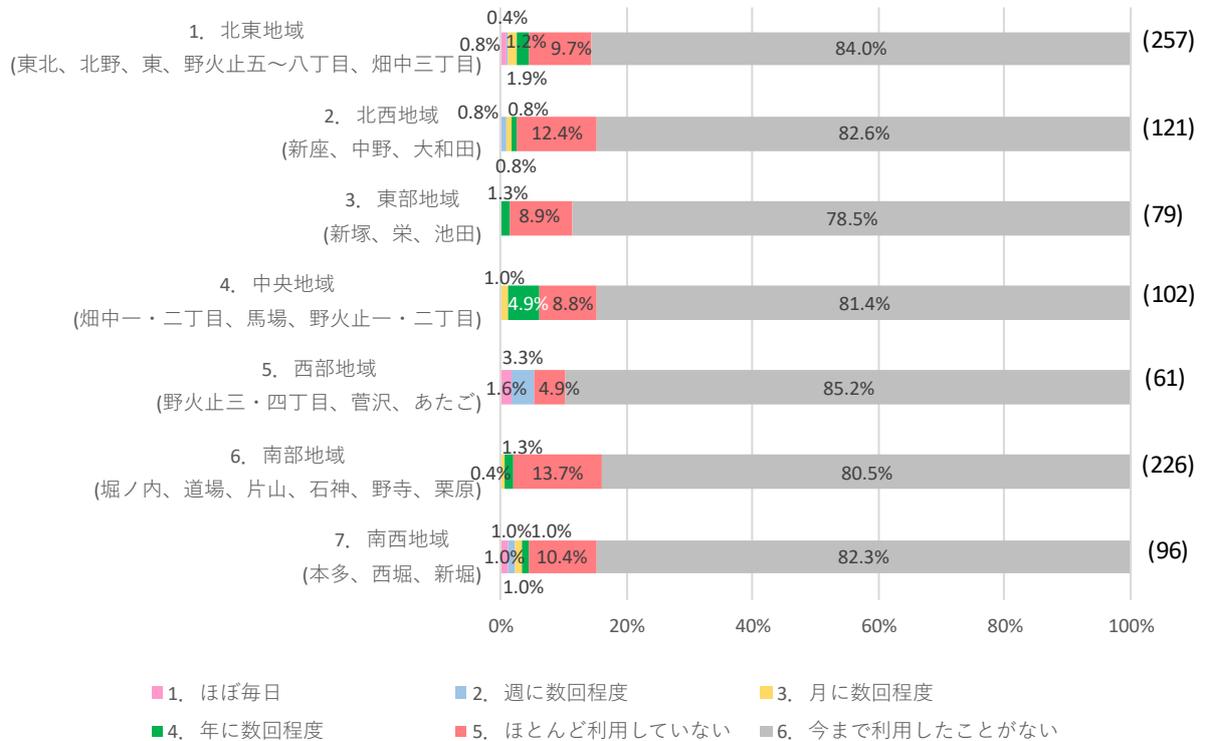
ふれあいの家



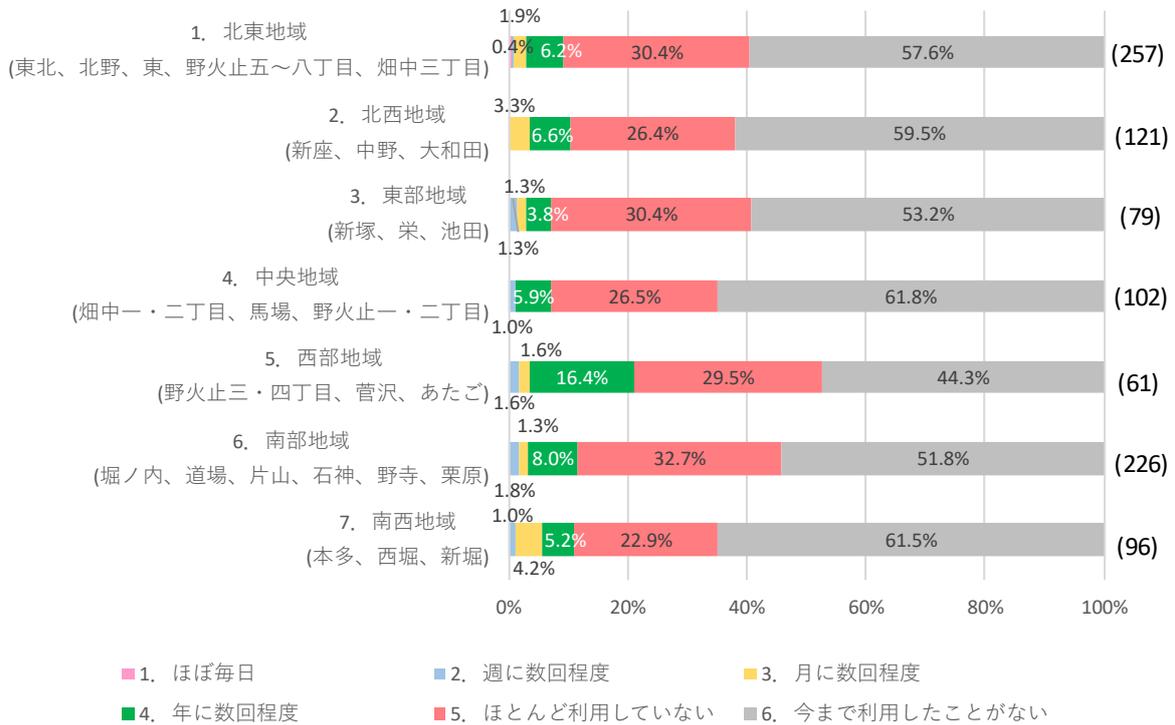
公民館、コミュニティセンター



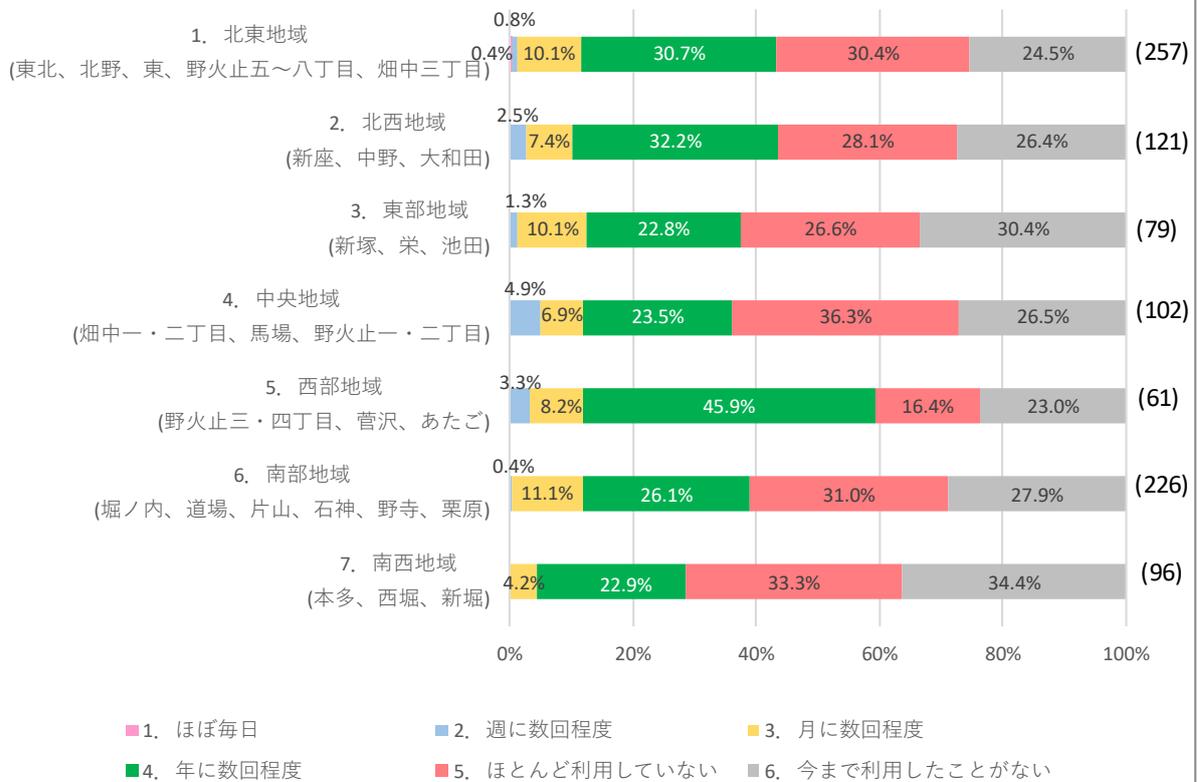
老人福祉センター



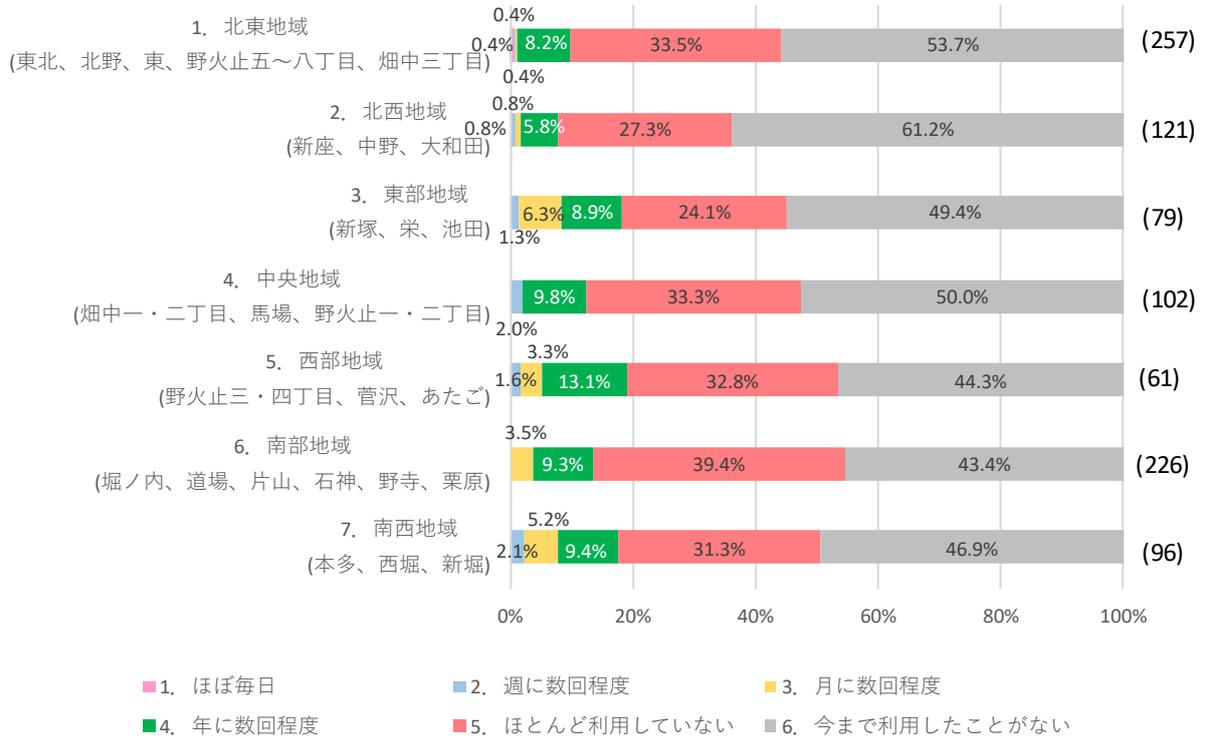
体育館



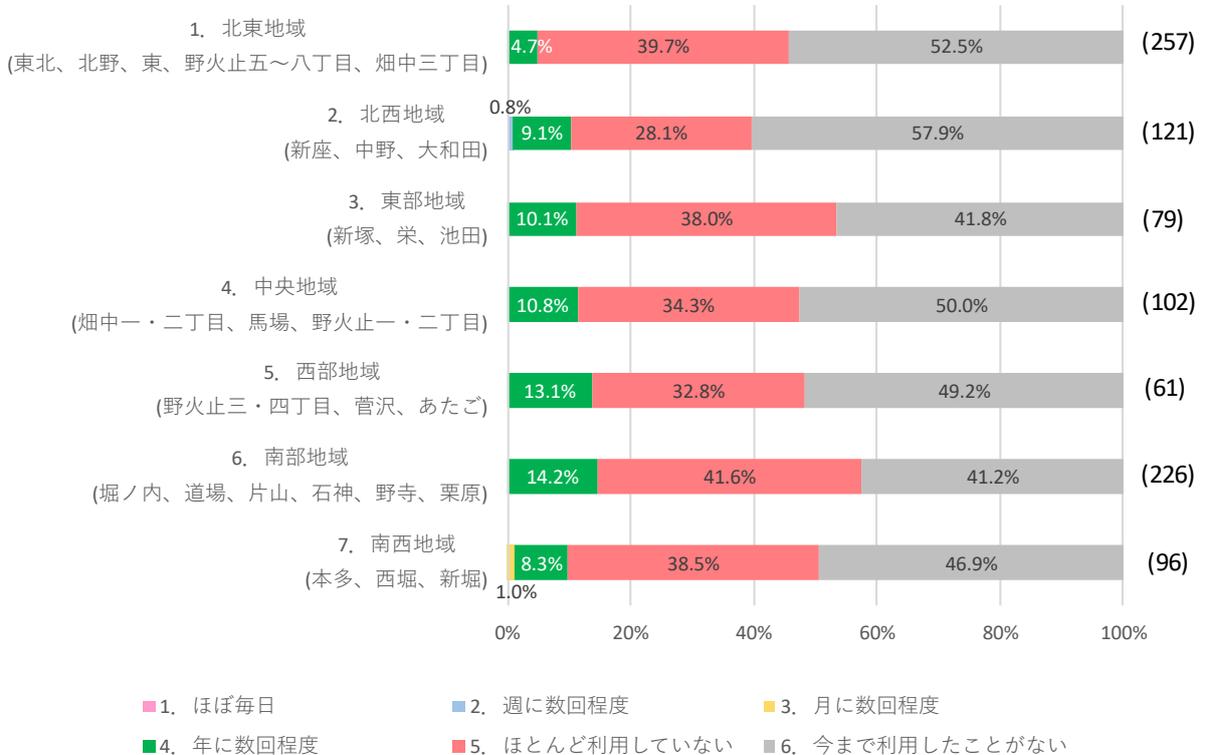
市民会館、ふるさと新座館ホール、図書館



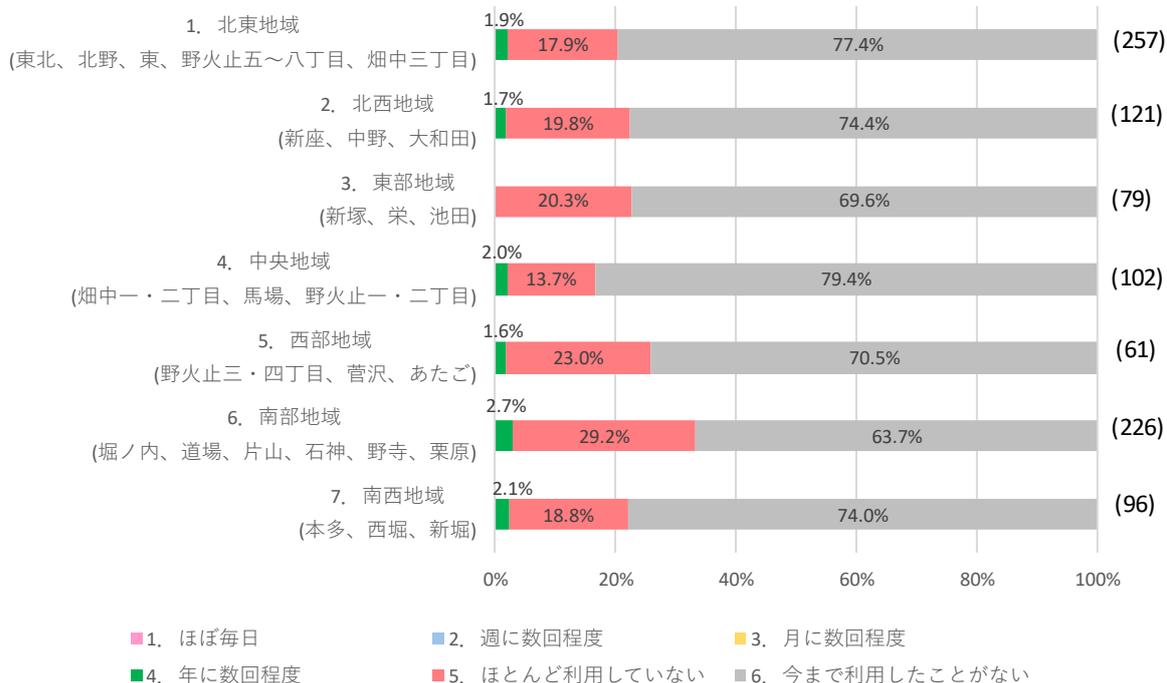
児童センター



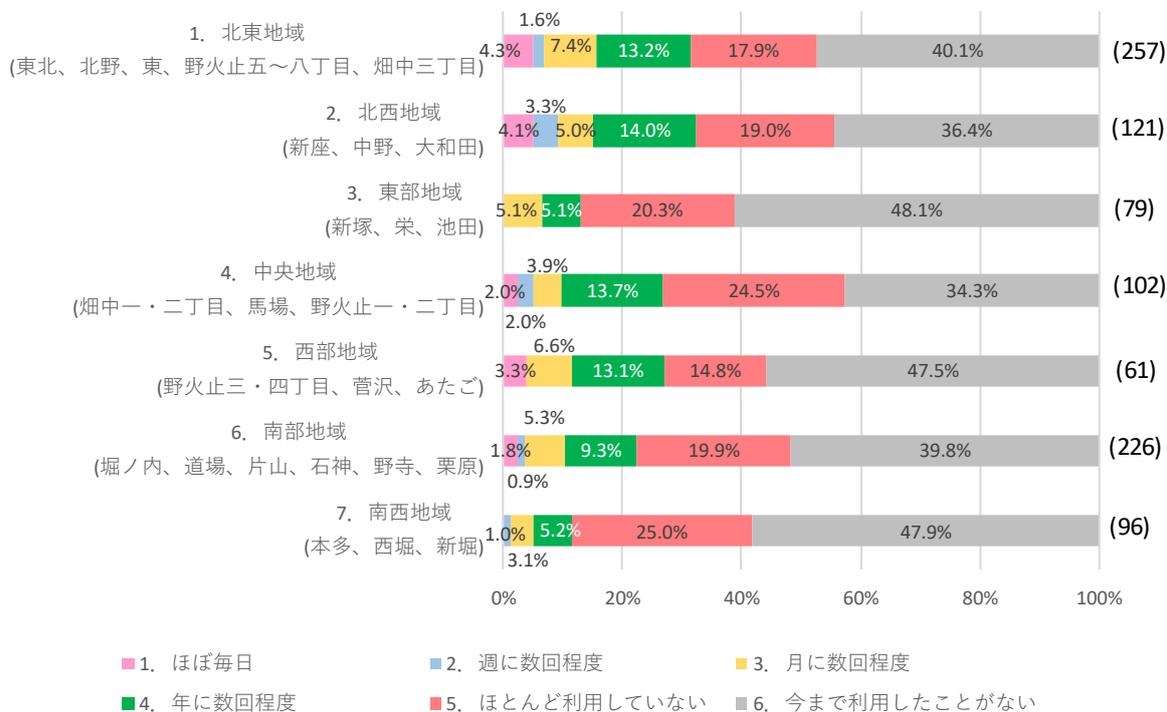
保健センター



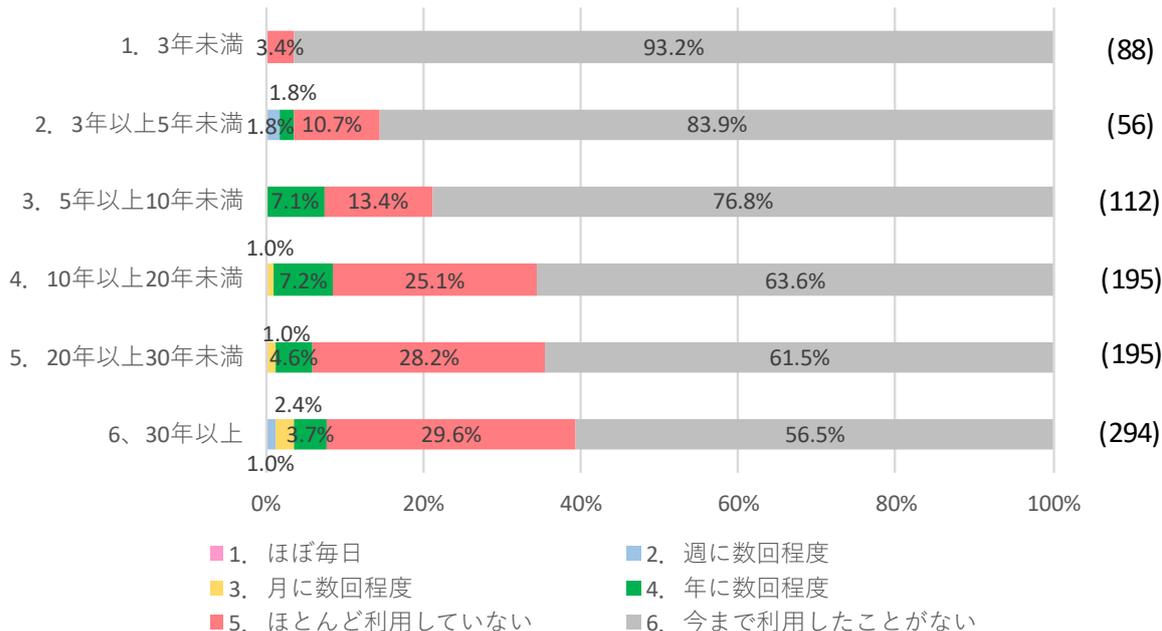
歴史民俗資料館



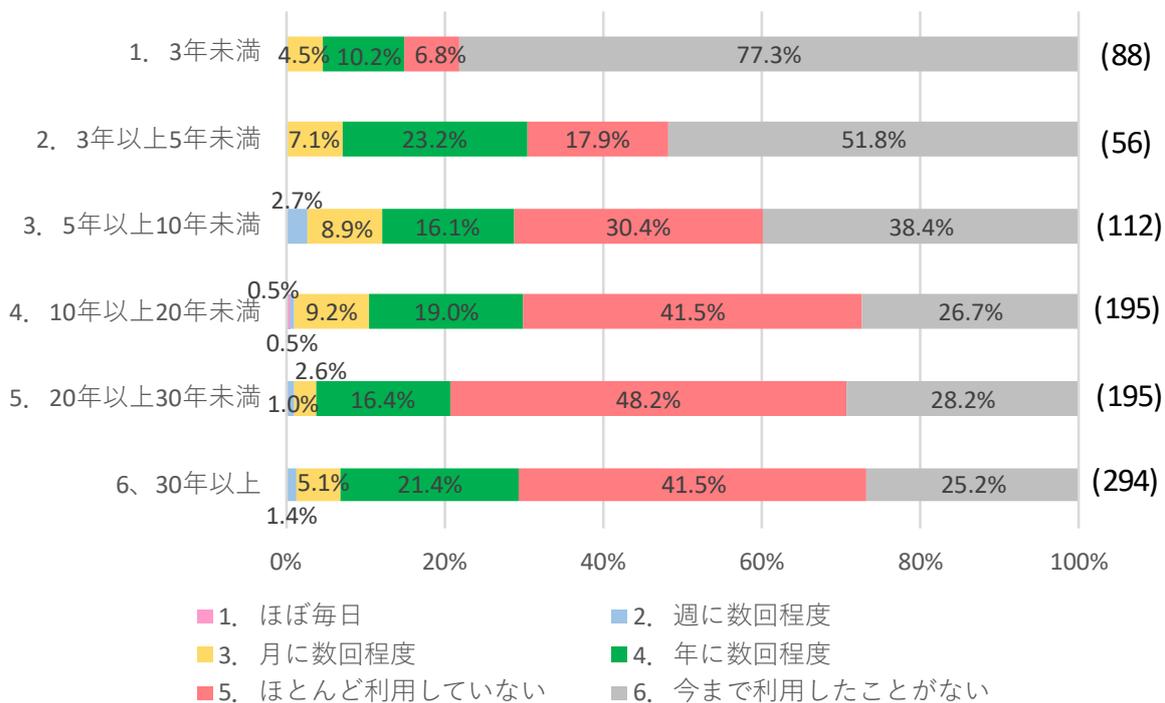
その他



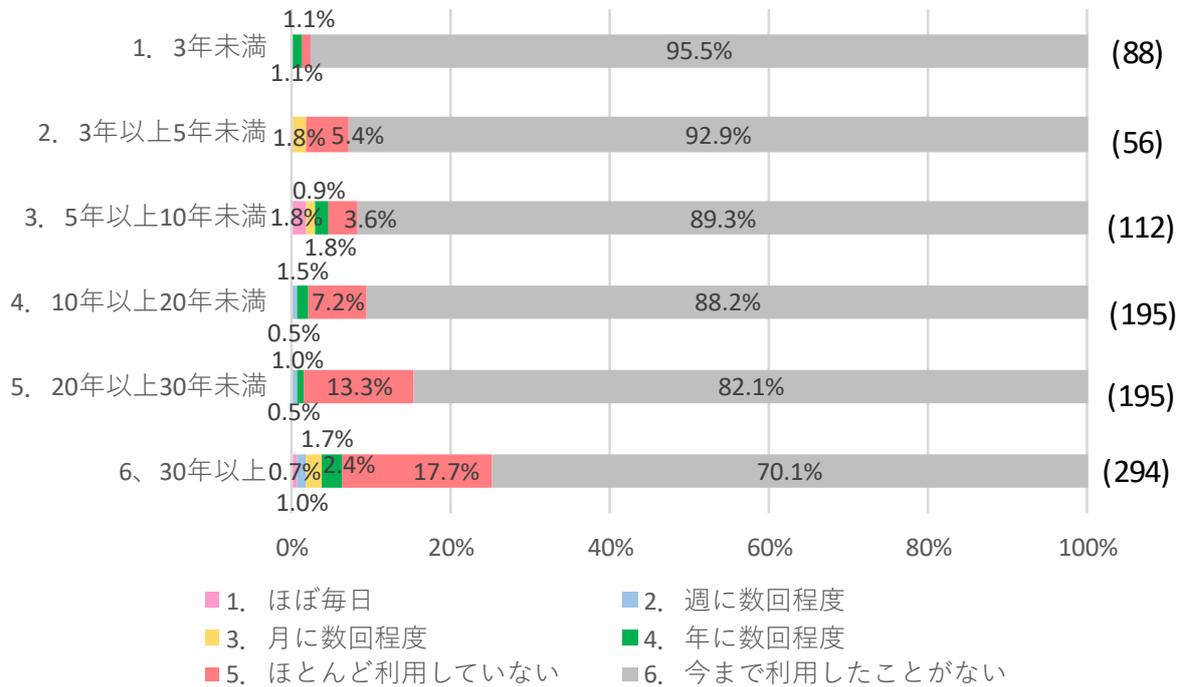
ふれあいの家



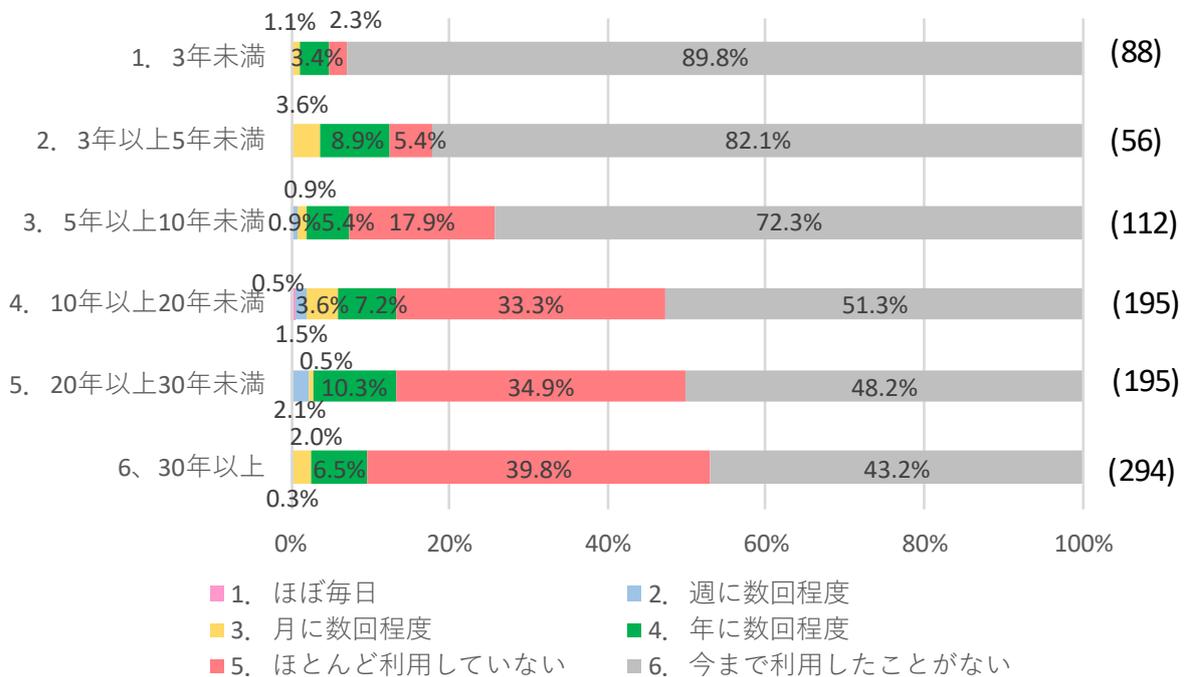
公民館、コミュニティセンター



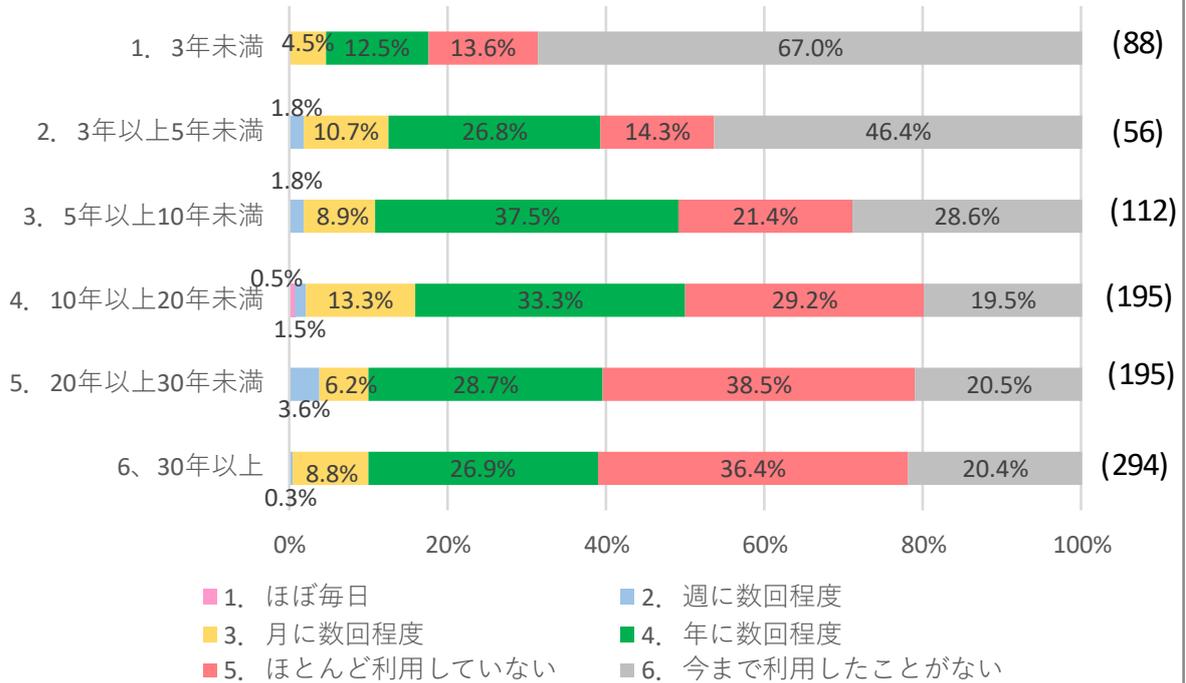
老人福祉センター



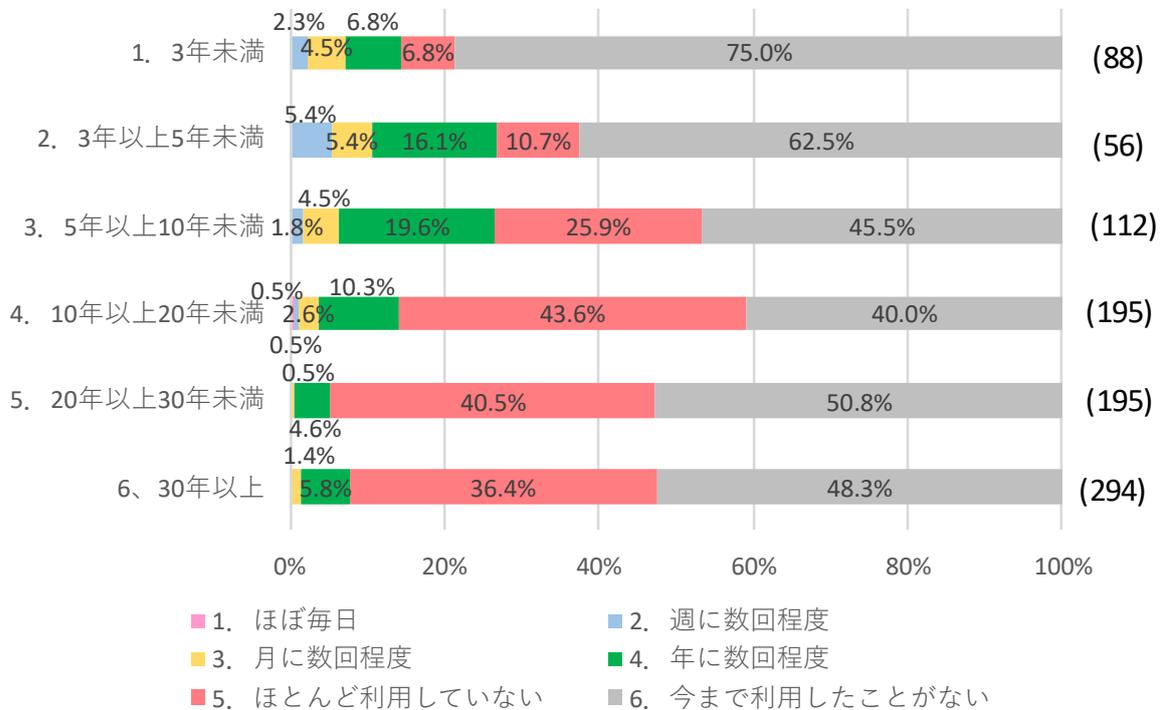
体育館



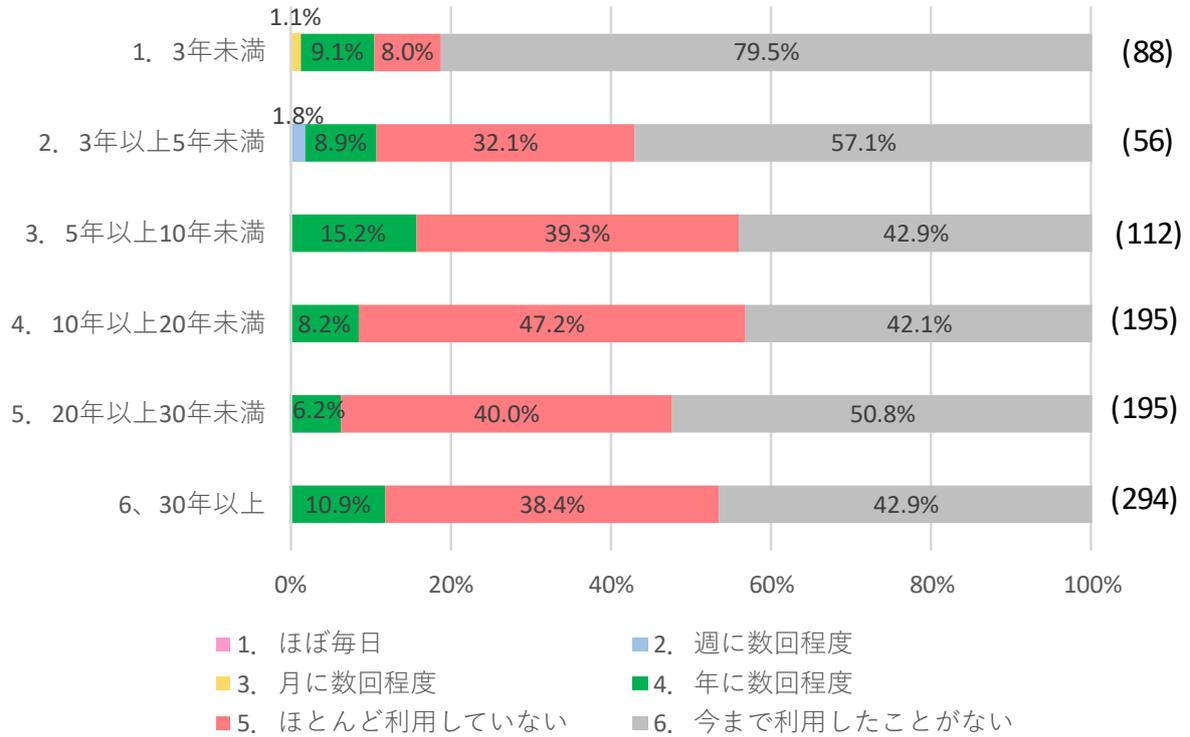
市民会館、ふるさと新座館ホール、図書館



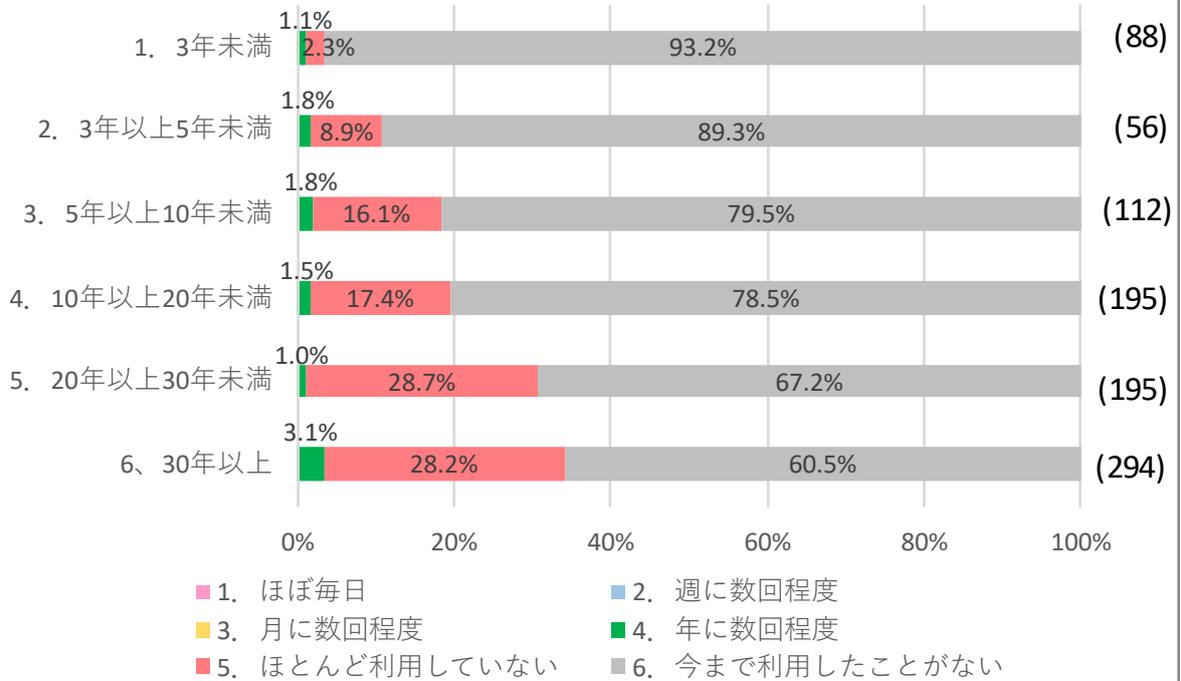
児童センター



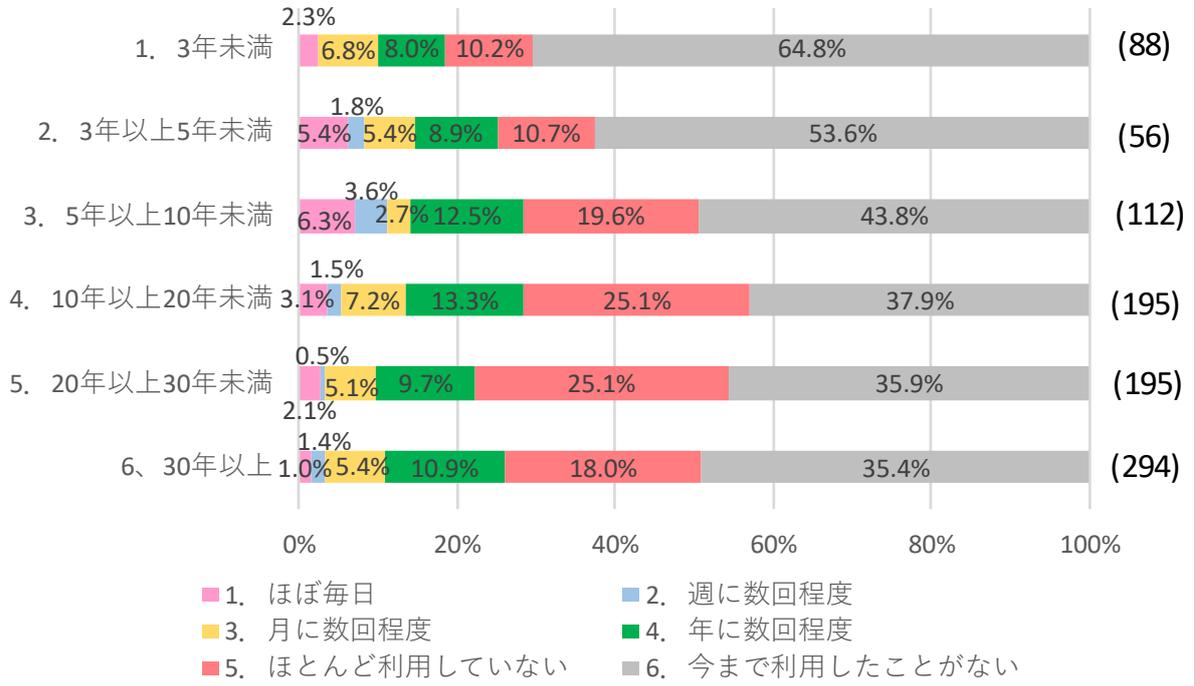
保健センター



歴史民俗資料館



その他



【自由意見】

(1)集計結果

アンケートの最後に自由意見の記入欄を設け、349件の回答を得ました。それらを大きく5つに分類し、以下の集計結果となりました。

分類	回答数	構成比
公共施設全般	85	24.4%
公共施設	118	33.8%
行政	86	24.6%
交通・道路・公園	50	14.3%
その他	10	2.9%
合計	349	100.0%

① 公共施設全般

公共施設全般に関する意見は85件あり、最も多かったのは建物や立地に関する意見でした。

自宅の位置が新座市内の公共施設よりも隣接自治体の施設が近い場合でも「利用出来ない」といった声が多く、「近隣自治体と連携して欲しい」といった提案も見られました。

○この分類での意見

老朽化が目立つ施設が確かに多いように思います。時代に合った機能を持つような施設があればいいかなとも思います。

新しい集会所もできとても嬉しい反面、古い集会所や児童センターが古いのが気になります。

是非利用してみたいと思わせる魅力ある施設があまりない気がします。建物などのハード面だけではなく、ソフト面も充実を図っていく必要を感じます。

新座市は近隣の市と比べても公共施設が不便な場所に多いと感じる。また充実していない。長く住民に住んで欲しいと思うのであれば、便利な場所、人口の多い地域の公共施設を充実させるのが良いと思う。

新座の端、練馬区に隣接している所に住んでいます。新座の施設は点々としているため、アクセスが難しく利用していないのが現状です。

家からはなれている所が多く、利用する機会がほとんどない。

南部地域にももうすこし公共施設案（公園など）ほしい。

保健センターの移転により、ますます主要な施設が市役所周辺に集結してしまい、市内での生活の利便性に差を感じる

市内だけではなく、隣接する埼玉県内・都内各市ともっと共用できる設備が複数あった方がいいです。

近隣の市町と施設の配置など協議した方が良いように思います。(市町民が共に利用できるようにする事を前提)

施設の立て直し、維持管理・修繕は費用がかかるため、施設の中にコンビニ、塾などのテナントを入れて収入を得たり、民間のビル等に施設を間借りするなど、施設にできる限り民間資本を活用していくことが必要。

② 公共施設

この分類では各施設に向けられた意見として集計を行いました。最も多かったのは児童施設に対する意見で34件ありました。プールや公園、児童センターの老朽化への不満が多く見られました。

アンケートの集計結果と同様に子育て世帯や児童福祉への関心の高さが目立ちました。

○この分類での意見

新座市は市民増加をしているにも関わらず子育て世代に対しての施設が少ない。たとえば緑のある公園や施設が少ないので増やしてほしい。

他の市にくらべ、児童センターや大きい公園がない。やたらポケットパークがあり運営を疑う。相続税の節税であり意味がない。公共プールがない。図書館が少ない。

近隣の市と共同、公有の公園、施設は無理でしょうか。だれでもいつでも利用できる大きな公園、図書館があったらいいなと思います。以前住んでいた市では図書館は9時から21時まで利用でき、本を借りるだけでなく、席がたくさんあり、本を読んだり、勉強したりすることができ、毎日利用していました。受験勉強、資格の勉強、ペン習字など落ち着いて取り組み、周りの方に影響され励んでいました。これから先老いていくことを考えると、気軽に散歩できる公園はあったらいいなと思います。

住んでいる場所から近くに集会所があり、とても便利です。集会所の窓口となってくださっている方の対応も親切で安心します。感謝しています。公園のトイレは全体的に増えて綺麗になるととても助かります。ふれあいの家は栗原を何度か利用しましたが、料金がかかるのに集会所より設備が整っていないくて、清潔ではなくガッカリしてしまいました。

児童センターに行ったが、あまりキレイじゃなく、新しくなく子供を遊ばせるのをためらってしまう。キレイな施設だと安心するし、もっと多く連れていきたいと思う。

子供が自分で行けるくらいの距離に福祉の里くらいの大きい図書館があるといいなと思います。児童センターにも、自習で使えるような机とイスのスペースがあると嬉しいです。(近くの公民館でも)

公共施設(図書館など)の広域利用(東京都の周辺自治体含む)を積極的に活用してほしい
体育館も市民の健康維持の為に役立つような施設になると良い。東久留米市や三芳町の体育館などスタジオがあったり、フィットネスが出来たり充実している。

温水プールを造って欲しい。現在は東久留米市のプールを利用しています。

③ 行政

この分類は新座市政全体や財政、その他課題への意見をまとめました。行財政運営についての意見が目立ち、以下のようなものがありました。

○この分類での意見

統廃合、複合化をし、税金を別の部分に使用していただきたい。市税を軽減することにつながると思う。利用料も最大で徴収していただき、施設が赤字とならないよう経営していただきたい。利用しているのは一部の方のみであることをもう一度再確認していただきたい。改修する必要があるのか
市職員数の見直し、市役所含め人数が多いと思います。人件費カットが最優先と思います。
どの公共施設もほぼ利用した事がなく、特に意見する事も思い当たりませんが、利用する人しない人の差があると思うので、利用者から多少なりとも料金をもらうなどして維持費に当てたら良いのではと思います。
体育館、集会所、コミュニティーセンターなど、利用する人としらない人が別れているので、高速道路のように受益者負担で利用料を適正に徴収するのがよいと考えます。
施設を利用しているのは限られた人たちだと思うので老朽化した施設は思いきって全て廃止して良い。その上で新座市のシンボルとなるような引っ越してきたくなる魅力的な複合施設を1つでいいので作ってほしい。そしてその施設に距離があっても行けるようなシャトルバスなどの交通の仕組みを整えてほしい。
公共施設の経費を減らしたり、施設数を減らす議論をする前に他に考えるべきことがあると思う。新座市になぜお金がないのか、どこにお金を使っているのかをホームページや広報にもっと詳しくのせてもらわないと判断することは難しいし、市長などの特別職の方の給料がホームページを見るかぎりだと高すぎると思うので、最低賃金に下げてから住民サービスの削減の話をしてもらいたいと一市民として感じている。
新座市が今までどのような事に税金を使っているのか知ってからでないと思わずらい。公共施設も大切ですが、インフラにも力をいれてほしい。道路やその脇の雑草、空き地、見通しが悪い所が多い。子供を1人で歩かせるのに不安。公園の遊具が古くあぶなそう。小さすぎる公園や整備されていない公園は遊べなく、結果無駄になっている気がする。とくに夏の雑草がひどい。

④ 交通・道路・公園

自由意見の中にはコミュニティバス(にいバス)の運行本数や時刻、道路の状態、公園の数や状態への不満が多く見られました。特に、公共施設へ向かうための交通手段に不満を持つ市民が多くいる事が分かります。

○この分類での意見(交通)

統廃合する場合には交通手段への配慮が必要と思われる。
住んでいる場所(栄)の問題ですが、住んでいる地域から市役所方面へ行きずらく、使いづらいです。(にいバスの本数が少ないです。)車がないので。
新堀地区周辺の新座市内施設への交通の利便性が大変悪く見直しをお願いします。
体育館その周辺への交通の便が悪い 北部(志木駅)からのバス便がない、近くまで行く便が極端に少ない
南部の練馬区の県境のため、どこへ行くのも交通機関がなく不便です。
高齢者施設までの交通手段に困る。もう少し、コミュニティバス等の本数が増えると利用しやすい。

○インフラに関する意見として、以下のようなものがありました。

西堀一丁目に住んでいます。中央図書館を利用したいのですが、西武バスやにいバスの本数では日中のアクセスが難しいです。また自転車で行こうにも、狭い道が多く未就園児を乗せていくのは少し怖いです。駅側の施設に関しては、車を所有していない家庭はアクセスしにくいなと思っております。
公共施設も大事だが、集中豪雨で冠水する場所を早急に工事に取り組んで欲しい。
道路の横断歩道等の線引きが消えてたり、ミラーが見えなかったりして道路整備が出来てなくて危険な場所が多い
歩道の整備・補修を計画的に実行してほしい。ポコポコになっていたり、幅が狭く車道と近すぎる道、縁石やガードレールがない道など、通行していて危険を感じる歩道が多数あります。保育園、幼稚園、小・中学校の通学路になっているところは特に優先して整備すべきと思います。

○公園に関する意見として、以下のようなものがありました。

子供達が自由に遊べる(ボールが使える等)の公園が不足している様に感じます。もっと自由に遊ばせてあげたいです。
近隣に満足する公園がない為、小さい公園に子供があふれている。もっと子育てのニーズをくみとって欲しい。
新座市は大きな公園がない。土地の関係もあると思いますが、新座市に住んでいながら別の市や県に遊びに行きます。新座市にも大きな公園ができたなら(特に南部)と思います。

一方で、公園に関しては肯定的な意見も見られました。

以前この様なアンケートで、市内に大きな公園を作ってほしいと書いた事があります。その数年後に「水辺の丘公園」が出来ました。市民の声が反映されているんだなと嬉しい気持ちになりました。ありがとうございます。財政問題も大変だと思いますが、新座に若い世代が越してきたくなる様な町になっていく事に期待しています。既存施設で老朽化が進んでいる所もトイレ（水回り）を最新式にすれば満足度が上がる気がします。

⑤その他

①～④の分類に含まれない意見をその他として集計しました。

アンケートそのものに対する意見等は複数あり、以下のようなものがありました。

○この分類での意見

このアンケートの選択肢が誘導しようとしているようなものが多々ある。これをエビデンスとして行政判断することに懸念を感じる

40年以上経過している古い施設に対し長寿命化をしても、多少利用期間が延びるだけで費用対効果はないと思われる。このアンケート自体が公共施設の再編や再配置のみを対象としているので、もっと違う視点での回答案も示してほしかった。

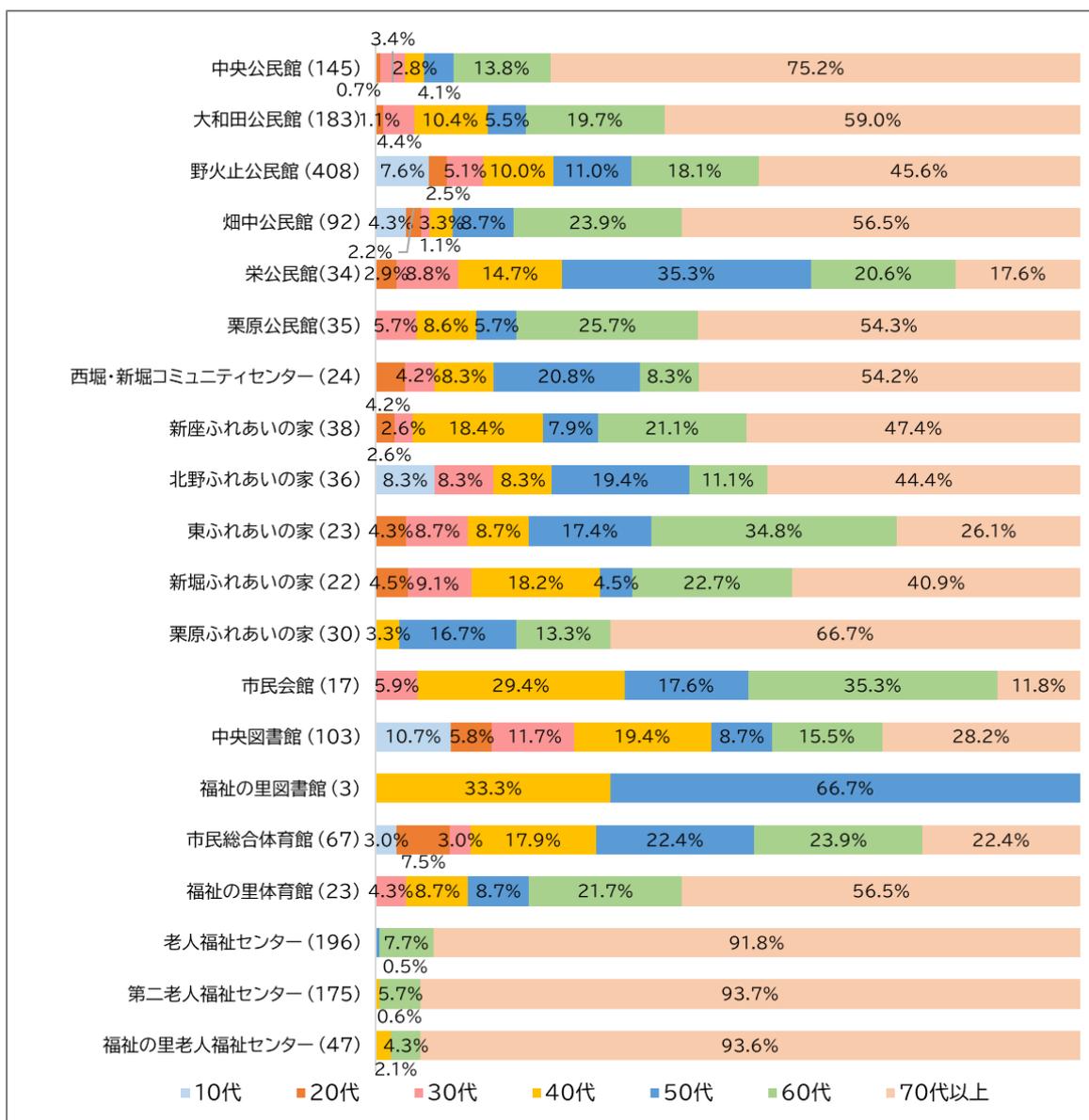
①利用者の少ない施設は近隣の施設を統合又は複合化して利用しやすい様にする。②減らすことを目的としたアンケートの様で今一つ回答に気が乗らない。「利便性向上」も併せて検討されたい。

少子高齢化が進むと、人口に占める高齢者の割合が増える。民主主義は多数決だから、当然、高齢者を優遇すべきという声がかくなる。選挙やこうしたアンケートの回答率は、世代間で異なる。暇している高齢者の回答率は高くなるし、仕事家事育児で忙殺されている若者の回答率は低くなる。相模原や横須賀、高齢者が住みやすい街を目指した市町村の末路は本当に悲惨なものである。新座市がそうならないことを期待している。

7. 利用者アンケート調査結果

1) 年齢

回答者の年齢は、ほとんどの施設で「70代以上」が最も多くなっていますが、「東ふれあいの家」や「市民会館」、「市民総合体育館」では「60代」、「栄公民館」と「福祉の里図書館」では「50代」が最も多くなっています。



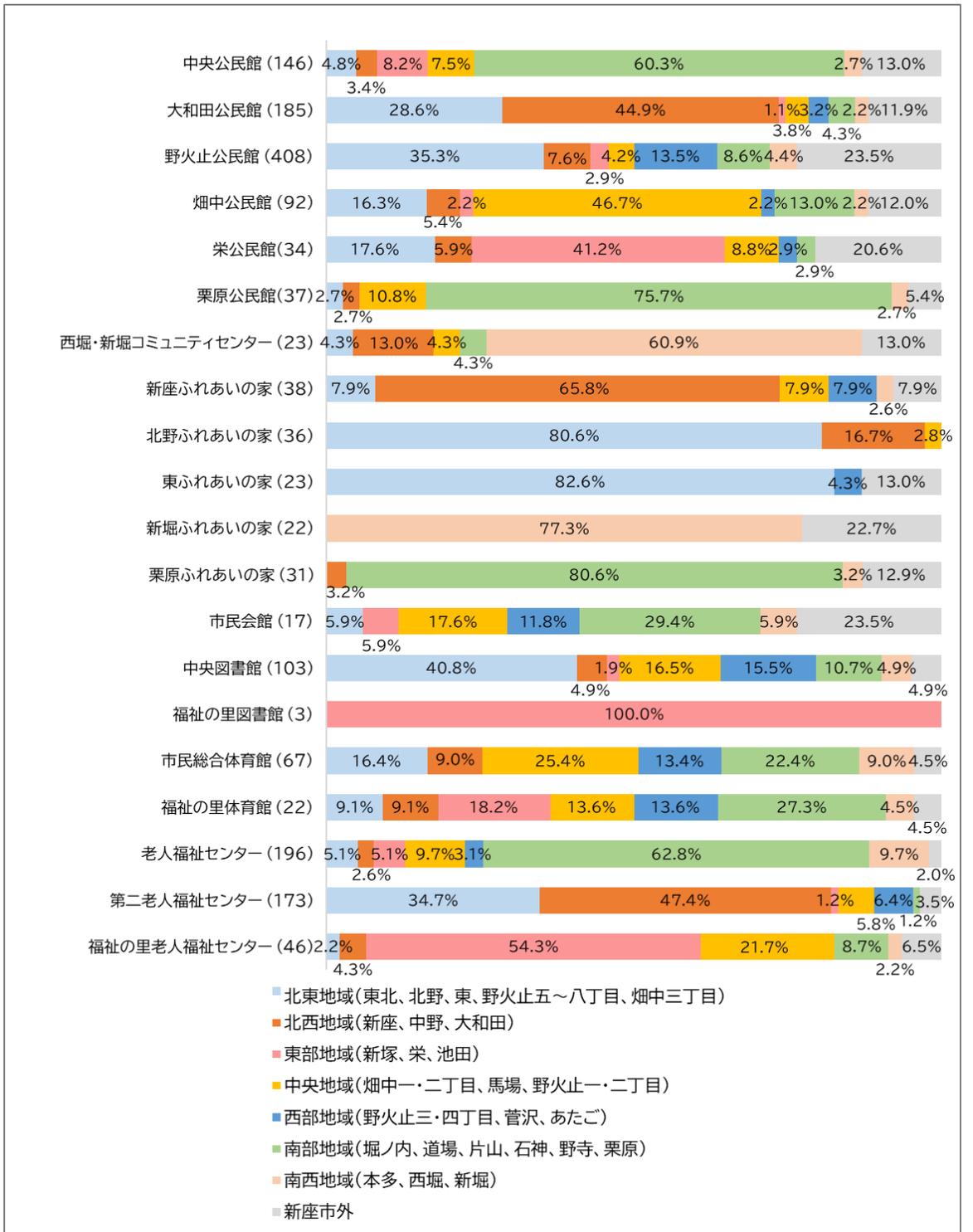
※一部のグラフ中の数値は四捨五入の都合上、合計値が100%にならない場合があります。

※()内はその設問の無回答を除いた回答数となります。

2) 居住地区

回答者の居住地区は、施設が立地している地域とその周辺が多くを占めています
が、「市民会館」や「中央図書館」、「市民総合体育館」、「福祉の里体育館」などは市内
全域から利用がみられます。

また、「野火止公民館」と「市民会館」は「新座市外」と回答した方が多くなっ
ています。

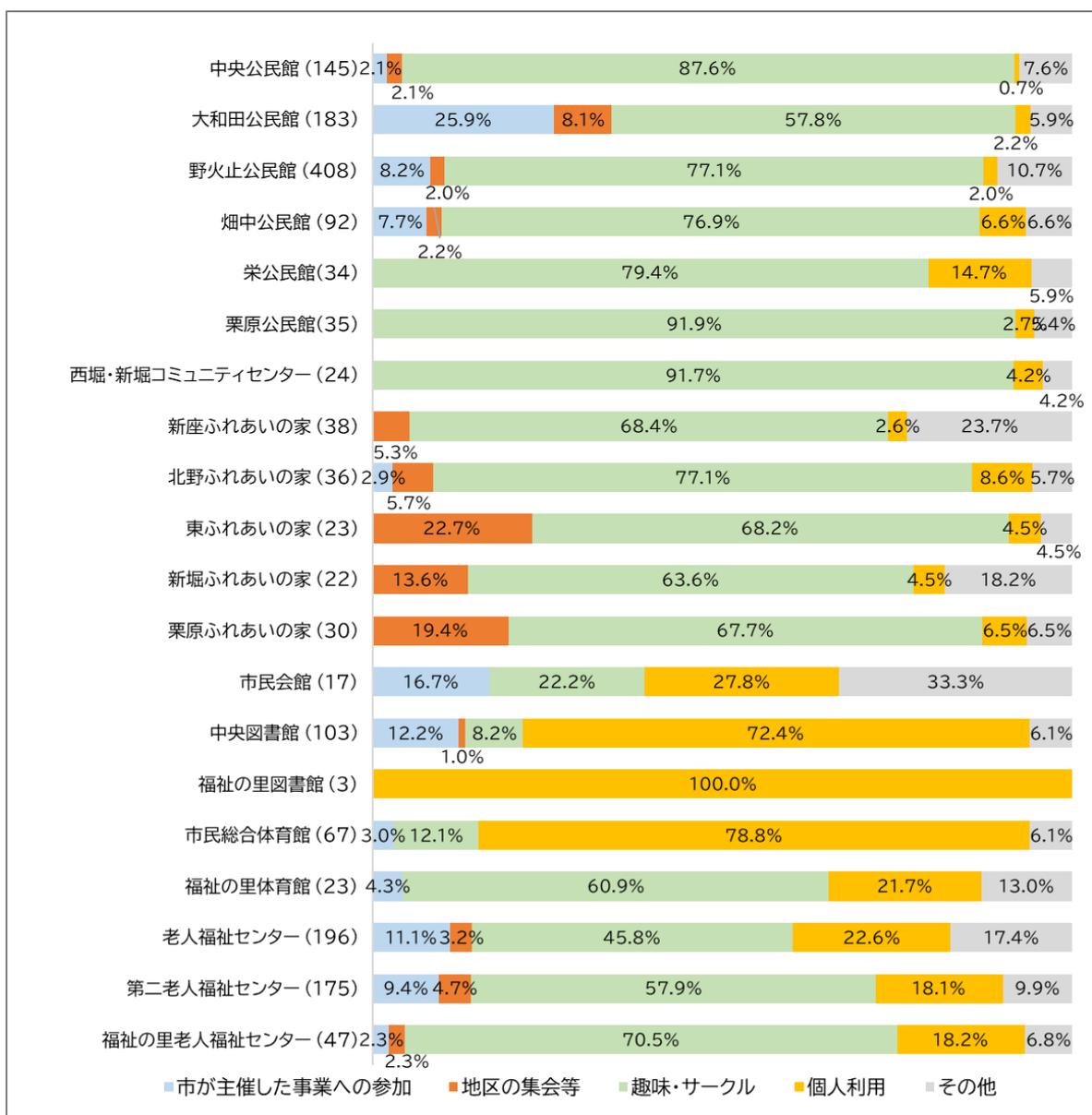


(2)施設の利用目的・利用した場所(部屋)

1)利用目的

回答者の施設の利用目的のうち、「市民会館」、「中央図書館」、「福祉の里図書館」、「市民総合体育館」では、「個人利用」の割合が高く、それ以外の施設では、「趣味・サークル」の割合が最も高くなっています。

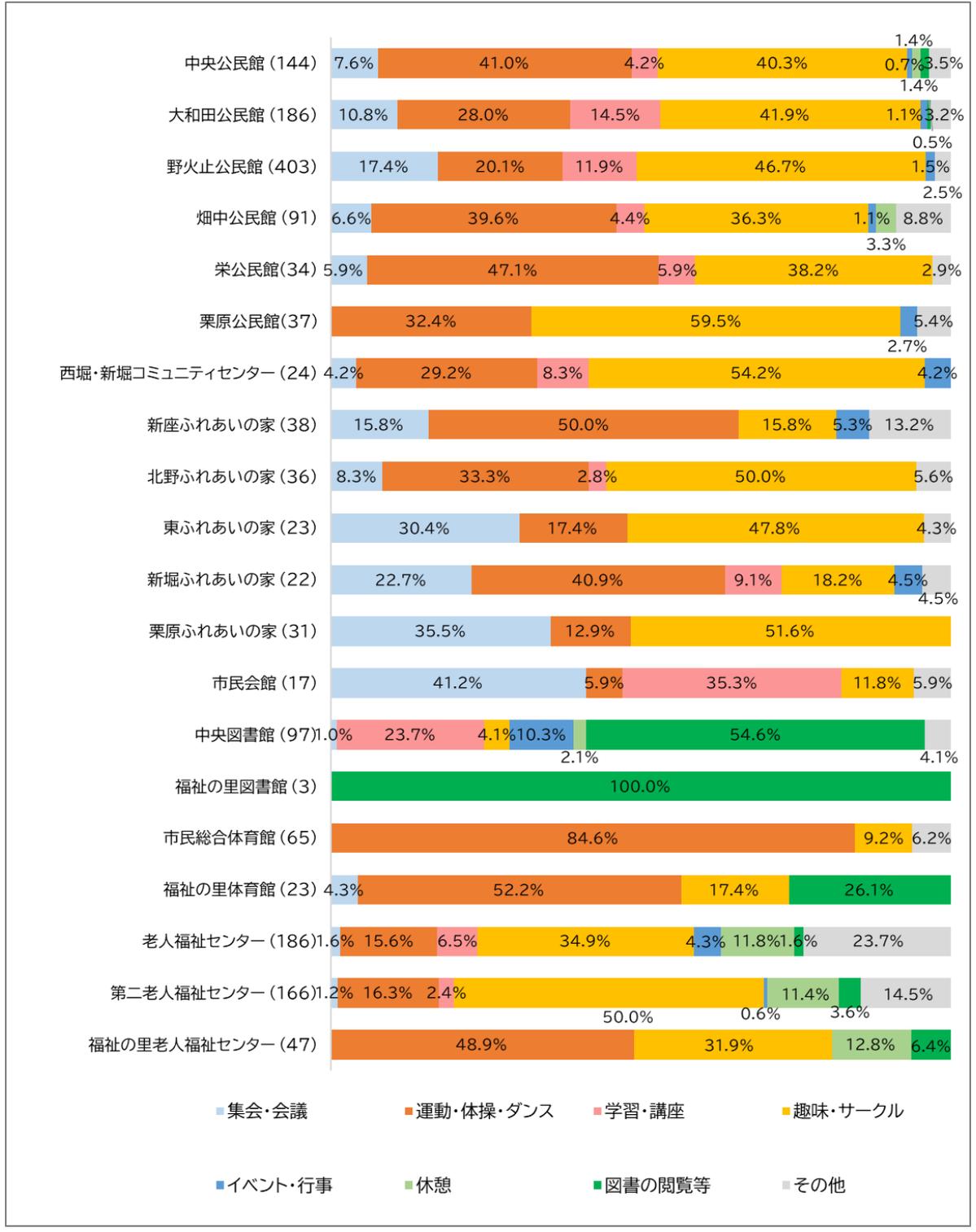
また、「大和田公民館」では「市が主催した事業への参加」、「東ふれあいの家」や「栗原ふれあいの家」では「地区の集会等」の割合が他の施設に比べて高くなっています。



2)利用内容

回答者の施設の利用内容は、集会施設では「趣味・サークル」の割合が最も高い施設が13施設中7施設と多く、次いで「運動・体操・ダンス」が5施設となっています。

なお、各ふれあいの家と市民会館では「集会・会議」の割合が比較的高く、高齢者施設の3施設では「休憩」の割合が約1割となっています。



3)主に利用した場所(部屋)

回答者が施設で主に利用した場所(部屋)のうち、割合が高い上位3つについては各施設で下記のとおりとなりました。

集会施設では、「体育館」や「軽体育室」などの運動ができる場所(室)の利用が多く、次いで「会議室」や「研修室」などの利用が多くなっています。

施設名	主に利用した場所(部屋)【上位3つ】		
	1位	2位	3位
中央公民館	体育室 (33)	レクリエーション室 (23)	視聴覚室 (18)
大和田公民館	軽体育室 (51)	研修室 (29)	和室 (28)
野火止公民館	講義室 (134)	音楽室 (80)	軽体育室 (68)
畑中公民館	軽体育室 (33)	講義室 (21)	児童室 (15)
栄公民館	軽体育室 (11)	会議室 (8)	児童室 (4)
栗原公民館	軽体育室 (12)	会議室 (10)	実習室、児童室 (5)
西堀・新堀コミュニティセンター	児童遊戯室 (5)	体育室 (4)	郷土資料展示室、集会室 (3)
新座ふれあいの家	軽体育室 (20)	会議室 (10)	実習室、和室 (2)
北野ふれあいの家	会議室 (12)	軽体育室 (11)	音楽室 (8)
東ふれあいの家	会議室 (8)	和室 (5)	ホール (4)
新堀ふれあいの家	ホール (10)	和室 (4)	会議室 (3)
栗原ふれあいの家	ホール (10)	実習室 (8)	会議室 (5)
市民会館	会議室 (13)	ホール (3)	リハーサル室 (2)
中央図書館	図書室 (39)	学習室 (15)	会議室 (5)
福祉の里図書館	図書室 (3)	—	—
市民総合体育館	トレーニング室 (43)	ウエイトリフティング室 (3)	武道場 (3)
福祉の里体育館	アリーナ (12)	—	—
老人福祉センター	浴室 (28)	大広間 (26)	会議室 (20)
第二老人福祉センター	大広間 (58)	大浴場 (34)	娯楽室 (10)
福祉の里老人福祉センター	機能訓練室 (9)	講義室 (6)	浴室 (5)

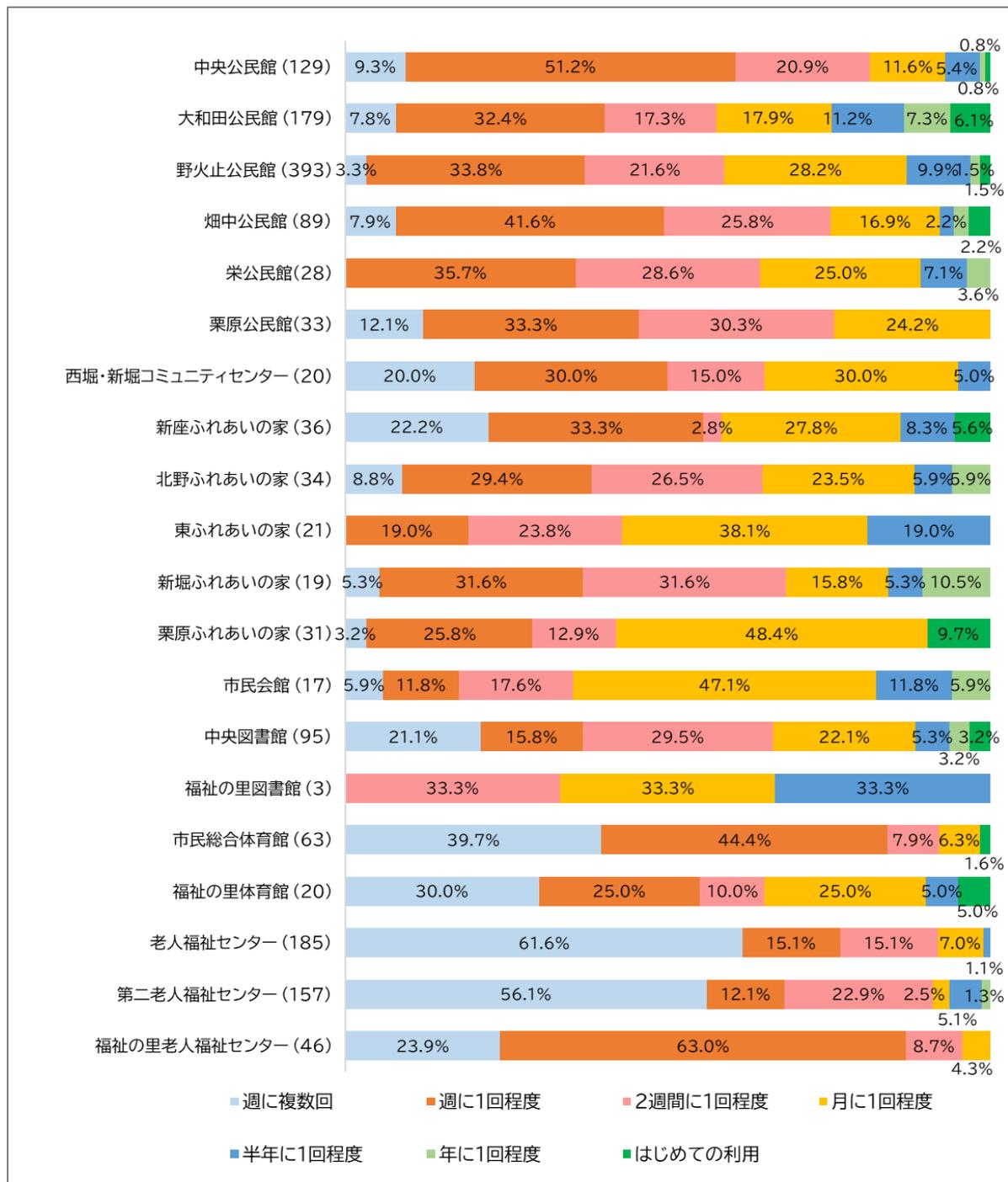
※「その他」以外の選択肢のうち、上位3つを抽出しています。

4)利用頻度

回答者の施設の利用頻度は、集会施設の大半と「市民総合体育館」、「福祉の里老人福祉センター」は、「週に1回程度」が最も多くなっています。

なお、「東ふれあいの家」、「栗原ふれあいの家」、「市民会館」では、「月に1回程度」が多く、「中央図書館」では、「2週間に1回程度」が多くなっています。

また、「福祉の里体育館」、「老人福祉センター」、「第二老人福祉センター」は「週に複数回」が最も多くなっています。



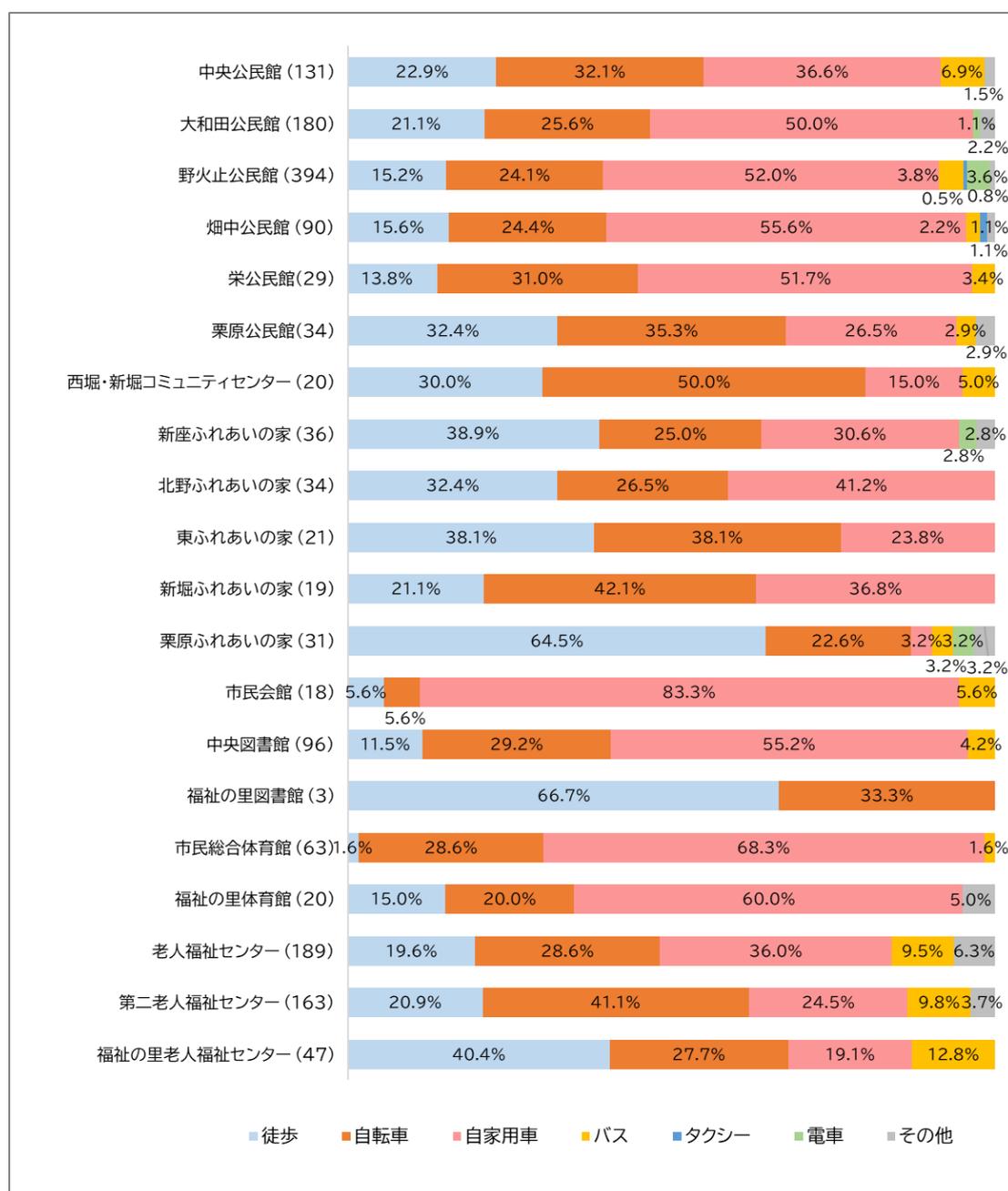
(3)施設への交通手段等

1)交通手段

施設への交通手段は、ほとんどの施設で「自家用車」が最も多くなっています。

ただし、「新座ふれあいの家」、「東ふれあいの家（自転車と同率）」、「栗原ふれあいの家」、「福祉の里図書館」、「福祉の里老人福祉センター」の5施設では「徒歩」が最も多く、「栗原公民館」、「西堀・新堀コミュニティセンター」、「東ふれあいの家（徒歩と同率）」、「新堀ふれあいの家」、「第二老人福祉センター」の5施設では「自転車」が最も多くなっています。

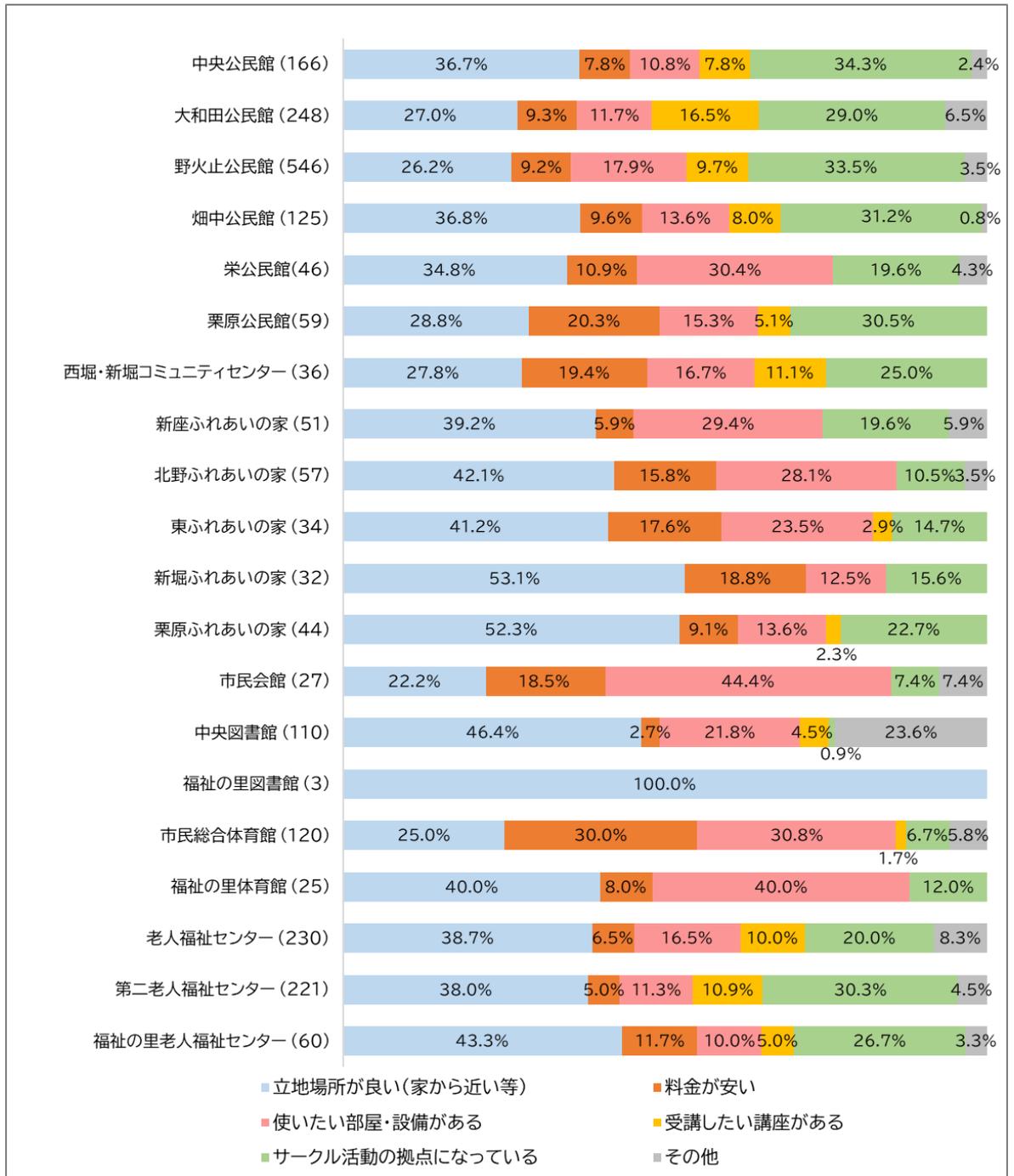
なお、「タクシー」、「電車」の利用はわずかとなっていますが、「老人福祉センター」と「第二老人福祉センター」は「バス」の利用が約1割程度となっています。



2)利用した理由(複数回答)

施設の利用理由については、多くの施設で「立地場所が良いから(家から近い等)」が最も多くなっています。

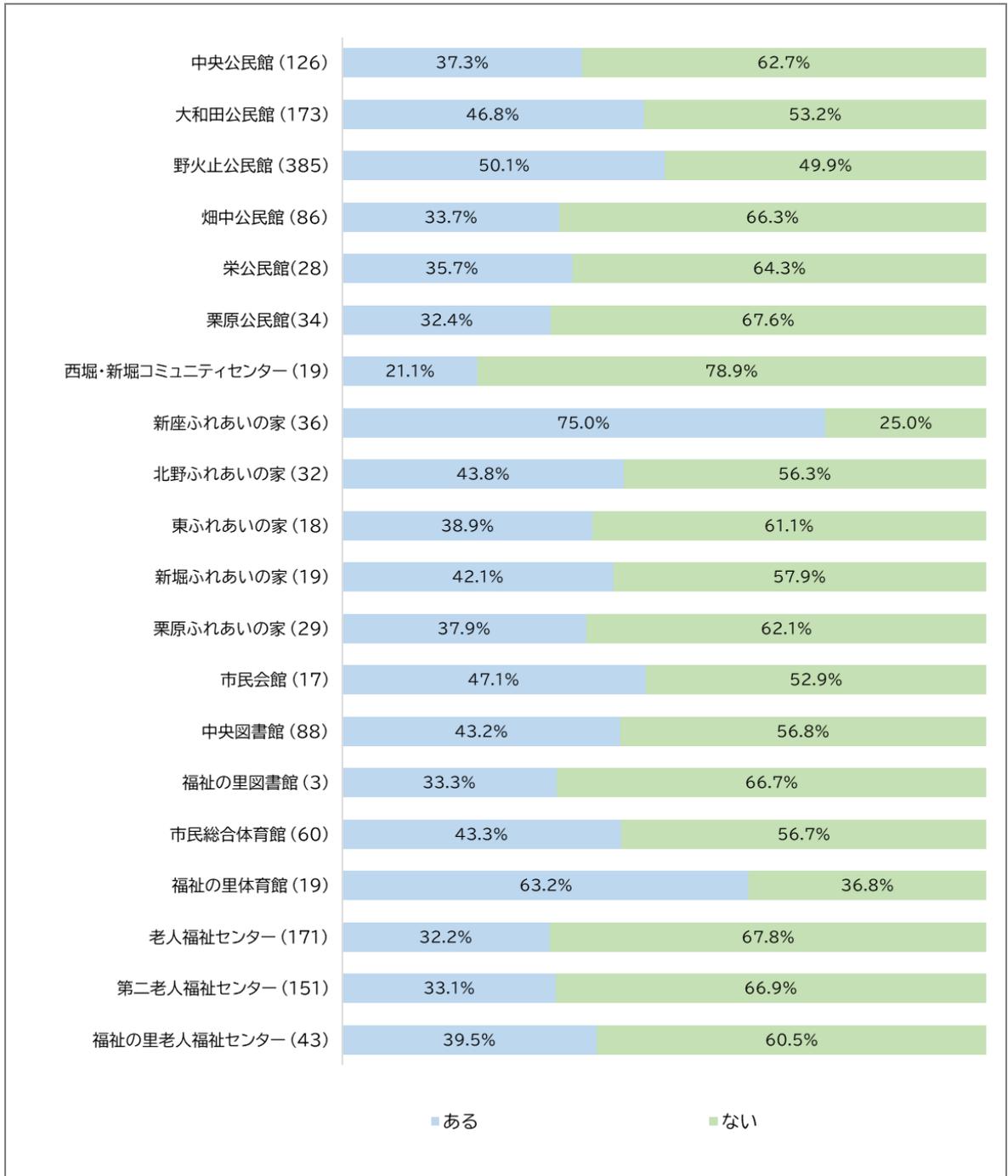
ただし、「市民会館」、「市民総合体育館」、「福祉の里体育館(立地場所が良いからと同数)」の3施設では、「使いたい部屋・設備がある」が最も多く、「大和田公民館」、「野火止公民館」、「栗原公民館」の3施設では「サークル活動の拠点になっている」が最も多くなっています。



3)他に利用する施設

同じ利用目的で他の施設を利用することがあるかどうかについては、ほとんどの施設で「ない」が多くなっていますが、「野火止公民館」、「新座ふれあいの家」「福祉の里体育館」の3施設では「ある」が多くなっています。

「野火止公民館」で他の利用施設名称を回答してもらったところ、「中央公民館」や「大和田公民館」が多く、「新座ふれあいの家」では「北野ふれあいの家」や「市民総合体育館」、「福祉の里体育館」では「市民総合体育館」が多くなっています。



(4)自由意見

1)集会施設

集会施設に関する自由意見は全部で 380 件ほどあり、その中で多かった意見は以下のとおりです。

- ① トイレ洋式化：74 件
- ② エレベーター設置：21 件
- ③ にいバスに関する意見」12 件
- ④ 利用料金に関する意見：12 件
- ⑤ 空調設備に関する意見：11 件
- ⑥ インターネット予約に関する意見：8 件

2)図書館、体育施設、高齢者施設

図書館、体育施設、高齢者施設に関する自由意見は 163 件ほどあり、その中で多かった意見は以下のとおりです。

- ① とてもよい・満足している：39 件
- ② にいバスに関する意見：11 件
- ③ 施設の利用時間に関する意見：8 件
- ④ トイレ洋式化：7 件

8. 用語解説

行	用語	説明	主な掲載頁
あ	朝霞地区4市共用火葬場設置基本構想	本市の他、朝霞市・志木市・和光市の4市共用の火葬場を設置する構想。令和7年1月に策定された。	118
	アセットマネジメント	資産(アセット)を管理すること(マネジメント)	1
	一部借地	施設の土地の一部が民有地となっている。	53～
	インフラ長寿命化基本計画	老朽化対策に関する政府全体の取組として平成25年11月に取りまとめられた。この計画に基づき国及び自治体レベルで行動計画の策定を進める。	2
か	(仮称)三軒屋公園等複合施設	三軒屋公園及び東北コミュニティセンターの敷地を活用して整備を進めている複合施設	56～
	基幹相談支援センター	障がい福祉分野において地域の相談支援の中核的な役割を担う相談機関を指す。令和6年4月からは自治体の設置が努力義務となった。	85
	機能	施設が保有するサービスを指す。	4
	行財政改革	限られた経営資源を最大限に活用し、効率的かつ効果的に事業を進め、財政の健全化と市民サービスの維持向上の両立を目指す取り組み	29
	行政拠点	市役所などの主要な行政機能が集積する範囲。本市では市役所本庁舎付近となる。	33
	経過年数	施設の築年数を指す。	7
	県内市平均	埼玉県内の市町村の内、市のみを指す。	5
	公共交通ネットワーク	地域住民の通勤通学・買い物・通院等の多様な移動ニーズに応えるための交通網を指す。	150
	コミセン	コミュニティセンターの略称	54
	コンパクト・プラス・ネットワーク	地域の活力を維持し、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し高齢者が安心して暮らせるように地域公共交通と連携してコンパクトなまちづくりを進めること。	32
	さ	サークル	本市が主催となる団体活動
歳出		国及び地方公共団体での「支出」の表現。	10
財政非常事態宣言		市民サービスの維持向上に充てる財源の不足と新型コロナウイルス感染症拡大に伴い令和2年10月に宣言したが事業全般の見直し等徹底した取り組みにより令和3年度末で解除された。	11
先送り		物事の処理・解決などを先に延ばすこと。延期、順延などと同義。	11
施設カルテ		公共施設毎に概要や収支を所管課がまとめたもの。	43～
執行停止		手続きの続行を一時的に止めること。	11
社会福祉法人		社会福祉事業を都道府県知事又は自治体の長の認可を受けて設立される民間の非営利法人。	85～
借地		施設の土地が民有地となっている。	52～
市有地		施設の土地が市有地となっている。	52～
		就労移行支援	65歳未満で障がいや難病を持つ人が就労に必要な知識及び能力を向上させるための訓練や求職活動に関する支援等を行う事業。

行	用語	説明	主な掲載頁
さ	就労継続支援B	就労経験があるが年齢や体力面から被雇用が困難な人、就労移行支援でB型と判断された人、50歳以上もしくは障害基礎年金1級受給者が利用出来る軽作業の生産活動や就労訓練・支援を行う事業。	84～
	準生活拠点	地域住民の日常生活を支えるために必要な生活サービス機能が集積する範囲。本市では福祉の里周辺となる。	33
	上位計画	本計画の基礎となる計画	29
	消防組織法	火災予防や消火活動を行う体制や機関について定めた法律	140
	消防団	市内に在住在勤の民間人。非常勤の地方公務員の扱いとなる。	140
	生活介護事業所	障害支援区分が区分3以上の人が必要な介護を受けながら健康維持のための運動やリハビリ、生産・創作活動に取り組む事を支援する事業所	85
	生活拠点	地域住民の日常生活を支えるために必要な生活サービス機能が集積する範囲。本市ではひばりが丘駅北口周辺となる。	33
	接道要件	建築基準法第43条に定められる義務で、都市計画区域内の建築物の敷地は幅2m以上の道路に接していないといけない。	155
た	対応時期	本計画では短期を5年以内(2030年まで)、中期を10年以内(2035年まで)、長期を20年以内(2045年まで)としている。	51～
	滞在快適性	滞在快適性等向上区域。居心地が良く歩きたくなる空間づくりの促進を図るため令和2年に法改正された。	33
	代替性	該当施設と似た機能を有する公共施設や民間施設を指す。	41
	妥当性	施設評価を基に存廃の基準となる考え方を指す。	41
	地域活動支援センター	障がい者を対象に地域の実情に応じて創作活動や生産活動の機会提供、社会との交流の促進等のサービスを提供する通所施設を指す。	84
	調整区域	市街化調整区域。都市計画法第7条第3項において市街化を抑制すべき区域と定められ、原則として新たな開発・建築行為を禁止している。	155
	DX	デジタルトランスフォーメーションの略称。デジタル技術を駆使し既存のビジネスを変革すること。	96
	都市機能誘導区域	医療・福祉・商業施設等の都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域。	45
	都市拠点	市民生活を支える主要な商業・業務機能など多様な機能が集積する範囲。本市では志木駅周辺及び新座駅周辺となる。	33
	都市計画道路	交通機能、空間機能、市街地形成機能を有し都市の骨格を形成する都市施設。本計画では栗原五丁目自転車駐車場の土地が都市計画道路の範囲に入っている。	149～

行	用語	説明	主な 掲載頁
た	土地区画整理事業	道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。本計画では新座駅北口土地区画整理事務所が対象となる。	94
	土地所有	施設が建つ土地の分類を指す。	51
な	延床面積	施設の全ての階の床面積を合計した値。	5
は	放置自転車	自転車利用者が自転車駐車場以外の場所に放置し、その場から離れて自分では直ちに移動できない状態	148
や	予防保全型	故障が発生する前に定期点検等を行い、問題発生を事前に防ぐ手法	31
ら	老朽化	経年劣化の事。公共施設をはじめ多くの施設では構造や築年数から改修改築を実施している。	1
	ロードマップ	目標達成までの道のりや計画を時系列で視覚化したもの。	152